

# 文京区 景観計画

—協働で取り組む—  
「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、  
文京区らしい  
魅力溢れる景観づくり



# 文京区景観計画の策定に当たって



文京区は、「坂」と「緑」と「史跡」が溢れ、多くの魅力的な景観に出会えるまちです。

起伏に富んだ地形を象徴する多くの坂道は、文京区の景観を特徴付けるものとなっています。また、文京区の歴史・文化の深さを象徴する文化財や文人ゆかりの史跡が区内の各所に点在し、歴史・文化の趣を感じさせるとともに、下町風情が残るまち並み、寺社が多く集まる寺町など、地域ごとの個性ある景観が見られます。さらには、江戸時代につくられた大名庭園や斜面地の豊かな樹林を利用した大学などの大規模な緑のまとまり、都市空間の中で自然や潤いを感じができる神田川、そして、公園で子どもたちが楽しく遊ぶ姿や商店街で多くの人が集う姿など、区内には多くの魅力的な景観が溢れ、豊かなまち並みが広がっています。住宅地として落ち着いたまち並みや、歴史的な雰囲気のまち並みなどが相まって、居住者だけでなく来訪者からも親しまれてきました。

文京区では、平成12年度より、景観基本計画に基づき景観指導・誘導を実施してまいりましたが、今後は、景観法に基づく景観行政団体として、これまで以上に、こうした文京区らしい魅力を生かしたきめ細かい景観づくりを推進するため、景観計画を策定いたしました。

これにより、文京区都市マスターPLANに掲げる「安全で快適な魅力あふれるまちづくり」の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、区民や建築行為を行う事業者の皆さん等の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、今回の策定に当たり、長時間の審議・検討にご尽力いただきました各位、貴重なご意見やご提案をいただきました区民の皆さんに、厚くお礼申し上げます。

平成25年10月

文京区長

成澤廣修

# 目 次

## はじめに

1

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| (1) 本計画における「景観」とは.....         | 1 |
| (2) 景観行政団体への移行及び景観計画策定の背景..... | 3 |
| (3) 景観行政団体への移行及び景観計画策定の意義..... | 3 |
| (4) 景観計画の区域.....               | 4 |
| (5) 景観計画の位置付け.....             | 4 |

## 第1章 文京区の景観特性

5

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1－1 文京区の景観特性..... | 6  |
| (1) 地形.....       | 7  |
| (2) 歴史・文化.....    | 8  |
| (3) まちのまとまり.....  | 11 |
| (4) 骨格.....       | 19 |
| (5) 抱点.....       | 22 |
| (6) 緑.....        | 23 |
| (7) 活動.....       | 26 |

## 第2章 景観づくりの目標と基本方針

29

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 2－1 「景観特性」を生かした景観づくり..... | 29 |
| 2－2 景観づくりの目標.....         | 30 |
| 2－3 景観づくりの基本方針.....       | 31 |

## 第3章 良好的な景観づくりのための景観形成基準

41

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 3－1 景観形成基準の考え方.....      | 41 |
| 3－2 景観形成基準.....          | 43 |
| (1) 景観形成基準.....          | 43 |
| (2) 色彩基準.....            | 81 |
| (3) 景観形成基準の適用.....       | 91 |
| 3－3 建築行為等の規制・誘導の仕組み..... | 92 |

## 第4章 公共施設における先導的な景観づくり

95

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 4-1 公共施設における先導的な景観づくり | 95 |
| 4-2 公共施設の整備に関する景観配慮事項 | 95 |
| 4-3 景観重要公共施設          | 97 |
| (1) 景観重要公共施設の指定方針     | 97 |
| (2) 指定に当たっての考え方       | 97 |
| (3) 景観重要公共施設の整備に関する事項 | 98 |

## 第5章 景観資源の保全

101

|                  |     |
|------------------|-----|
| 5-1 景観重要建造物の指定方針 | 101 |
| 5-2 景観重要樹木の指定方針  | 101 |

## 第6章 屋外広告物における景観づくり

103

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 6-1 屋外広告物の表示等に関する基本方針等       | 103 |
| (1) 屋外広告物の表示等に関する基本方針        | 103 |
| (2) 文化財庭園等景観形成特別地区（I種）における基準 | 104 |
| 6-2 ガイドラインを用いた屋外広告物の協議       | 105 |

## 第7章 景観形成の推進

107

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 7-1 区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働による景観づくり | 107 |
| 7-2 景観づくりの推進体制                   | 108 |
| (1) 文京区景観づくり条例の制定                | 108 |
| (2) 文京区景観づくり審議会の設置               | 108 |
| (3) 建築行為等の協議体制                   | 108 |
| (4) 庁内の推進体制                      | 110 |
| (5) 各種行政計画との連携等                  | 110 |
| (6) 東京都及び隣接区との連携                 | 110 |
| 7-3 計画の見直し                       | 111 |
| 7-4 景観づくりの推進施策                   | 111 |

## 資料編

113



# はじめに

## (1) 本計画における「景観」とは

景観とは、建物や看板、木々の縁など、日ごろ、私たちが目にしているまちの様子や風景を表す言葉です。公共建築物や公園、道路などの公共施設だけではなく、個人の敷地内に建つ建物の外観や外構、門や塀、樹木など、私たちが日常生活で見ることができるものは、景観上重要な要素です。

また、景観が形成される背景には、江戸時代の町割りを継承した高台の住宅地等の地域で培われた歴史や、下町風情あるまち等で見ることができる固有の文化があります。

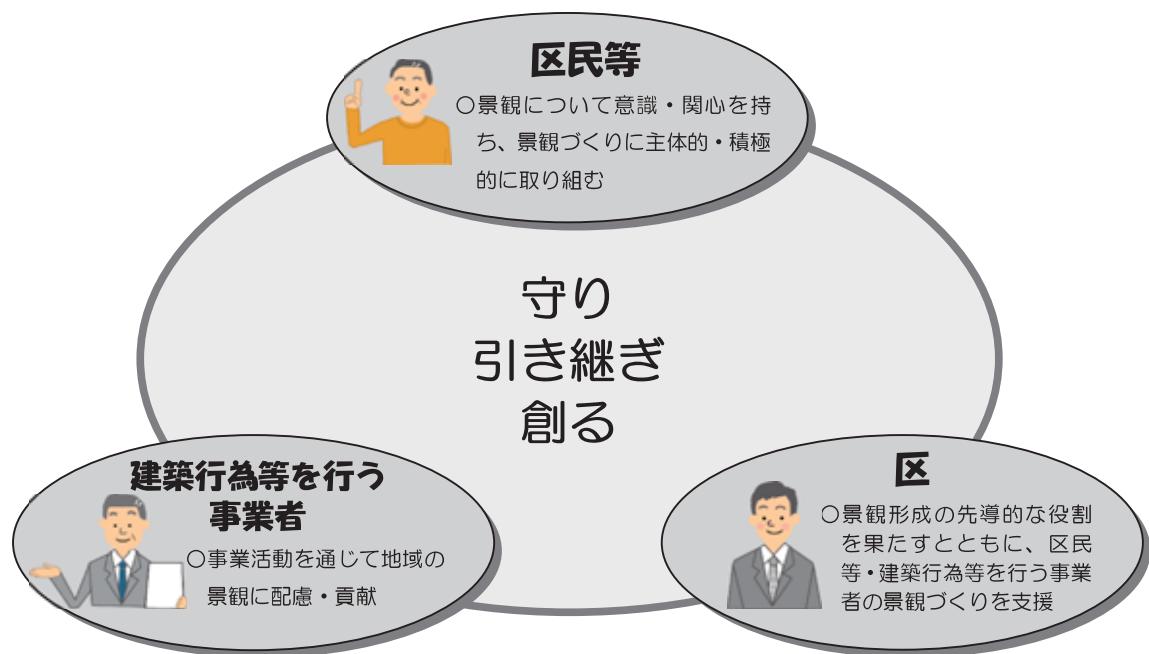
さらに、公園で子ども達が楽しく遊ぶ姿や、駅前や商店街で多くの人が集う姿など、人々の活動や営みも景観の中に含まれる要素のひとつです。

景観は、これらの積み重ねによってつくり上げられてきたものをいいます。



良好な景観づくりとは、だれもが心地良さを感じることができるまちを形成していくことだと考えます。区内には、数多くの坂道や歴史・文化的資産、豊かな緑、人々の賑わいなど、多様な魅力が溢れています。これらは区民等が誇ることができる貴重な資産として、守り、引き継ぎ、創っていかなければなりません。区の魅力を生かした景観づくりを推進していくことで、心豊かな生活環境がつくれるとともに、地域の個性が育まれ、区民等が地域への愛着や誇りを持って生き生きと暮らせるまちが形成されます。

良好な景観を形成するためには、長い時間をかけ、区民等、建築行為等を行う事業者、区が協働し、それぞれの役割を果たしながら景観づくりに取り組んでいくことが必要です。そこで、「文京区景観計画」を策定し、区の魅力を生かした良好な景観づくりの実現に向け、区民等、建築行為等を行う事業者、区が協働して景観づくりに取り組んでいくものです。



図は-2 区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働

本計画において、区民、区民等、建築行為等を行う事業者は、次のとおりとします。

○区民

区内に住む人、働く人、学ぶ人をいいます。

○区民等

区民、区内の土地、建築物又は工作物に関する権利を有する個人又は法人、区内において「建築行為等を行う事業者」で定める事業活動以外の事業活動を行う個人又は法人、地域活動団体（地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るために、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体）、非営利活動団体（公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、地域活動団体以外の非営利に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるもの）をいいます。

○建築行為等を行う事業者

区内において、建築物の建築等、工作物の建設等、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、広告物の表示等（以下「建築行為等」という。）の事業主、代理人、設計者及び施工者その他建築行為等の事業活動を行うものをいいます。

## (2) 景観行政団体への移行及び景観計画策定の背景

文京区では、文京区景観基本計画（平成9年）、文京区景観条例（平成11年）及び景観ガイドライン（平成12年）などに基づき、一定規模以上の建築物や屋外広告物などについて指導・誘導を行う「景観事前協議」を実施し、平成24年度までの13年間に1,474件の協議を行い、調和のとれた景観の形成を誘導してきました。

また、普及啓発事業として、景観形成に貢献した建築物や地域活動などを表彰する「文の京都市景観賞」や、区民に区内の特色ある景観を再発見してもらうための「まち並みウォッチング」を実施し、区民の景観への関心と理解を深めてきました。

一方、我が国では、高度成長期以降、急速な都市化が進み、経済性や効率性、機能性を重視したまちづくりが行われてきました。しかし、都市化の進展が落ち着くにしたがい、人々の価値観が量的充実から質的充実へと変化してきたことや、諸外国の美しいまち並みへの関心の高まりなどから、我が国においても、これまであまり尊重されなかった景観を見直そうという気運が高まり、平成16年に景観法が制定されました。景観法では、良好な景観の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにし、景観形成においては、住民に最も身近な基礎的自治体が中心的な役割を担っていくべきという考え方を示すとともに、景観形成の行為規制を行うための仕組みが整えられました。

そこで、区では、平成23年に都市マスタープランを改定し、「～協働で次世代に引き継ぐ～安全で快適な魅力あふれるまちづくり」を目標に、景観法に基づく景観行政団体への移行によって、体系的な景観まちづくりを進めることを定めました。

## (3) 景観行政団体への移行及び景観計画策定の意義

景観法では、景観行政団体になることにより、建築物の形態や色彩、意匠などについて、法に基づく規制等を行うことが可能となります。文京区は、景観行政団体へ移行し、景観計画を策定することで、今後導入予定の高度地区（絶対高さ制限）等の都市計画や他の行政計画などと連携しながら、景観形成をさらに推進していきます。

### ①区の魅力を生かした景観形成を推進する

景観法に基づく文京区独自の景観計画を策定し、区の特性に応じた景観形成基準を定めることにより、法に基づく実効性を確保した上で、これまで以上に区の魅力を生かしたきめ細かな景観形成を推進します。

坂道や歴史・文化的資産、緑など、区の景観を特徴付ける要素が見られる場所においては、それらをより魅力あるものとするための基準を定めます。さらに、重点的に景観形成を推進する地区を選定し、その地区の持つ資源や特性を重視した基準を地区住民との協働によって定め、規制誘導することで、地区の個性を生かした景観づくりを推進していきます。

### ②区民等や建築行為等を行う事業者に分かりやすい仕組みを構築する

これまでには、文京区景観条例に基づき区が行う景観行政と、東京都景観計画に基づき都が行

う景観行政がそれぞれに行われていたため、地区や建築物等の規模によっては、協議や手続きの窓口が区と都に分かれていたことから、区民等や建築行為等を行う事業者にとって分かりにくい仕組みとなっていました。

文京区が都との協議を経て景観行政団体となり、東京都景観計画の内容を継承した景観計画を策定することで、これまで区と都の両方で行われてきた協議や手続きの一元化\*を図ります。

### ③区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働による積極的な景観づくりを推進する

景観行政団体となり、景観形成に対する区の積極的な姿勢を示すとともに、道路や公園、河川などにおいて良好な公共空間を創出することにより、先導的に景観形成を推進していきます。

また、本計画に位置付ける様々な景観施策を通じて、区民等や建築行為等を行う事業者に対し、景観に関する意識・関心を高めたり、主体的に景観づくりに取り組めるよう支援したりすることで、区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働による積極的な景観づくりを推進していきます。

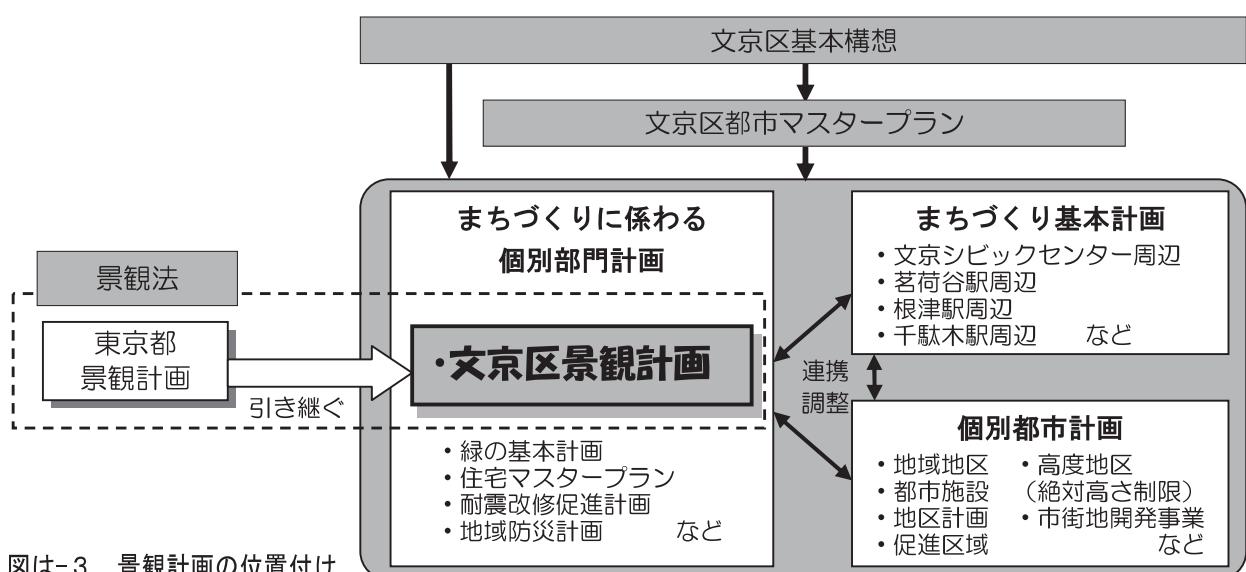
## (4) 景観計画の区域

区全域の良好な景観形成を図るため、文京区全域を景観法第8条第2項第1号に規定する「景観計画の区域」とします。

## (5) 景観計画の位置付け

文京区景観計画は、景観法第8条第1項に基づく法定計画として定めるものです。また、文京区基本構想に掲げる分野別の将来像や、文京区都市マスタープランに示す方針を実現するための「まちづくりに係わる個別部門計画」のひとつとして位置付けるとともに、各種行政計画と相互に連携及び調整を図り、文京区らしい魅力溢れる景観の形成を図ります。

文京区景観計画の策定に当たっては、東京都景観計画を引き継ぐとともに、文京区景観基本計画や文京区景観ガイドラインなど、区がこれまで独自に運用してきた景観施策を反映します。



図は-3 景観計画の位置付け

\* 東京都景観条例第2条第5号口に掲げる建築計画等については、同条例第20条に基づき、都との協議が引き続き必要です。

# 第1章 文京区の景観特性

文京区は、武蔵野台地の東端部に位置し、主に関口台地、小日向台地、小石川台地、白山台地、本郷台地の台地と、神田川や千川などの河川の浸食によってできた低地が複雑に入り組む起伏に富んだ地形を有しており、台地と低地の間にできた多くの坂道は、文京区の景観を特徴付けるものとなっています。また、区内には、各所に点在している文化財や寺社、史跡などの歴史・文化的な資産、低層住宅地や寺町、下町風情が残るまちのまとまり、尾根道や谷に配置された幹線道路や神田川、多くの人々で賑わう拠点、斜面地の樹林や豊かな湧水などを用いた池を中心とした大規模な庭園等の緑のまとまりなど、魅力溢れる要素や場所が多くあり、「文京区らしい景観」を構成しています。

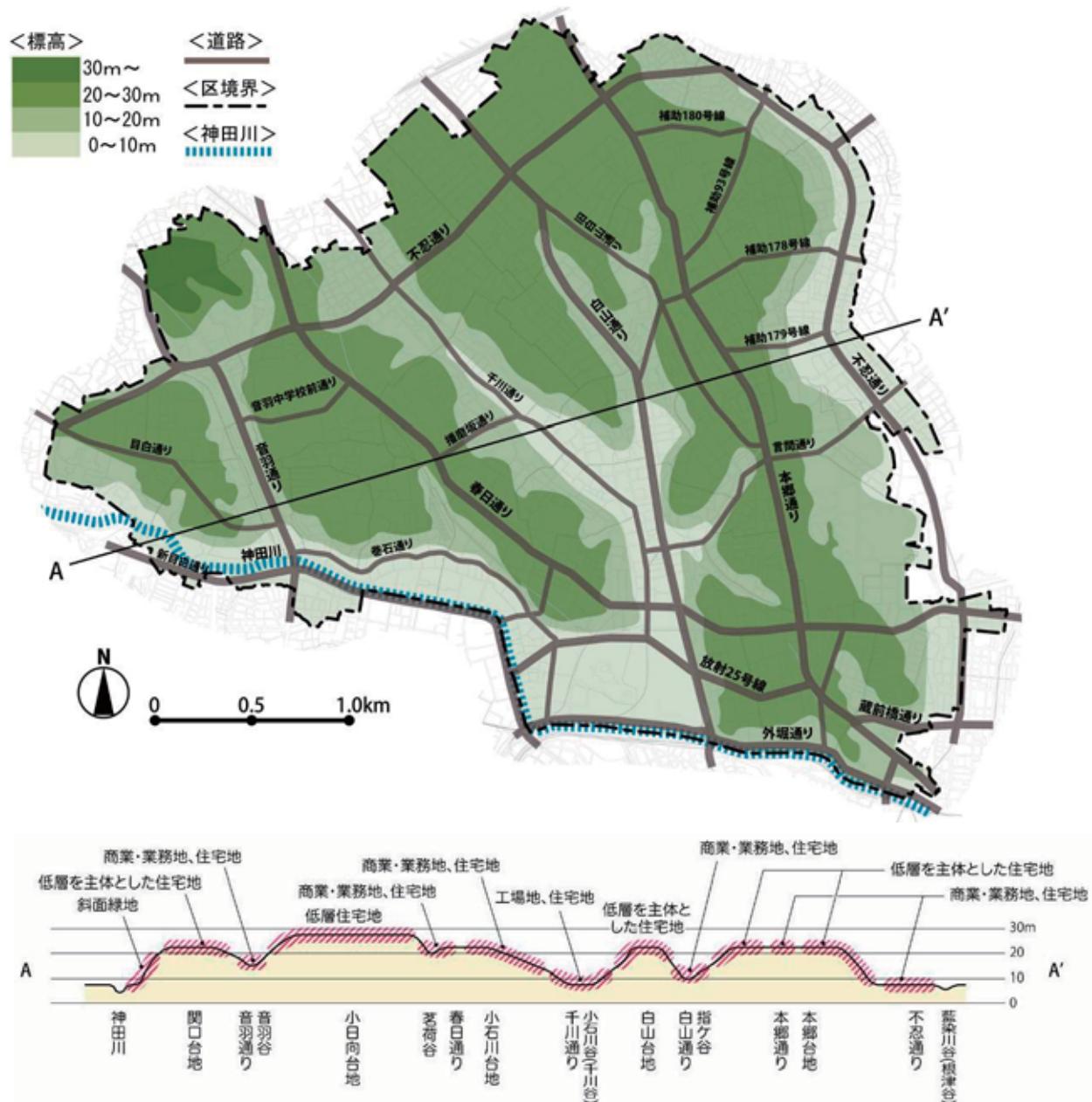


図 1-1 文京区の地形

## 1－1 文京区の景観特性

本章では、「文京区らしい景観」を構成する要素や場所を「景観特性」として捉え、「地形」「歴史・文化」「まちのまとまり」「骨格」「拠点」「緑」「活動」の7つに整理し、それぞれの特徴と課題を明らかにします。

| 文京区の景観特性   |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| (1)地 形     | 起伏に富んだ地形を象徴する坂道                   |
| (2)歴史・文化   | 地域の景観の基礎となる歴史・文化的資産<br>まちを彩る季節の風物 |
| (3)まちのまとまり | 個性溢れるまちのまとまり                      |
| (4)骨 格     | 都市の骨格を形成する幹線道路と神田川                |
| (5)拠 点     | 多くの人々で賑わう拠点                       |
| (6)緑       | 大規模な緑のまとまり<br>憩いの空間となる公園          |
| (7)活 動     | 人の活動                              |

## (1) 地形

### 起伏に富んだ地形を象徴する坂道

文京区は台地と低地が複雑に入り組む起伏に富んだ地形を有しています。歴史を感じさせる石積擁壁や崖、高台から見るまち並み、斜面緑地など、地形の起伏がつくり出す特徴的な景観を見ることができます。中でも、区内には多くの坂道が存在し、勾配の緩急や延長、幅員、形状などによって多様な景観を見ることができ、区民の生活と密接に結びついてきました。

坂道のある風景や坂道を移動するにつれて変化する景色、坂道からの眺望などは、視覚的にも地形の豊かさを感じることができます。景観といえます。

#### ＜視点場によって変化する景観＞

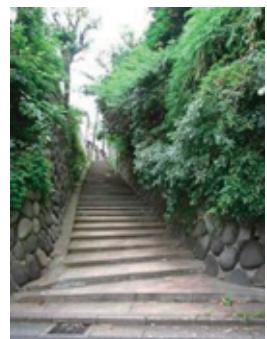
坂道では、坂下や坂上など視点場によって異なる景観を見ることがあります。坂下から見上げる際には、台地の低層・中層住宅地を望む場合が多く、坂道を上るにしたがい視界が開けます。また、坂上から見下ろす際には、低地の幹線道路方面を望む場合が多く、遠景には高層建築物が幾重にも重なって見えるなど、見る場所によって異なる景観を楽しませてくれます。



坂上から見下ろす景観  
(梨木坂 本郷)

#### ＜歴史を感じさせる建物、斜面や擁壁の縁＞

沿道の建物や擁壁、敷地内の縁、路面の仕上げなどは、坂道の景観を構成する重要な要素です。季節を感じることができる緑豊かな坂道では、心が安らぐ景観が形成されています。また、緑化が施された擁壁や石積擁壁、歴史的な建物や史跡などがある坂道では、歴史や懐かしさを感じさせる景観が形成されています。



石積みの擁壁  
(藪下通り脇の坂道 千駄木)

#### ＜アイストップ＞

坂道では、視線の先に見えるものにより受ける印象が大きく異なります。例えば寺社や豊かな緑といったランドマークとなる建造物等が見える場合、それらがアイストップとなり、坂道の景観をより印象深いものとしています。近年では、東京スカイツリーが見える坂道もあります。



アイストップに緑がある  
(善光寺坂 小石川)

### 景観形成上の課題

#### ＜圧迫感を感じさせる擁壁＞

- ・坂道に面する敷地では、擁壁を設ける場合が多くあります。急な勾配の坂道では高い擁壁が、大規模な敷地では横方向に長大な擁壁が現れる場合があります。単調で表情のない仕上げであることによって周辺に与える圧迫感を軽減させるような配慮が必要です。

#### ＜路面の色彩＞

- ・坂道では、安全性に配慮して路面を塗装している箇所がありますが、周辺の景観を阻害しないような工夫が必要です。

## (2) 歴史・文化

### 地域の景観の基礎となる歴史・文化的資産

区内には、六義園や小石川後楽園など、国の文化財として指定されている日本でも有数の大名庭園が残されています。また、江戸時代や明治、大正、昭和初期につくられ今に至る歴史の深い建造物、由緒ある寺社仏閣や邸宅、商家など、区民の身近なところにも、歴史や文化を物語る建造物等が数多く分布しています。

こうした地域の歴史や文化を象徴する歴史・文化的資産は、地域の個性を生かした景観づくりの基礎となる重要な価値を持っています。

#### ＜歴史・文化を象徴する大名庭園や寺社仏閣等の景観＞

六義園や小石川後楽園をはじめ、東京大学の赤門として親しまれている旧加賀屋敷御守殿門や護国寺、吉祥寺、根津神社、湯島天満宮など、区内には文化財としての価値が高く評価されている建造物や、歴史や文化を感じさせる佇まいを持つ寺社仏閣も数多く存在します。それらは、区の歴史の深さを象徴するとともに、地域の景観のシンボル的な存在となっています。



本郷通りのシンボルとなっている赤門  
(東京大学 本郷)

#### ＜生活の中に息づく歴史・文化の面影＞

住宅地や商店街の一角に、明治期から昭和初期にかけて建てられた瀟洒な邸宅や、古くからある木造建物が残されているなど、区民生活の身近な場所に、歴史や文化の面影を多く残しています。



菊坂にある旧伊勢屋質店の土蔵  
(本郷)

### <門、塀などがつくる景観>

建物だけでなく、通り沿いの特徴的な門や塀なども、良好な景観を形成する重要な要素のひとつであり、歴史や風格を感じることができます。



重厚感のある門柱  
(芦葉家住宅 千駄木)

### <歴史・文化的資産の敷地内の緑>

護国寺や吉祥寺などの大規模な寺社の敷地内には、丁寧に管理され、季節を感じさせる豊かな樹木が多く残されており、遠くからも視認できる緑のまとまりが形成されています。

また、古くからの邸宅等の比較的小規模な敷地でも、高木が残っている場合が多く、敷地内の緑によって潤いのある景観が形成されています。



敷地内の緑によって潤いのある景観が形成されている（橋本家住宅 西片）

### <文人ゆかりの史跡>

文京区は、森鷗外や夏目漱石、樋口一葉、石川啄木、坪内逍遙など数多くの文人たちが暮らしたまちであり、この地を舞台にして幾つもの優れた作品が生まれました。現在でも文人ゆかりの史跡等が残されています。



明治 38 年から没するまでこの地に住んだ徳田秋声の旧宅（本郷）

## 景観形成上の課題

### <配慮を欠いた周辺建物>

- 歴史・文化的資産に隣接した建物の中には、配管や室外機などの設備を歴史・文化的資産に向けて設置しているものがあります。歴史・文化的資産が、庭園や散策路など一般の方が利用できる外部空間を有している場合には、当該空間から周辺を見渡した際の景観に配慮することが求められます。

### <歴史・文化的資産の併まいと調和しない意匠の建物>

- 歴史・文化的資産は、地域の個性を生かした景観づくりの基礎となる重要な価値を持っていることから、その周辺では、歴史・文化的資産の風格ある併まいと調和するよう、意匠等の工夫が求められます。
- 歴史・文化的資産の周辺では、大規模な建築物の長大で無表情な壁面が与える圧迫感を軽減させるような意匠等の工夫が求められます。

### <屋外広告物>

- 歴史・文化的資産の周辺で、派手な色彩の広告物が設置されている箇所があり、歴史・文化的資産との調和に配慮することが求められます。

## まちを彩る季節の風物

文京区では「文京花の五大まつり」をはじめ、区内に多く立地する寺社仏閣における例祭や縁日など、季節に合わせて四季折々の花や紅葉などを楽しめる様々な行事が行われています。開催時期には区民だけではなく、広域から多くの人が集まり、その時期でしか見ることができない景観を楽しんでいます。

こうした季節の風物は、地域固有の歴史や文化を物語るものであるとともに、まちを彩る重要な要素です。

### ＜四季折々の花がつくる景観＞

播磨坂の「さくらまつり」をはじめ、根津神社の「つつじまつり」、白山神社の「あじさいまつり」、湯島天満宮の「菊まつり」「梅まつり」は、「文京花の五大まつり」として親しまれ、四季折々の花がつくる潤いある景観を見ることができます。



さくらまつり  
(播磨坂 小石川)



つつじまつり  
(根津神社 根津)



あじさいまつり  
(白山神社 白山)



菊まつり  
(湯島天満宮 湯島)



梅まつり  
(湯島天満宮 湯島)

### ＜例祭や縁日がつくる景観＞

古くからある寺社仏閣等では、例祭や縁日なども盛んに行われています。多くの人に担がれた御神輿がまちを巡行する光景や浴衣姿で縁日に訪れる人々の様子は、その時期にしか見ることのできない地域固有の景観です。



根津神社の例大祭  
(根津)



朝顔・ほおづき市  
(傳通院、源覚寺 小石川)

### 景観形成上の課題

#### ＜配慮を欠いた建物＞

- ・祭りの会場となる寺社仏閣等の周辺に立地し、草花の背景として見える建物については、配管や室外機などの設備が祭りの会場から見えないよう、配慮が求められます。

## (3) まちのまとまり

### 個性溢れるまちのまとまり

区内では、江戸時代の町割りを継承した良好な低層住宅地や、庶民のまちとして親しまれてきた下町風情のあるまち、印刷・製本関連の事業所が集積するまちなど、個性溢れるまちのまとまりが形成されています。

### 歴史・文化に培われた風格ある住宅地

江戸時代の町割りを継承した高台の良好な住宅地である小日向、明治時代に阿部家により開発された西片町、大正時代に岩崎家により開発された大和郷など、計画的に開発された住宅地や、当時のまちの構成のまま継承されている低層住宅地が幾つも見ることができます。また、歴史ある建物が残る地域もあり、歴史・文化に培われた風格のある住宅地の景観が形成されています。

#### ＜江戸・明治の町割りを継承した道路・街区構成＞

小日向は、細い路地に囲まれた短冊状の街区など、江戸時代末期の町割りを継承しており、全体的に道路幅員が狭く、T字路や屈曲した道路が多い、独特の空間が形成されています。また、西片は、比較的幅員の広い道路に囲まれた街区が形成されており、それに歴史と風格を感じさせる個性ある景観が形成されています。



緩やかな曲線状の道路と  
緑豊かな戸建て住宅（小日向）

#### ＜歴史・文化の趣を感じさせる住宅地＞

江戸から昭和初期にかけての歴史ある建築物が見られる住宅地があります。そうした住宅地では、地域の歴史や文化を感じることができ、趣のある景観が形成されています。



歴史ある建築物が残り趣のある景観が形成されている  
(西片)

### <緑豊かな住宅地の景観>

樹木や生垣、彩り豊かな花々などをしつらえている住宅が多いため、緑豊かで潤いある景観が形成されている住宅地があります。小日向には、道路に面して高木等豊富な緑を配置している住宅が多く、全体としてゆとりと潤いが感じられ、心地良い景観が形成されています。



石積みの塀と豊かな植栽を施した集合住宅（小日向）

### <外壁や外構の工夫により調和のとれた景観>

外壁や外構を工夫して、調和のとれた景観を形成している箇所があります。西片では、近接する住宅の外壁や塀の意匠・素材・色彩などに統一感が感じられる箇所があり、良好な景観を形成しています。



意匠等が調和している外壁や塀（西片）

### 景観形成上の課題

#### <圧迫感や閉鎖的な印象を与える塀>

- ・住宅地では、表情のない高いコンクリート塀や老朽化した単調なブロック塀などによって、圧迫感や閉鎖的な印象を与えないような配慮が求められます。

#### <駐車場によりまち並みの連続性が分断>

- ・賃貸駐車場や戸建て住宅の駐車スペースにおいて、植栽による目隠し等の工夫が見られず、道路から見て自動車がむき出しになっている箇所があります。低層住宅や樹木の連なりによるまち並みの連続性が分断されないような配慮が求められます。

#### <多様な形態・意匠の住宅が立地>

- ・外壁や外構を工夫して、調和のとれた景観を形成している箇所がところどころには見ることができるもの、戸建て住宅や低層集合住宅、和風や洋風、新しいものや古いもの、歴史性を感じるものからハウスメーカーの建売住宅など、多種多様な建物が共存しているため、住宅の意匠・素材・色彩などが不揃いで、統一感に欠けた景観となっている場所もあります。

## 下町風情あるまち

根津神社の門前町として栄えた根津や文化人ゆかりの地として名高い千駄木の一部は、江戸時代から「庶民のまち」として賑わい、戦災による焼失を免れた地域であるため、表通り・横丁・裏通り・路地などの江戸時代から継承されてきた町割りや、路地を中心とした地域住民の交流、格子や植栽などの特徴的な住宅のしつらえなど、下町風情ある景観が形成されています。

### ＜歴史や落ち着きを感じさせる木造住宅等＞

根津や千駄木では、戦災による消失を免れた地域であるため、現在でも、趣ある木造住宅を多く見ることができます。また、格子や庇、引き戸などをしつらえた風情ある佇まいの建物や木造風建物も、下町風情を感じさせ、地域の景観を特徴付けています。さらに、明治期に建てられた文化財や、文豪ゆかりの史跡等も多く残り、歴史や落ち着きを感じさせる景観が形成されています。



明治時代に建てられた木造の建物  
(根津)



周辺と調和する木造風建物  
(根津)



路地沿いに建つ木造の長屋  
(根津)



森鷗外も散歩したといわれる藪下通り  
(千駄木)

### ＜風情ある路地＞

江戸時代からの町割りが現在に引き継がれており、細い通りや路地がまちを形作っています。路地では、豊かな緑や趣ある木造住宅、子ども達が遊ぶ姿、花や緑を話題に会話している人々など、生活感が感じられ、風情ある景観が形成されています。



緑豊かな住宅が連なる  
下町風情ある路地（根津）



古き良き佇まいが風情を  
醸し出す井戸（千駄木）

### <軒先の緑>

それぞれの住宅や店舗は、限られたスペースを有効に活用し、軒先には鉢植えやプランター、庭には地植えの樹木など、特徴的な植栽が見られ、緑豊かな景観を形成しています。



軒先に溢れる緑

(左：根津／右：千駄木)

### 景観形成上の課題

#### <下町風情の継承>

- ・根津や千駄木では、古くからある木造の建物も多く、中には更新が求められる建物も存在します。また、不忍通りの沿道やその周辺において、商業系の用途地域に指定されている地域が多くあります。

さらに、根津・千駄木では、地区の住民と協働して、まちづくりの基本的な方針となる計画として「根津駅周辺地区まちづくり基本計画（平成20年3月）」及び「千駄木駅周辺地区まちづくり基本計画（平成23年3月）」を策定しており、地区の魅力を生かした景観づくりを推進し、風情ある景観を形成していくことが必要です。

そのため、共同化等による大規模建築物の建設や、新しい戸建て住宅が建設される場合であっても、下町風情が失われることのないよう配慮が求められます。

#### <維持管理の行き届かない老朽住宅>

- ・木造住宅は、下町風情を感じさせる要素のひとつですが、維持管理が行き届かず、老朽化が進んでいるものも見られます。良好な景観を形成するためには、建物の適切な維持管理が求められます。

#### <路地空間のブロック塀>

- ・建物によっては、道路と敷地の境界にブロック塀が設置されている箇所があります。幅員が狭い路地空間では、ブロック塀等の無機質で単調な塀を連續して設置しない等、圧迫感や閉鎖的な印象を与えないような工夫が必要です。

## 地場産業が集積したまち

千川通り周辺や水道一・二丁目には、印刷・製本関連の事業所が建ち並ぶ景観を見ることができます。

### ＜地場産業がつくる景観＞

印刷・製本関連の事業所が建ち並び、地域の個性的な景観となっています。



地場産業の集積  
(千石)



働く様子も景観のひとつとなっている  
(白山)

### 景観形成上の課題

#### ＜安全で快適な歩行空間の形成＞

- 地区特有の個性的な景観が形成されていますが、安全で快適な歩行空間を形成する必要があります。

## 寺社が集まる寺町

白山、向丘、本駒込、千駄木のそれぞれの地区の一部には、多くの寺社が集積しています。江戸時代の「明暦の大火（1657年）」後に、防火対策の一環として江戸城近くにあった寺社を周辺地に集団移転する対策が講じられたのを契機に、多くの寺社がこの地に移転してきたことで、寺町として発展してきました。戦災によってほとんどの寺社が焼失しましたが、戦後に再建され、境内の豊かな緑と相まって、閑静で落ち着きのある寺町の景観を形成しています。

### ＜奥行きを感じさせる景観＞

寺町ならではの景観として、山門や鳥居から伸びた参道や、奥に佇む本堂など、奥行きを感じさせる落ち着いた景観を形成しています。



奥行きを感じさせる入口  
(左：天祖神社 本駒込 ／ 右：常德寺 本駒込)

### <重厚な寺社の建造物>

瓦で葺かれた本堂の屋根や山門、自然石を用いた門柱、風合いのある鳥居、落ち着きのある建造物の色彩など、歴史を感じさせる重厚な建造物が随所に見られ、身近に歴史・文化に触れることができます。



重厚な門構え  
(吉祥寺 本駒込)



本堂のどっしりとした瓦屋根  
(浩妙寺 向丘)

### <境内の豊かな緑>

寺社の敷地内にある年輪を重ねた大きな樹木は、周辺からも見ることができ、潤いのある景観を形成しています。



周辺からも見ることができる寺社の緑  
(左：瑞泰寺 本駒込 ／ 右：海蔵寺 向丘)

## 景観形成上の課題

### <閉鎖的な外構>

- 寺社は周辺に比べて敷地が広いため、設けられる塀も間口が広く高いものになっています。万年塀やブロック塀のような無機質な壁面が連続する場所では、閉鎖的で圧迫感がある単調な空間とならないよう、工夫が求められます。

### <配慮を欠いた周辺建物>

- 幹線道路沿いにある寺社では、隣接する高層の建物が寺社に背を向けた配置となっているものや、配管設備や非常階段がむき出しになっていたり、開口部が極端に少なかつたりするものが見られます。寺社の周辺では、寺社からの見え方に配慮することが求められます。

### <寺町の佇まいと調和しない意匠の建物>

- 寺社の周辺に現代的な意匠の建物が建てられている箇所が見られます。歴史ある佇まいを感じさせる寺社の集積による特徴的な雰囲気と調和するよう、意匠等の工夫が求められます。

### <景観を形成する要素として十分に生かされていない>

- 幹線道路沿いにある寺社は、山門の両脇に高層建物等が建ち並び、通りからの視認性が低い状況が見られます。このように、寺社の存在が十分に認識されない状況もあるため、景観を形成する要素として十分に生かすような工夫が求められます。

## 賑わいのある商店街

住民の日常生活に密着したサービスを提供している商店街では、生活感が溢れた賑わいのある景観が形成されます。

### ＜地域に即した商店街の形成＞

区内には多くの商店街があり、景観も様々です。中には歴史ある建築物が残され、活用されているものなども見られます。



生活用品店が並ぶ商店街  
(江戸川橋地蔵通り商店街 関口)



木造3階建ての建物を利用した飲食店(はん亭 根津)

### ＜賑わいの演出＞

インターロッキングブロックが施された舗装や照明器具、装飾の統一などにより、商店街の賑わいを演出しているところも見られます。



フラッグの統一  
(白山下商店会 白山)



舗装整備された商店街  
(柳町仲通り商店会 小石川)

### 景観形成上の課題

#### ＜賑わいの連續性が断たれた商店街＞

- ・商店街の一角にマンション等が立地する場合は、植栽やオープンスペースなどのない閉鎖的な外構によって、賑わいやまち並みの連續性を損なわないよう配慮することが求められます。

#### ＜広告物のデザイン等＞

- ・広告物の派手なデザインや過剰な設置数などにより、景観を阻害することのないよう配慮、工夫する必要があります。

## 面的に整備された市街地

本郷、湯島、本駒込、教育の森公園周辺などは、戦災復興や震災復興土地区画整理事業により整備された街区構成を基本とした景観が形成されています。

### ＜整った道路・街区構成＞

見通しが良い通りが多く、また、計画的に整備された大規模公園や施設があり、秩序だった緑豊かな景観が形成されています。



教育の森公園周辺では、公園や学校などの大規模敷地も多く、道路沿いの植栽やアイストップとなっている公園の樹木などにより、緑が連続する景観が形成されています。

### ＜低中層建築物を主体とした景観＞

地区外周部（幹線道路沿い）は高層建物が多いが、地区内は全体的に低中層（2～5階程度）の建物が多く、比較的落ち着いた景観が形成されています。



中層建築物が建ち並ぶ景観  
(左：本郷／右：大塚)

### 景観形成上の課題

#### ＜通り等に対して閉鎖的な建物の外壁や外構部＞

- ・地区内の建物は敷地いっぱいに建てられるケースが多く、公園の向かいに開口部の少ない建物壁面が連続していたり、通りに対し配管や室外機が設置されている壁面が露出していたりする場合には、景観への配慮が求められます。

#### ＜多様な意匠・色彩の建物が混在した景観＞

- ・事務所ビルや中層の集合住宅、低層の戸建て住宅など、多様な用途や意匠の建物が混在して建てられています。そのため、基盤が整備された市街地ではあるものの、必ずしも建物の意匠や色彩などに統一感のない状況が見られます。

## (4) 骨格

### 都市の骨格を形成する幹線道路と神田川

幹線道路と神田川は、都市の骨格を形成する主要な要素であり、まちのイメージを形成する上で重要な役割を果たしています。幹線道路は、主に中高層の建物が建ち並び、街路樹が連続しているなど、幹線道路ならではの景観が形成されています。神田川は、起伏に富んだ文京区の地形を縁取るように流れしており、水と緑によって潤いのある景観が形成されています。

#### 幹線道路

区内には、かつては川が流れていた低地や台地の尾根上などに、区内外及び拠点相互を連絡するネットワーク軸として、文京区都市マスタープランにおいて位置付けられた春日通り、白山通り、本郷通りなどの主要幹線道路や、千川通り、言問通りなどの生活幹線道路があります。道路の形状、沿道の建築物や街路樹などの様々な要素によって、幹線道路ならではの特徴のある景観を形成しています。

#### <見通しのきく景観>

幹線道路は幅員が広く、音羽通りのような一直線に伸びた道路や、不忍通りのような緩やかな曲線の道路が多いため、遠くまで見通しのきく景観が形成されています。こうした通りでは、通りの突き当たりや曲がり角に建つ建物等がアイストップとなり、幹線道路の景観を特徴付けています。



護国寺の山門が通りの景観を特徴付いている  
(音羽通り 音羽)

#### <街路樹の景観>

幹線道路沿いには、区の木としても指定されているイチョウをはじめとしてハナミズキやトウカエデなど、多くの街路樹が植えられています。街路樹は緑のネットワークを形成するとともに、春から夏にかけては青々と茂り、秋には黄色に色付くなど、四季を感じられる潤いのある景観をつくり出しています。



街路樹が潤いを与えている  
(目白通り 目白台)

## ＜沿道建物の景観＞

区内の幹線道路沿道の用途地域は、路線式の商業地域又は近隣商業地域に指定されている場合が多いため、商業・業務系の土地利用を中心にした商店街が形成されているなど、賑わいのある景観を見ることができます。

また、幹線道路沿道には中高層の建物が数多く建ち並ぶ景観が形成されています。その一方で、本郷通りなど古くからある幹線道路の沿道では、昔ながらの佇まいを見せる建物が残り、新旧の建物が共存した特徴的な景観を形成しています。

### 景観形成上の課題

#### ＜屋外広告物＞

- ・幹線道路の沿道では、屋外広告物が数多く設置されていますが、華美になり過ぎないよう、周辺の景観との調和に配慮することが求められます。

#### ＜幹線道路裏側の景観＞

- ・中高層化が図られた沿道建物の裏側には低層住宅地が広がります。そうした場所では、中高層の建物が低層住宅地へ圧迫感を与えないような配慮が求められます。
- ・建物の裏側に、配管等の設備や非常階段などがむき出しに設置されないような配慮が求められます。

#### ＜スカイラインが不揃いな沿道建物＞

- ・幹線道路沿道の建物の壁面の位置や高さを周辺建物に調和させるなどの配慮が求められます。

#### ＜建築物側面の意匠等＞

- ・隣接する建築物の高さが異なる場合、高い方の建築物の側面が見えててしまうため、側面に配管や非常階段などがむき出しで設置されている建築物は、雑然とした沿道景観を形成する要因のひとつになっていることから、配慮が求められます。
- ・幹線道路側に正面を向けた建築物が建ち並び中、開口部等がない無表情な側面を幹線道路側に向けた建築物があることで、統一感を欠いた沿道景観となっている箇所もあることから、配慮が必要です。

## 神田川

緩やかな曲線を描いて流れる神田川は、区内で唯一水面を見ることができる河川です。川と川沿いの縁によって、都市空間の中で自然や潤いを感じることができる景観が形成されています。

### ＜潤いや安らぎを感じさせる水と緑＞

神田川の護岸の多くは切り立った構造になっているため、親水性を確保することは困難なもの、川沿いに遊歩道が設置されている箇所は、水と豊かな緑が相まって、憩いの空間となっています。

また、川沿いに整備された並木や、水道橋から昌平橋までの仙台堀緑地等の豊かな緑、多くの花見客で賑わう桜並木などがあります。それらの水と緑がつくる空間は、都市の中で自然を強く認識でき、潤いと安らぎを感じさせる景観となっています。



神田川沿いの歩道  
(江戸川公園 関口)



お茶の水橋から上流を見た神田川の景観  
(湯島)



駒塚橋から見える川沿いの桜  
(目白台)



お茶の水橋から下流を見た神田川の景観  
(湯島)

### 景観形成上の課題

#### ＜潤いの少ない景観＞

- ・神田川沿いの一部の区間では、南側に平行して高速道路が建造されていました、川に背を向けて建物が建てられていたりする箇所があります。また、街路樹や宅地内の緑が見られる箇所もありますが、緑が少ない箇所もあります。こうした箇所では、都市の骨格を形成する主要な要素であることから、潤いを感じられるような工夫が必要です。

## (5) 拠点

### 多くの人々で賑わう拠点

文京区都市マスターplanにおいて位置付けられた地域拠点や生活拠点は、日常生活の利便性を高める様々な機能が集積していることから、多くの人々が訪れ、活力に満ちています。こうした人々の活動や生活の中心となる箇所では、拠点としてふさわしい賑わいのある景観をつくっていくことが求められます。

#### <地域拠点>

文京シビックセンター周辺、根津駅・千駄木駅周辺、茗荷谷駅・教育の森公園周辺の地域拠点は、商業施設や事業所などが集積し、人々が集まり、賑わいのある拠点らしい景観を形成しています。

また、観覧車等の大型レジャー施設や、まちの一角に設置されたオープンカフェやポケットパーク、モニュメントなども、まちに潤いやアクセントを与え、個性的なまちかどを演出しています。



根津駅周辺  
(根津)



通りと一体となったオープンカフェ  
(後楽)

遊園地の施設と  
地下鉄丸ノ内線（後楽）

#### <生活拠点>

山の手地域東部の白山駅周辺と、山の手地域西部の江戸川橋駅周辺の生活拠点は、商店街を中心として、食料品や日用品を求める買い物客で賑わい、生活感が感じられ、活力ある景観を形成しています。



江戸川橋駅周辺  
(閑口)



白山駅周辺  
(白山)

### 景観形成上の課題

＜拠点として魅力ある景観づくりが求められる駅周辺＞

- ・拠点では、地域の活性化の核として、良好で特色のある景観の形成が求められます。

＜ゆとりを感じににくい地下鉄駅周辺＞

- ・地域拠点や生活拠点周辺は、地下鉄駅が核となっています。地下鉄駅の出入口付近で滞留できるオープンスペースを創出する等、ゆとりを感じさせる景観づくりが求められます。

＜魅力を発揮しきれていないまちかど＞

- ・石碑等が立ち、歴史の刻まれたまちかどや憩いの空間と成り得るまちかどであっても、人混み等に埋もれている箇所が見られます。その魅力が十分に発揮できるような配慮が求められます。

## (6) 緑

### 大規模な緑のまとまり

区内には、多くの日本庭園（大名庭園）が残されており、なかでも小石川後楽園や六義園などは文化財にも指定されている貴重なものです。また、大学や公園、寺社の境内など、斜面地の樹木や豊かな湧水を用いた池などを中心とした大規模な緑のまとまりが多くあります。

こうした起伏に富んだ地形を生かし、江戸時代から長い年月をかけて形成してきた大規模な緑のまとまりによって潤いのある景観を形成しています。

＜斜面緑地や緑のスカイライン＞

斜面地にある豊かな緑は、視覚的に立体感のある景観をつくりだしています。また、一部では連続した緑がつくり出す緑のスカイラインを見ることができる場所もあり、潤いが感じられます。



斜面の緑が連なり形成されたスカイライン  
(新江戸川公園 目白台)

＜ランドマークとなる緑のまとまり＞

小石川植物園や東京大学などの大規模敷地は、ボリューム感のある緑が形成されており、歴史性とも相まって、緑のランドマークとなっています。



ボリューム感のあるまとまった緑  
(小石川植物園 白山)

### <自然が感じられる景観>

まとまった緑のある敷地では、空も広く、自然が強く感じられる景観を形成しています。



池越しに広がる空  
(六義園 本駒込)



遮るもののない広い視界  
(目白台運動公園 目白台)

### <緑視率の高い景観>

敷地内にあるまとまった緑が、塀越しに見えたり、透過性のある塀などにより敷地外でも緑を感じたりすることができ、潤いのある緑視率の高い景観となっています。



煉瓦塀から歩道に溢れる緑  
(東京大学 本郷)



敷地内の緑も見通せる透過性のある塀  
(国際仏教学大学院大学 春日)

### 景観形成上の課題

#### <閉鎖的な大規模敷地の塀>

- ・敷地境界に長大で単調なブロック塀等が設置される場合には、閉鎖的な印象を与えないよう、身近に緑を感じられるような工夫が求められます。

#### <植栽の乏しい周辺建物>

- ・公園や庭園など大規模な緑のまとまりの周辺では、接道部に植栽を設けるなど、緑の連続性が分断されないように配慮することが求められます。

## 憩いの空間となる公園

区内には、住宅地の一角にある小さな公園や、サッカーやテニスの楽しめる大きな運動公園、平坦な公園や地形の特徴を生かした高低差のある公園があります。また、関東大震災の復興の際につくられた公園や大名庭園の名残を残す歴史的な公園など、多種多様な公園があります。

公園は、緑が多く季節の花が楽しめるなど、四季の移り変わりが感じられる場所であるとともに、区民の身近な憩いの空間となっています。

### <親しみの持てる樹木や遊具>

区民が日常的に利用する公園には、木陰をつくる樹木や遊具などがあり、そこで憩い、遊ぶ人々が織り成す親しみの持てる景観が広がっています。



木陰をつくる樹木と遊具  
(左：久堅公園 小石川 ／ 右：西片公園 西片)

### <斜面を生かした景観>

斜面に立地する公園は、地形の変化に富んでおり、立体的で奥行き感のある景観を形成しています。



立体感のある斜面の緑  
(左：清和公園 本郷 ／ 右：江戸川公園 関口)

### <公園からの眺望>

台地など高台の開けた場所からは、低地の建物や緑を見下ろすことができ、区内のまち並みを一望することができます。



住宅の屋根の連なりを一望  
(小日向公園 小日向)

### 景観形成上の課題

#### ＜閉塞感や薄暗さを生む塀＞

- ・公園の立地や隣接する建物への配慮などから、外周を塀等で囲っている公園があり、塀の仕上げや木立との位置関係などが、図らずも、閉塞感や薄暗さを生んでいる場合があることから、縁豊かな景観に配慮することが求められます。

#### ＜植栽の乏しい周辺建物＞

- ・公園の周辺の敷地では、接道部に植栽する等により、公園の緑との連続性を図る必要があります。

#### ＜配慮を欠いた周辺建物＞

- ・公園に隣接した建物等では、配管や室外機などを公園に向けて設置しているものが見られます。公園内から周辺を見渡した際の景観に配慮することが求められます。

## （7）活動

### 人の活動

区内では、「文の京ロード・サポート」や町会などによる美化活動をはじめ、地域資源のマップづくりや歴史・文化的な建物の保全・活用の支援、一人ひとりが行う宅地内の植栽など、文京区の景観づくりに貢献する活動が、区民等の手によって各所で行われています。

#### ＜区民等による公共空間の清潔な景観の維持・創出＞

地域住民や民間企業、NPOなどにより、道路や公園の清掃活動が盛んに行われており、公共空間の清潔感のある景観が維持されています。



町会が行う公園の清掃活動  
(須藤公園清掃活動 千駄木)

#### ＜敷地前面を利用した花等による演出＞

樹木や鉢植え、草花などをしつらえることにより、通りに面したスペースを豊かに演出している住宅が見られます。こうした区民等一人ひとりの小さな取組や工夫が、通りを歩く人にも安らぎを与え、生活感の感じられる生き生きとした景観をつくり出しています。



敷地内の空いたスペースに  
草花を飾り演出 (湯島)

### 景観形成上の課題

#### ＜落書き＞

- ・塀等への落書きによって景観を損ねている場所があり、改善が求められます。

「文京区らしい景観」は、それぞれの景観特性が相互に結びついて存在することで形成されています。

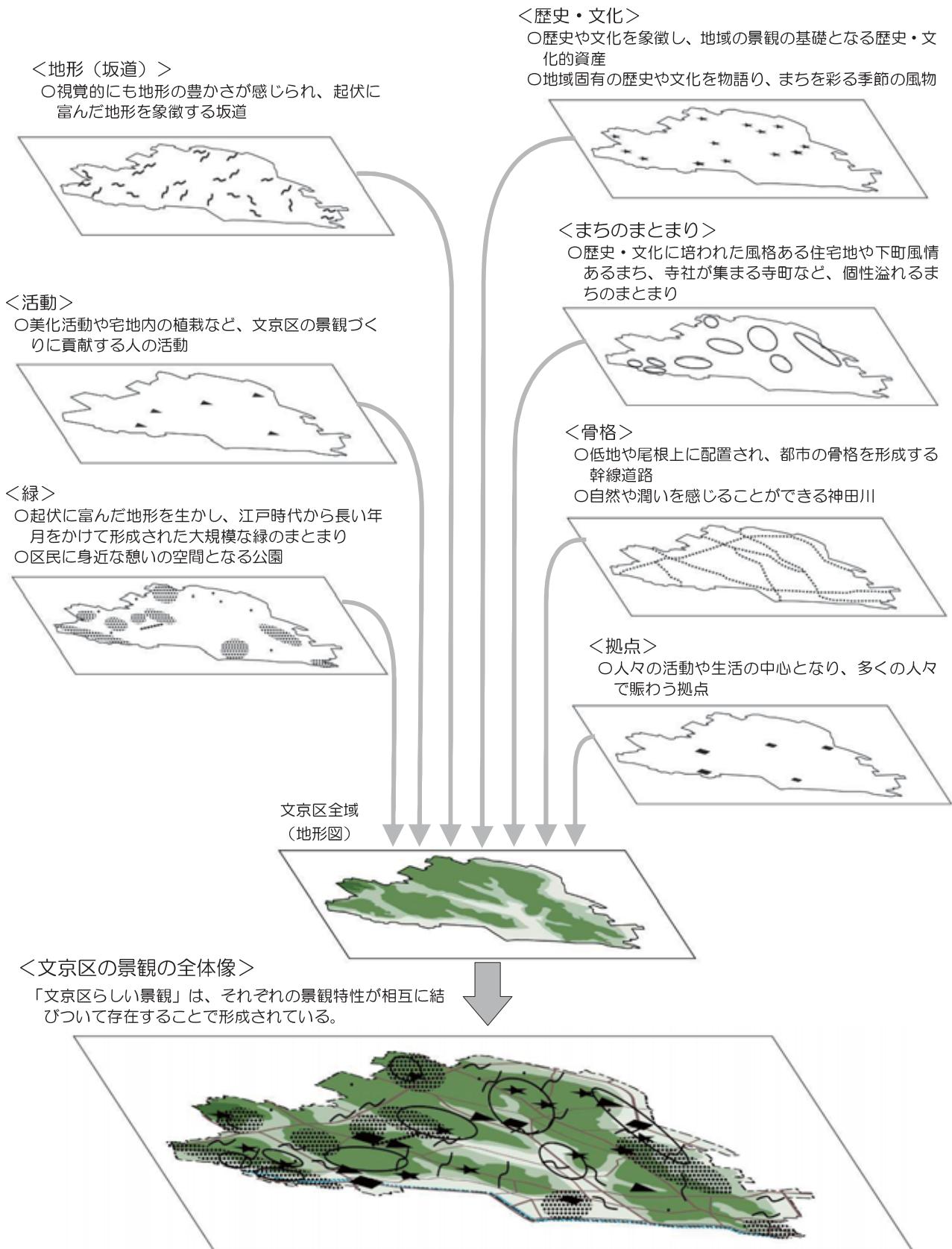


図 1-2 文京区の景観の全体像



## 第2章 景観づくりの目標と基本方針

### 2-1 「景観特性」を生かした景観づくり

文京区の景観を特徴付けるものとして、起伏に富んだ地形を象徴する坂道や地域の景観の基礎となる歴史・文化的資産、寺町や下町風情あるまちなどの個性溢れるまちのまとまり、都市の骨格をつくる幹線道路や神田川、多くの人が訪れ交流する地域拠点や生活拠点、大規模な緑のまとまりや大小様々な公園、人々の活動など、多様な「景観特性」が挙げられます。

「文京区らしい景観」は、それぞれの「景観特性」が相互に結びついて存在することで形成されています。ひとつひとつの「景観特性」を生かした景観形成を推進していくことによって、居住者だけでなく来訪者にとっても魅力ある「文京区らしい景観」づくりが行えると考えています。

本計画では、坂道や歴史・文化的資産、緑などの多様な「景観特性」を生かすことを文京区の景観づくりの基本的な考え方とします。

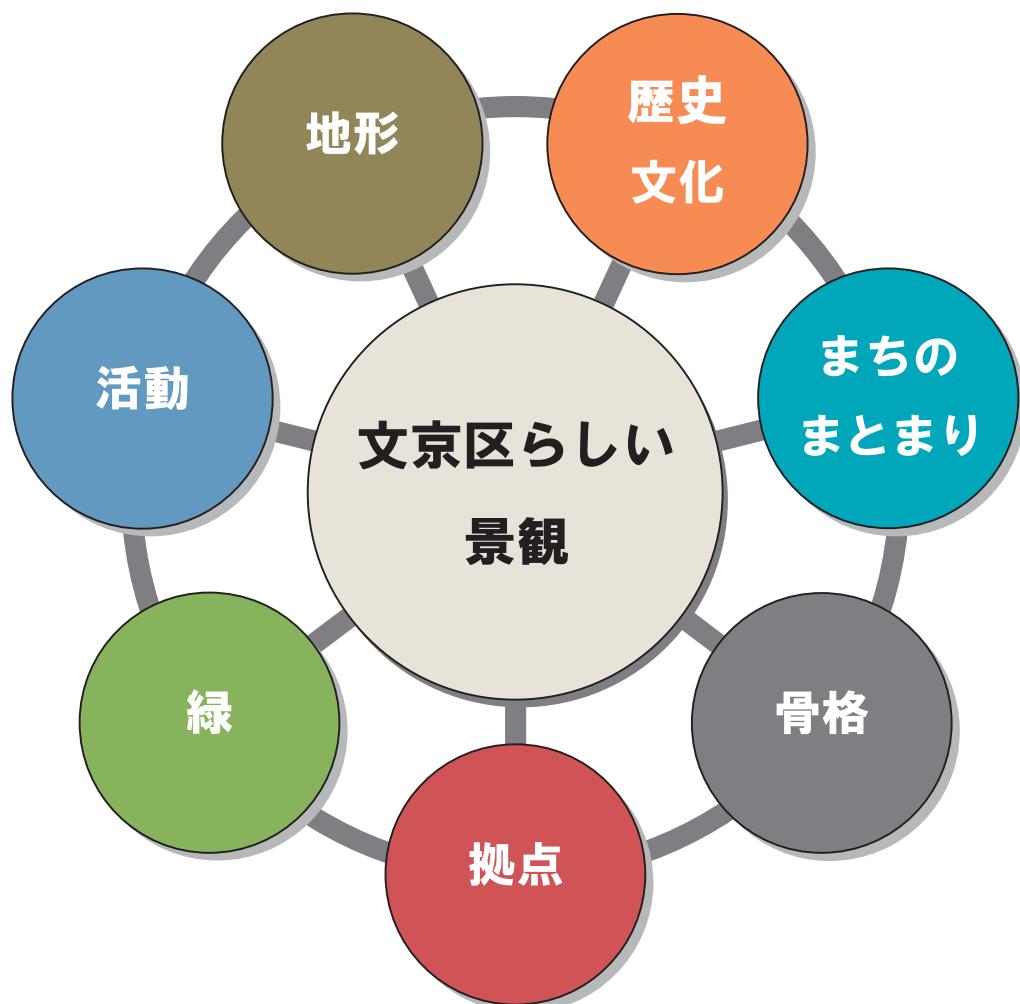


図2-1 「景観特性」と「文京区らしい景観」

## 2-2 景観づくりの目標

区の景観特性や都市マスターPLANに掲げるまちづくりの目標などを踏まえ、景観づくりの目標を以下のとおり定めます。

～協働で取り組む～

「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、  
文京区らしい魅力溢れる景観づくり

### ○「文京区らしさ」を守り、引き継ぎ、創る

- 文京区は、起伏に富んだ地形を象徴する坂道、大名庭園や大学、公園などの緑のまとまりや、街路樹、宅地内の緑、歴史の深い建造物や寺社仏閣などの歴史・文化を物語る史跡など、様々な景観特性が相まって「文京区らしい景観」を構成しています。こうした景観特性のひとつひとつを尊重し、守り、引き継ぎ、創っていくことで、それらを生かした魅力溢れる「文京区らしい景観」づくりを行っていきます。

### ○だれもが快適に暮らせるまちづくりが良好な景観づくりにつながる

- 子どもから高齢者まで、だれもが心地良く暮らせるまちであることは、景観の豊かさにもつながります。良好な景観づくりを進めるためにも、快適な空間づくりやコミュニティづくりの視点を大切にしながら取り組みます。

### ○区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働により景観づくりを進めていく

- 良好な景観づくりは、区民等・建築行為等を行う事業者・区がそれぞれの役割を果しながら、お互いの協働によって実現されるものです。景観づくりに当たっては、区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働の視点を重視していきます。

## 2-3 景観づくりの基本方針

景観づくりの目標を踏まえ、魅力溢れる景観づくりを進めるために、以下の景観づくりの基本方針を定めます。（景観法第8条第3項に規定する「良好な景観の形成に関する方針」とします。）



## 基本方針1：起伏に富んだ地形が誘起する景観の魅力を高める

### ①地形によって縁取られるまちの特徴を尊重する

文京区は、台地と低地が織りなす起伏に富んだ地形を有しており、この地形を巧みに利用しながら、古くから土地の使い分けがなされてきたため、地形の縁取りにより、特徴のあるまちが形成されています。その特徴を尊重することが、まちの景観の魅力を向上させることにつながります。

### ②地域に親しまれている坂道など、地形の豊かさを感じさせる通りや場所の魅力を高める

文京区は、起伏に富んだ地形を有しているため、坂道や地形に沿った道が多く、古くから様々な名称が付けられ、住民の生活に密接に結びついてきました。この坂道や地形に沿った道は、移動するにつれて景観が変化し、視覚的にも地形の豊かさを感じることができます。このような地形の豊かさを感じさせる通りや場所の魅力を高めることにより、良好な景観形成を図ります。



鎧坂（本郷）

### ③斜面緑地や石積擁壁など、豊かな地形を感じさせる要素を大切にする

区内に数多く立地する崖地に残された斜面緑地、坂道に沿った擁壁などは、文京区の豊かな地形を感じさせる重要な要素です。また、斜面緑地の高木や風格のある石積擁壁は、まちの歴史を感じさせてくれます。このような起伏に富んだ地形やまちの歴史を感じさせる要素を、安全性に配慮しながら景観づくりに生かすことにより、文京区の個性を尊重した景観形成を図ります。

### ④地形の脈絡を感じさせる景観を大切にする

区内には、谷道・尾根道といった地形を生かした道路が多く、その湾曲した線形が景観を変化に富んだものにしています。また、坂道を上るにしたがって開ける視界や高台から見るまち並みも、地形の起伏を感じさせます。このような、古くから継承されてきた地形の脈絡を感じさせる景観を大切にしながら、文京区らしさを高めていきます。

### ⑤アイストップとなる要素を大切にし、坂道景観の印象を深める

坂道では、視線の先に見えるものによって受ける印象が大きく異なります。緑豊かな樹木やランドマークとなる建造物などがアイストップとなっている坂道は、その印象をより深いものにしています。このようなアイストップとなる要素を大切にし、印象を深めることで、坂道の魅力を高める景観形成を図ります。

## 基本方針2：歴史・文化を物語り、まちの記憶を呼び起こす景観を大切にする

### ①歴史・文化的資産を生かし、地域の個性を大切にした景観形成を図る

区内には、文化財をはじめ、寺社仏閣、歴史の深い建造物などが数多く残されています。これらはまちの歴史や文化を感じさせるとともに、地域のイメージを形成する重要な要素です。このような歴史・文化的資産を生かし、それらと周辺建物等を調和させることにより、地域の個性を大切にした景観形成を図ります。



地域のシンボルとなっている護国寺（大塚）

### ②施設の名称や地名などから喚起される歴史・文化のイメージを大切にする

文京区は、明治時代以降、多くの文人を輩出してきた地です。文人ゆかりの史跡などは、歴史・文化的資産のひとつであり、江戸市街地の境といわれた「かねやす」や文学作品に登場する場所も多くあります。また、古い町名は土地の歴史・文化を物語るものひとつです。これらの有形・無形の資産から喚起されるイメージを大切にした景観形成を図ります。

### ③地域のイメージを支える風物や歴史を伝える門・塀など、景観要素を効果的に活用する

根津神社のつつじまつり、白山神社のあじさいまつり、湯島天満宮の菊・梅まつりなどの地域に根付いた祭りや播磨坂の桜並木といった特徴的な植栽など、様々な風物により地域のイメージが形成されています。また、寺社や歴史を感じさせる建造物の門や塀、装飾、旧家の庇・瓦、豊かな樹木なども景観を印象付ける要素のひとつです。これらを効果的に活用することにより、個性的な景観の形成を図ります。



歴史を感じる東大のレンガ塀（本郷）

### ④歴史・文化的資産からの見え方に配慮した景観づくりを行う

区内には、六義園や小石川後楽園をはじめとした大名庭園や規模の大きな寺社などが数多くあり、その敷地内から周辺を望む景観は、地域の歴史や文化を感じさせます。こうした歴史・文化的資産からの見え方に配慮し、歴史・文化的資産と周辺の建物等が調和した景観をつくります。

## 基本方針3：まちのまとまりがつくる景観の個性を尊重する

### ①高台に集積する良好な戸建て住宅地の景観を保全する

区内には、江戸時代の武家屋敷を基にする高台の良好な住宅地、明治時代の阿部家による西片町、大正時代の岩崎家による大和郷といった計画的に開発された住宅地が、当時のまちの構成のままに継承されています。このような住宅地には、縁も多く、歴史・文化に培われた風格があります。低層住宅や樹木の連なりによるまち並みの連續性を維持・創出することなどに配慮しながら、風格を引き継いでいくことが、まちの個性を尊重することになります。



戸建て住宅が建ち並ぶ景観（西片）

### ②街区の奥に展開する豊かな路地空間を生かして下町風情ある景観を育成する

根津などの下町風情あるまちは、江戸時代から庶民のまちとしての賑わいがあり、表通り・横丁・裏通り・路地といった特徴的な街路構成を形成しています。街区の奥に展開する路地や手入れされた縁、格子のしつらえなどは、下町風情が特に感じられるもののひとつでもあります。また、この地域では、地域の住民と協働し、「根津駅周辺地区まちづくり基本計画（平成20年3月）」及び「千駄木駅周辺地区まちづくり基本計画（平成23年3月）」を策定しており、地区の魅力を生かした景観づくりを推進していくことが必要です。そのため、このような江戸時代から継承してきた町割りを大切にするとともに、路地のイメージ等を生かしながら下町風情ある景観形成を図ります。



下町風情の感じられる景観（根津）

### ③寺社と結びついたまちの趣を大切にする

白山、向丘、本駒込、千駄木のそれぞれの地区の一部には、主に江戸時代の「明暦の大火」後に集団移転してきた寺社を中心に、現在でも多くの寺社が立地し、地域と寺社の結びつきが強く、寺町として発展してきました。参道など寺社特有の奥行きを感じさせる佇まいと、山門や鳥居、本堂など歴史を感じさせる数多くの建造物、境内の豊かな縁が相まって、閑静で落ち着きのある寺町の景観を形成しています。このような地域の個性を大切にし、寺社と結びついたまちの趣を継承していきます。



奥行きを感じさせる寺社の佇まい

（吉祥寺　本駒込）

## 基本方針4：文京区を形づくる骨格の景観の魅力を高める

### ①幹線道路の性格に対応した快適で潤いのある街路景観を創出する

区内には、かつては川が流れていた低地や台地の尾根上などに、文京区都市マスターplanにおいて位置付けられた、区内外及び拠点相互を連絡する主要幹線道路や生活幹線道路があります。これらの幹線道路は、都市の骨格を形成するものであり、自動車交通だけでなく歩行者にとっても重要な役割を果たしています。また、沿道の建築物等を含めた景観は、まちのイメージを形成する重要なものとなっています。街路樹や街路灯の設置、無電柱化、道路舗装、沿道敷地内の植栽などにより、統一感を持たせた快適で潤いのある景観の形成を図ります。



都市の骨格を形成する幹線道路  
(白山通り 白山)

### ②アイストップを望む眺望を大切にした印象的な幹線道路の景観をつくる

幹線道路は幅員も広く、線形も直線や緩やかな曲線の道路が多いため、遠くまで見通しのきく景観が形成されています。こうした通りでは、通りの突き当たりや曲がり角に建つ建物、街路樹の緑などが、通りの景観を特徴付けています。このような眺望を大切にし、地域の個性を生かした景観をつくります。

### ③沿道の個性を生かしたまとまりのある沿道景観をつくる

幹線道路沿いでは、近年建てられた中高層建築物が多く建ち並ぶ景観、昔ながらの佇まいを見せる建物と新しい建物が共存した特徴的な景観や、賑わいのある商店街の景観など、様々な景観を見るることができます。また、幹線道路では、後背の住宅地等の遠方からも沿道の建築物が見えるなど、沿道に建つ建築物が重要な要素となっています。沿道の個性を生かしながら、まとまりのある沿道景観の形成を図ります。



落ち着いた色彩の建物が並ぶ幹線道路  
(本郷通り 本駒込)

#### ④主要な橋梁や交差点を魅力的なまちかどとして印象付ける

文京区は、JR 山手線・中央線、神田川に囲まれており、JR 駅につながる交差点や神田川に架かる橋梁が、区内外をつなぐゲート的な空間となっています。また、江戸時代の市街地の境となった交差点など、まちの歴史・文化をイメージさせるものもあります。このような橋梁や交差点において、魅力的な景観を形成することにより、区の骨格の印象を高めます。

#### ⑤水と緑豊かな潤いある神田川の景観をつくる

神田川は、区内で唯一水面を見ることができる河川であり、川沿いには桜並木や量感のある豊かな緑が見られます。それらがつくる空間は、都市の中で潤いを感じさせる景観となっています。こうした水と緑豊かな潤いある神田川の景観を維持するとともに、さらに高めていきます。



水面に映る岸の並木（関口）

#### ⑥大規模な緑のまとまりや神田川とのつながりを強化する

区内には、歴史・文化的な庭園や大規模な公共施設など、大規模な緑のまとまりが多くあります。また、神田川は、面する緑と合わせて、都市空間の中で自然を強く認識できる場所です。このような水と緑の空間を幹線道路の緑化や緑道などでつなぐことにより、潤いのある景観形成を図ります。

## 基本方針5：拠点の特性を生かし、賑わいのある景観をつくる

### ①駅等を核とした賑わいのある拠点景観の形成を図る

文京区都市マスタープランでは、地域特性と日常生活の行動圏域に基づき、地域区分を「都心地域・下町隣接地域・山の手地域（東部・中央・西部）」の3地域5区分に設定し、地域区分ごとに拠点を配置しています。都心地域と下町隣接地域及び山の手地域中央には「地域拠点」を、山の手地域東部と山の手地域西部には「生活拠点」をそれぞれ配置しています。これらの拠点は多くの人々の活動や生活の中心となっており、活力に満ちています。そのため、オープンスペースやゆとりのある空間を創出し、また楽しく回遊できるように工夫することなどにより、拠点の特性を生かした、賑わいのある景観形成を図ります。



地域拠点（春日）

### ②記憶に残る拠点ならではのまちかど景観を創出する

拠点となる地区では、観覧車等の施設が見られる場所もあり、まち並みに大きなアクセントを与えていきます。また、ポケットパーク等の小さなスポットやまち中に設置されたモニュメントなども、個性的なまちかどを演出しています。拠点となる都市的な空間では、拠点ならではのまちかど景観を創出します。



花で飾られたまちかど（本郷）

## 基本方針6：多様な緑を生かし、潤いのある景観をつくる

### ①大名庭園等の緑のまとまりを継承し、落ち着きと潤いのある景観の形成を図る

区内には、小石川後楽園や六義園などの江戸時代につくられた大名庭園や、斜面地の豊かな樹林を利用した大名屋敷跡地の公園や大学など、大規模な緑のまとまりが数多く残されています。このような江戸時代から長い年月をかけて形成されてきた緑のまとまりは、湧水を用いた池等と相まって、区の豊かな自然を感じさせ、周辺に潤いを与えているとともに、区を特徴付ける要素となっています。これらを次世代へと継承しながら、緑のまとまりを庭園周辺に波及させ、また、周辺建物等を調和させることにより、落ち着きと潤いのある景観の形成を図ります。



東京大学の三四郎池（本郷）

### ②目に見える緑の増加を図る

大学や寺社、庭園、公園などには、大きな樹木が育っているものが多く、それらの緑は敷地の外からも見ることができ、まち並みに潤いや安らぎを与える重要な存在となっています。こうした敷地内の緑が外からも見える工夫を推奨するとともに、敷地内の緑や街路樹など、様々な緑の連続性を創出することにより、目に見える緑（緑視率）の増加を図ります。

### ③地域のシンボルとなっている樹木を尊重する

区内には、古くから地域のシンボルとなっていたり、アイストップになっていたりするなど、地域の緑豊かな環境や景観を象徴する樹木が数多くあります。これらの樹木は、文京区らしい景観をつくる重要な資源です。こうした樹木を尊重し、魅力ある景観づくりに生かしていきます。



地域のシンボルとなっている棕の老樹  
(小石川)

### ④憩いの場である公園の緑を大切にし、潤いのある景観を形成する

区内には、多種多様な公園があります。公園には緑が多く育ち、まち中でだれもが気軽に訪れるができる身近な憩いの空間として親しまれています。こうした特性を生かし、公園からの見え方に対する配慮や公園周辺にも緑を波及させるなど、潤いのある景観を広めていきます。

## 基本方針7：人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進める

### ①人々が交流できる空間を創出する

公園で子どもたちが楽しく遊ぶ姿や、駅前や商店街で多くの人が集う姿、カフェでくつろぐ姿など、人々の活動や営みも景観の要素のひとつです。そのため、オープンスペースや憩いの場など、人々が交流できる空間を創出することにより、人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進めます。

### ②生活感が感じられ、生き生きとした景観をつくる

住宅地では、それぞれの敷地を利用して、樹木や草花、鉢植えなどをしつらえ、通りに面したスペースを豊かに演出している住宅が見られます。こうした取組は、潤いを感じることができるだけでなく、水やり等手入れをしている様子から、日々の生活感を感じることができ、通りを歩く人の心を和ませます。また、人ととの交流が生まれるきっかけにもなります。このような区民等一人ひとりの小さな工夫や継続的な取組による景観づくりを支援し、生き生きとした景観をつくります。



生活感が感じられる草木や鉢植え（根津）

## 基本方針8：地域に愛着や誇りを持てる環境を整える

### ①地域の個性を尊重し、愛着や誇りを持てる環境を整える

坂道や歴史・文化的資産、緑のまつりなど、多様な景観特性を生かした景観形成を行っていくためには、建築物や屋外広告物、道路などの景観を構成する要素を単体として捉えるだけでなく、周辺の景観に十分に配慮したものとすることが重要です。区民等・建築行為等を行う事業者・区が協働して、これらの要素を地域の個性を尊重しながらつくっていくことにより、地域に愛着や誇りを持てる環境を整えるとともに、区内全域の景観の質の向上を図ります。

### ②調和のとれた市街地景観をつくる

上空に張り巡らされた電線や林立する電柱、地下鉄駅周辺の放置自転車などは、まちの景観を損なうものとなっています。また、個人の敷地内に建つ建物であっても、道路等の公共空間から見える部分については、良好な景観をつくる上で重要な役割を担っているものといえます。まちの景観を雑然としたものにしないよう配慮することにより、調和のとれた市街地景観をつくります。

### ③道行く人が心地良さを感じる空間をつくる

道路に面する敷地内の空地等は、道行く人にとつて最も身近な空間です。床仕上げを周辺に配慮したものとしたり、植栽をするなどの工夫により、道行く人が心地良さを感じる景観の形成を図ります。



ビル群の一角に整備された緑溢れる空間  
(後楽)

## 第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準

### 3-1 景観形成基準の考え方

景観づくりの目標や基本方針を実現し、文京区らしい魅力的な景観形成を図るために、個々の建築行為等において、周辺のまち並みの状況や地域で培われた歴史・文化を踏まえた上で、周辺の景観との調和を意識するとともに貢献する計画とすることが必要です。

そこで、建築行為等に対し、良好な景観を形成するために必要な事項を示した「景観形成基準」\*を定めます。

この基準は、すべての区民等・建築行為等を行う事業者・区が共有し、守っていくものであり、一人ひとりが景観形成の主体として文京区らしい魅力溢れる景観づくりを実現していくためのものとします。

景観形成基準は、段階的に設定し、それぞれの景観にふさわしい基準を定めます。

まず、区内全域において良好な景観の形成を図るため、区内のどの場所であっても守るべき基本的な基準を「一般基準」として定めます。

また、文京区の景観を特徴付け、「文京区らしい景観」を構成する「景観特性」をより魅力あるものとするための基準を「景観特性基準」として定めます。

さらに、特定の地区において、地区固有の資源や特性に応じた良好な景観形成を推進するためのよりきめ細かな基準を「地区限定基準」として定めます。



図3-1 景観形成基準の考え方

\* 景観法第8条第2項第2号に規定する「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」とし、同条第4項第2号に規定する「規制又は措置の基準」として定めます。

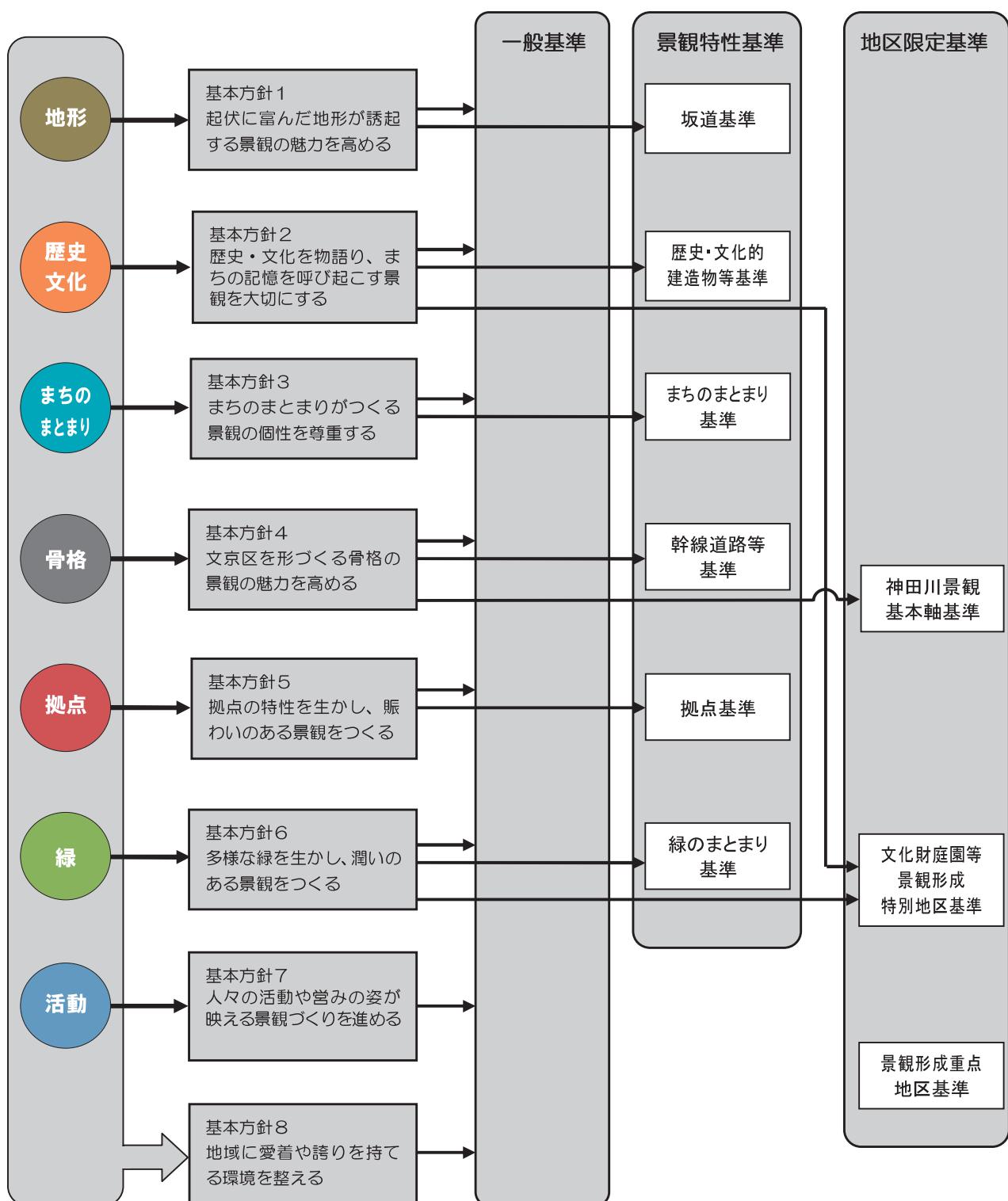


図3-2 「文京区らしい景観」及び「景観づくりの基本方針」と「景観形成基準」の対応についてのイメージ図

## 3－2 景観形成基準

### (1) 景観形成基準

#### 1) 一般基準

一般基準は、区内全域を対象に、区内のどの場所であっても守るべき基本的な基準です。主に基本方針7「人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進める」及び8「地域に愛着や誇りを持てる環境を整える」の実現のために定めるものとし、具体的には、以下に掲げる景観を目指すものとします。

#### ○景観形成の方向性

##### 地域の個性が感じられる景観をつくる

- ・地域の個性を尊重した景観づくり

落ち着きのある住宅街や賑わいのある商店街、住工混在地など、地域によって個性が異なります。そのため、建築行為等を行うに当たっては、計画地周辺の歴史・文化や周辺の建築物の規模・意匠・高さ・色彩、人の往来などまち並みの状況を十分に捉えた上で計画することで、地域ごとの個性を尊重した景観をつくります。

- ・まちの歴史や文化が感じられる景観づくり

まちの歴史・文化を象徴する建造物や樹木、寺社仏閣などを大切にし、まちの歴史や文化が感じられる景観をつくります。

- ・地形を生かした景観づくり

高台からの見え方など、文京区の特徴である地形を尊重することで、地形によって醸し出される魅力が感じられる景観をつくります。

##### 調和のとれた景観をつくる

- ・まち並みの連続性や一体感が感じられる景観づくり

建築物の意匠や色彩、木々の縁、道路など、景観を構成するものそれぞれが過度に目立つことなく馴染み合い、まち並みの連続性や一体感が感じられる景観をつくります。

- ・雑然を感じさせない景観づくり

まちの景観を乱す要素を目立たないようにしたり、修景したりすることにより、雑然を感じない整った印象の景観をつくります。

## 歩いていて心地良い景観をつくる

### ・ゆとりや潤いが感じられ、表情豊かな景観づくり

樹木や花などの緑や、自然の素材を使った味わいのある門や塀、憩いのためのベンチなど、人々の目を楽しませ、心地良さを感じさせる要素を創っていくことで、ゆとりや潤いが感じられ、表情豊かな景観をつくります。

### ・印象的なまちかど景観づくり

角地や道路の突き当たりは、道行く人の目線が集中しやすい場所です。適切な修景を行い、印象的なまちかど景観をつくることにより、歩いていて心地良い景観をつくります。

良好な景観づくりを行う上では、道路等から見える建築物等の部分については、重要な役割を担っているものといえます。建築物等の外観は、その配置や意匠、色彩、外構など、建築物等を構成するそれぞれの要素のあり方によって大きく異なります。

そこで、景観形成基準は、「配置」「形態・意匠・色彩」「公開空地・外構等」などの区分ごとに定めることで、建築物等全体として景観に配慮されたものとなるよう誘導するものとします。

## ○対象となる行為

行為については、次のとおり定めます。

表 3-1 一般基準の対象となる行為

|      | 行 為  |
|------|--|
| 建築物  | 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）                                       |
| 工作物  | 新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）<br>(建築基準法第88条に規定する工作物で建築基準法施行令に定めるもの) |
| 開発行為 | 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為<br>(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)                           |

## ○景観形成基準（一般基準）

表3-2 建築物等に対する景観形成基準<sup>\*1</sup>（一般基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（一般基準 建築物等）        |   |
|--------------------------|---|
| 配置                       | <p>①適切な隣棟間隔の確保や道路側にできる限り空地を設けるなど、ゆとりある景観に配慮した配置とする。</p> <p>②隣接する建築物の壁面の位置の連続性等を考慮する等、周辺のまち並みに配慮した配置とする。</p> <p>③敷地内やその周辺に、歴史的な資源（遺構や樹木、池、湧水など）や起伏に富んだ地形などがある場合は、これらを生かした建築物の配置とする。</p> <p>④人々の賑わいが感じられる場所では、道路側に空地を設けたり、建築物の顔を向けたりするなど、配置を工夫し、賑わいの連続性に配慮する。</p>   |
| 形態<br>・<br>意匠<br>・<br>色彩 | <p>①建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物等と意匠や素材を合わせるなど、周辺の景観との調和を図る。</p> <p>②周辺の道路や、坂道、歴史・文化的資産などの景観特性からの見え方<sup>*2</sup>に対し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより圧迫感の軽減を図り、周辺のまち並みの連続性に配慮した形態・意匠・色彩とするよう工夫する。</p> <p>③周辺の建築物群のスカイラインを考慮し、上層部のセットバックや壁面の分節化、色彩の工夫などにより、周辺のまち並みとの調和に配慮する。</p> <p>④外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表1（ただし、高さ<math>\geq 60m</math>又は延床面積<math>\geq 30,000\text{ m}^2</math>の建築物にあっては別表2）の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>⑤外壁及び屋根は、反射光の周辺への影響に配慮するとともに、歩行者の目線に近い建築物の低層部では、石材等の自然素材を用いたり、意匠を工夫したりするなど、魅力ある景観形成に配慮する。</p> <p>⑥建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などがある場合は、周辺の道路や高台からの見え方に配慮し、露出しないよう建築物と一体的に計画するなど工夫する。</p> <p>⑦屋根・屋上に室外機や配管設備、ダクト類、排気塔、給水塔などがある場合は、周辺の道路や高台からの見え方に配慮し、目立たないよう工夫する。</p> <p>⑧歴史や文化の趣が感じられる建築物等を建替える際には、使われていた素材やデザインなどを取り入れるなど、趣を引き継ぐよう配慮する。</p> <p>⑨角地や道路の突き当たりなど、アイストップとなる場所では、形態・意匠・色彩の配慮等により、魅力ある景観形成に配慮する。</p> |

\*1 次のものを対象とした基準。

- ・建築物
- ・工作物のうち製造施設やサイロなど建築物に類するもの

\*2 「景観特性からの見え方」については、次に示す場所からの見え方に配慮すること（資料編p.134～141参照）。ただし、基準の対象となる建築物等や工作物が景観特性から望見できる場合において配慮するものとする。また、歴史・文化的建造物等、その他の神社、その他の寺については、それらが一般向けに開放されている庭園や散策路などの外部空間を有している場合に限る。

- |                                     |                                  |                            |                            |                 |
|-------------------------------------|----------------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------|
| ・坂道（名のある坂道<br>をはじめ、区内にあ<br>るすべての坂道） | ・歴史・文化的建造物等<br>・その他の神社<br>・その他の寺 | ・低層住宅地<br>・寺町<br>・下町風情あるまち | ・幹線道路等<br>・拠点<br>・下町風情あるまち | ・神田川<br>・緑のまどまり |
|-------------------------------------|----------------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------|

|                  |   |
|------------------|---|
| 公開空地<br>•<br>外構等 | <p>①外構の床等の仕上げは、無表情な印象とならないよう意匠や素材などを工夫するとともに、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など周辺の景観と調和を図る。</p> <p>②敷地内はできる限り緑化を図り、潤いある景観形成に配慮する。また、屋上や壁面の緑化を行うよう配慮する。</p> <p>③緑化に当たっては、樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</p> <p>④道路との境界付近に塀やフェンスなどを設置する場合は、高さや形態・意匠・色彩を工夫したり、道路から後退させたりするなど、圧迫感の軽減を図り、周辺の景観との調和を図る。</p> <p>⑤敷地内のごみ保管場所や駐車場、駐輪場、室外機などの附帯設備は、道路に対して露出しないよう配置の工夫や目立たないような配慮、植栽による修景を行うなど、周辺の景観との調和を図る。</p> <p>⑥敷地内に設置する自動販売機は、周辺の景観と調和した色彩とするよう配慮する。</p> <p>⑦周囲の環境に応じた夜間の景観を検討し、過度な明るさは避け、周辺の景観に応じた照明を行う。</p> |
|------------------|---|

次に掲げるもののいずれかに該当する場合は、下記の基準を加えるものとする。

- 敷地面積 $\geq 3,000\text{ m}^2$
- 今後導入予定の絶対高さ制限を定める高度地区の指定対象外の区域に建築等を行う場合（第1種低層住居専用地域は除く）
- 今後導入予定の絶対高さ制限を定める高度地区の特例を受けて、絶対高さの制限値を超えた高さの建築物の建築等を行う場合

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 配置                       | <p>①道路等の公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。</p>  |
| 形態<br>•<br>意匠<br>•<br>色彩 | <p>①上層部のセットバックや壁面の分節化、色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図り、周辺の景観やスカイラインとの調和に配慮した形態・意匠・色彩とする。</p> <p>②外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表2の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>③外壁及び屋根は、反射光の周辺への影響に配慮するとともに、歩行者の目線に近い建築物の低層部では、石材等の自然素材を用いるなど、魅力ある景観形成に貢献するよう工夫する。</p> |
| 公開空地<br>•<br>外構等         | <p>①周辺のオープンスペースとの連続性を確保する。</p> <p>②潤いのある景観形成に配慮し、道路に接する部分は緑化を図る。また、屋上や壁面の緑化を積極的に行う。</p>   |

表3-3 工作物に対する景観形成基準（一般基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（一般基準 工作物）         |   |
|--------------------------|---|
| 規模                       | ①周辺の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないよう隣棟間隔を確保し、長大で平滑な壁面とならないよう工夫する。   |
| 配置                       | ①駐車場を設置する場合は、配置の工夫や接道部への植栽など、周辺の公園、道路、河川などからの見え方に配慮する。また、駐車場出入口は、周辺の景観の連続性に配慮した配置とする。   |
| 形態<br>・<br>意匠<br>・<br>色彩 | ①形態・意匠は、周辺の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺の景観との調和を図る。<br>②色彩は「色彩に関する景観配慮事項」及び別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。<br>③擁壁や法面では、植栽可能な法面にしたり、石積みや緑化ブロックなどの自然素材の使用やコンクリート面に化粧目地を施したりするなど、圧迫感を軽減させるよう工夫する。<br>④高架水槽や自動車車庫（機械式駐車場等）などを設置する場合は、周辺の道路や、坂道、歴史・文化的資産などの景観特性からの見え方*に配慮し、目立たないよう工夫する。<br>⑤広告塔や装飾塔を設置する場合は、過剰な大きさや色使いによる圧迫感を与えないよう工夫するなど、周辺の景観との調和を図る。 |
| 外構                       | ①敷地内に設置する自動販売機は、周辺の景観と調和した色彩とするよう配慮する。  |

表3-4 開発行為に対する景観形成基準（一般基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（一般基準 開発行為）                                     |  |
|---|--|
| 土地利用  | ①区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。<br>②できる限り電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなど配慮する。  |
| 造成  | ①大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないよう配慮する。<br>②擁壁や法面では、植栽可能な法面にしたり、石積みや緑化ブロックなどの自然素材の使用やコンクリート面に化粧目地を施したりするなど、圧迫感を軽減させるよう工夫する。  |
| 敷地面積 $\geq$ 3,000 m <sup>2</sup> の場合は、下記の基準を加えるものとする。 |  |
| 土地利用  | ①事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。<br>②事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。<br>③事業地内に、歴史的な資源（遺構や樹木、池、湧水など）や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。 |

\* p.45\*2を参照のこと。

## 2) 景観特性基準

景観特性基準は、坂道、歴史・文化的建造物等、緑のまとまりなどの「文京区らしい景観」を構成する要素や場所を「景観特性」とし、それらをより魅力あるものとするために定める基準です。

それぞれの景観特性基準で定める対象範囲においては、一般基準に加えて、景観特性基準への適合を求めるものとします。

### ○景観特性基準と景観形成の方向性

表3-5 景観特性基準と景観形成の方向性

| 景観特性基準（対象範囲）                                      | 景観形成の方向性   |
|---|--|
| ①坂道基準<br>（「坂道」の沿道及び突き当たり）                         | 石積擁壁、緑、沿道の寺社など魅力ある要素を生かし、地形の豊かさが感じられる心地良い景観をつくる  |
| ②歴史・文化的建造物等基準<br>（文化財や寺社などの「歴史・文化的建造物等」の周辺50mの範囲） | 歴史・文化的建造物等と周辺が調和し、一体となって歴史や文化を感じさせる景観をつくる  |
| ③まちのまとまり基準<br>（低層住宅地、寺町、下町風情あるまちの範囲）              | 低層住宅地、寺町、下町風情あるまちなど、特徴が顕著なまちのまとまりごとの特性に応じた景観をつくる<br>・低層住宅地基準（第1種低層住居専用地域）<br>緑豊かで歴史・文化に培われた風格ある景観を引き継ぐ<br>・寺町基準（白山・向丘・本駒込・千駄木の一部）<br>まちのまとまりを特徴付ける寺社とのつながりを大切にし、寺社の佇まいを生かした景観をつくる<br>・下町風情あるまち基準（根津、千駄木の一部）<br>江戸時代から継承されてきた町割りを大切にするとともに、路地や格子、木の風合いを残した住宅、軒先の植栽など下町風情を感じさせる景観を引き継ぐ |
| ④幹線道路等基準<br>（「幹線道路等」の沿道）                          | 軸としての景観にふさわしい秩序ある沿道景観をつくる  |
| ⑤拠点基準<br>（都市マスタープランに位置付けられた「拠点」のうち駅を中心とした範囲）      | それぞれの拠点にふさわしい賑わいのある景観をつくる  |
| ⑥緑のまとまり基準<br>（公園等の「緑のまとまり」の周辺50mの範囲）              | 緑のまとまりと周辺が調和し、一体となって緑豊かな景観をつくる   |

## ○対象となる行為

一般基準と同様とします。

## ○基準が重複する場所においての考え方

複数の景観特性基準の対象範囲に重複して該当する場合、それぞれの基準への適合を求めるものとします。例えば、「坂道基準」と「緑のまとまり基準」の対象範囲に重複して該当する敷地がある場合、それぞれの基準に基づいて、建築等の行為を行うことが必要となります。



・計画地は「坂道」「幹線道路等」「緑のまとまり」に隣接しています。この場合は・・・

- 一般基準（区内全域で共通する基準）
  - +
- 景観特性基準「坂道基準」
  - +
- 景観特性基準「幹線道路等基準」
  - +
- 景観特性基準「緑のまとまり基準」
  - +

それぞれの基準に適合することが求められます。

図3-3 景観特性基準の適用例（イメージ）

## ①坂道基準

坂道基準は、主に基本方針 1 「起伏に富んだ地形が誘起する景観の魅力を高める」の実現のために定めるものとします。

### ○対象範囲

区内の名のある坂道（113箇所）をはじめ、区内にあるすべての坂道の沿道の敷地及び坂道の突き当たりに面する敷地。



図 3-4 坂道基準の対象範囲



鼠坂



鷺坂

## ○景観形成の方向性

**石積擁壁、緑、沿道の寺社など魅力ある要素を生かし、地形の豊かさが感じられる  
心地良い景観をつくる**

- ・坂道の勾配を感じさせるようなしつらえの工夫等により、起伏に富んだ地形を生かした景観をつくります。
- ・坂道景観を形成する重要な要素である擁壁や建築物の外構、緑化などについて適切な修景を行い、心地良い坂道景観をつくります。
- ・坂道の歴史・文化を尊重した景観形成を図ります。

## ○景観形成基準（坂道基準）

一般基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

表3-6 建築物等に対する景観形成基準\*（坂道基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（坂道基準 建築物等）        |   |
|--------------------------|---|
| 形態<br>・<br>意匠<br>・<br>色彩 | <p>①建築物の形態・意匠は、坂道の勾配になじむよう配慮する。</p> <p>②坂道沿いに寺社等の歴史・文化の趣が感じられる資源がある場合は、周辺の敷地では、形態・意匠・色彩はそれらとの調和も図るよう工夫する。</p> <p>③坂道の突き当たりや曲がり角など、アイストップとなる場所では、意匠の工夫など、坂道からの見え方に配慮する。</p>                  |
| 公開空地<br>・<br>外構等         | <p>①擁壁や塀を設置する場合は、形態・意匠は坂道の勾配になじむよう配慮する。また、コンクリート面に化粧目地を施すなど、圧迫感の軽減を図るとともに、植栽可能な法面にしたり、石積みや緑化ブロックなどの自然素材等を使用したりするなど、魅力ある坂道景観の形成に配慮し、素材や意匠等を工夫する。</p> <p>②潤いある坂道景観の形成に配慮し、坂道に接する部分は緑化を図る。</p> |

\* p.45 \* 1 を参照のこと。

表3-7 工作物に対する景観形成基準（坂道基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（坂道基準 工作物）         |   |
|--------------------------|---|
| 形態<br>・<br>意匠<br>・<br>色彩 | <p>①擁壁等を設置する場合は、形態・意匠は坂道の勾配になじむよう配慮する。また、コンクリート面に化粧目地を施すなど、圧迫感の軽減を図るとともに、植栽可能な法面にしたり、石積みや緑化ブロックなどの自然素材等を使用したりするなど、魅力ある坂道景観の形成に配慮し、素材や意匠等を工夫する。</p> <p>②坂道沿いに寺社等の歴史・文化の趣が感じられる資源がある場合は、周辺の敷地では、形態・意匠・色彩はそれらとの調和も図るよう工夫する。</p> <p>③坂道の突き当たりや曲がり角など、アイストップとなる場所では、意匠の工夫など、坂道からの見え方に配慮する。</p> |

アイストップとなる場所では、意匠の工夫など、坂道からの見え方に配慮する



坂道の勾配になじむよう配慮する

坂道に接する部分は緑化を図る

擁壁や塀を設置する場合は、魅力ある坂道景観の形成に配慮し、素材や意匠等を工夫する

## ②歴史・文化的建造物等基準

歴史・文化的建造物等基準は、主に基本方針2「歴史・文化を物語り、まちの記憶を呼び起こす景観を大切にする」の実現のために定めるものとします。

### ○対象範囲

歴史・文化的建造物等（文化財に指定されている建造物等、東京都選定歴史的建造物及び文京花の五大まつり等が開催されている寺社）の存する敷地の敷地境界線から50mの範囲。<sup>\*</sup>



図3-5 歴史・文化的建造物等基準の対象範囲



傳通院



旧安田邸

\* 東京都景観条例第22条第1項に規定する「都選定歴史的建造物」（東京大学広報センター（旧医師会事務局）、東京大学七徳堂、東京大学農学部3号館）及び同条例第32条第1項に規定する「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」（六義園、小石川後楽園、旧岩崎邸庭園）の建物壁面（庭園については敷地境界線）から100mの範囲については、別途定める「歴史的景観形成の指針」に適合するよう努めるものとします。

## ○景観形成の方向性

### 歴史・文化的建造物等と周辺が調和し、一体となって歴史や文化を感じさせる景観をつくる

- ・意匠や色彩、素材、緑化などについて配慮することで、歴史・文化的建造物等と周辺が調和した景観をつくります。
- ・歴史・文化的建造物等からの見え方に配慮した景観形成を図ります。

## ○景観形成基準（歴史・文化的建造物等基準）

一般基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

表3-8 建築物等に対する景観形成基準<sup>\*1</sup>（歴史・文化的建造物等基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（歴史・文化的建造物等基準 建築物等） |  |
|---------------------------|--|
| 配置                        | <p>1歴史・文化的建造物等の前景となる敷地では、周辺の道路、公園、河川など主要な眺望点から歴史・文化的建造物等への眺望ができる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する。</p>  |
| 形態<br>・<br>意匠<br>・<br>色彩  | <p>1外壁や塀の意匠・素材・色彩などは、歴史・文化的建造物等の外壁や屋根、門、塀などに使用されている素材や色彩と調和するものを用いるなど、歴史・文化的建造物等との調和を図る。</p> <p>2周辺の歴史・文化的建造物等や建築物との調和に配慮するとともに、歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方<sup>*2</sup>にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <p>3周辺の歴史・文化的建造物等や建築物との調和に配慮するとともに、歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方<sup>*2</sup>にも配慮し、建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する。</p> |
| 公開空地<br>・<br>外構等          | <p>1歴史・文化的建造物等の縁との連続性に配慮し、敷地外周部は緑化を図る。</p>   |

\*1 p.45\*1を参照のこと。

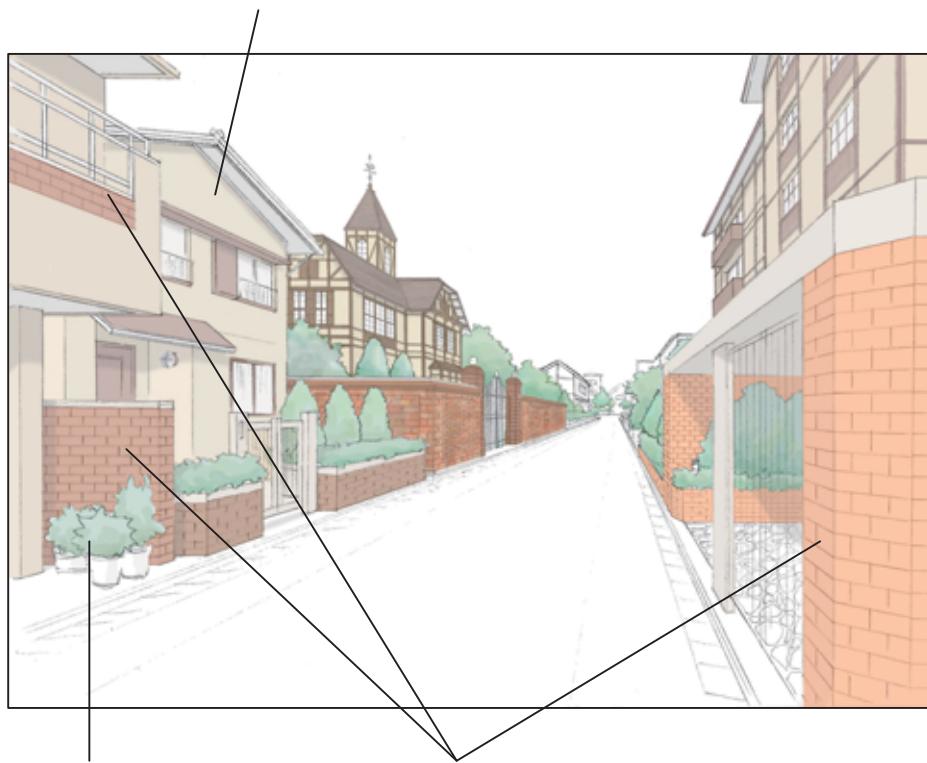
\*2 歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方については、歴史・文化的建造物等の存する敷地が、一般向けに開放されている庭園や散策路などの外部空間を有し、かつ、基準の対象となる建築物等が当該空間から望見できる場合において配慮するものとする。

表3-9 工作物に対する景観形成基準（歴史・文化的建造物等基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（歴史・文化的建造物等基準 工作物） |   |
|--------------------------|---|
| 配置                       | <p>①歴史・文化的建造物等の前景となる敷地では、周辺の道路、公園、河川など主要な眺望点から歴史・文化的建造物等への眺望ができる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する。</p>   |
| 形態<br>・<br>意匠<br>・<br>色彩 | <p>①歴史・文化的建造物等の外壁や屋根、門、塀などに使用されている素材や色彩と調和するものを用いるなど、歴史・文化的建造物等との調和を図る。</p> <p>②周辺の歴史・文化的建造物等や建築物との調和に配慮するとともに、歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方*にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <p>③周辺の歴史・文化的建造物等や建築物との調和に配慮するとともに、歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方*にも配慮し、工作物に附帯する配管設備・ダクト類や屋外階段、高架水槽、自動車車庫（機械式駐車場等）などが目立たないよう工夫する。</p> |

\* 歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方については、歴史・文化的建造物等の存する敷地が、一般向けに開放されている庭園や散策路などの外部空間を有し、かつ、基準の対象となる工作物が当該空間から望見できる場合において配慮するものとする。

歴史・文化的建造物等への眺望ができる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する



敷地外周部は  
緑化を図る

外壁や塀などは、歴史・文化的建造物  
等との調和を図る

### ③まちのまとまり基準

まちのまとまり基準は、主に基本方針3「まちのまとまりがつくる景観の個性を尊重する」の実現のために定めるものとし、特徴が顕著なまちのまとまりごとの特性に応じた景観をつくることを目標とします。

#### ア) 低層住宅地基準

##### ○対象範囲

第1種低層住居専用地域に指定された範囲。

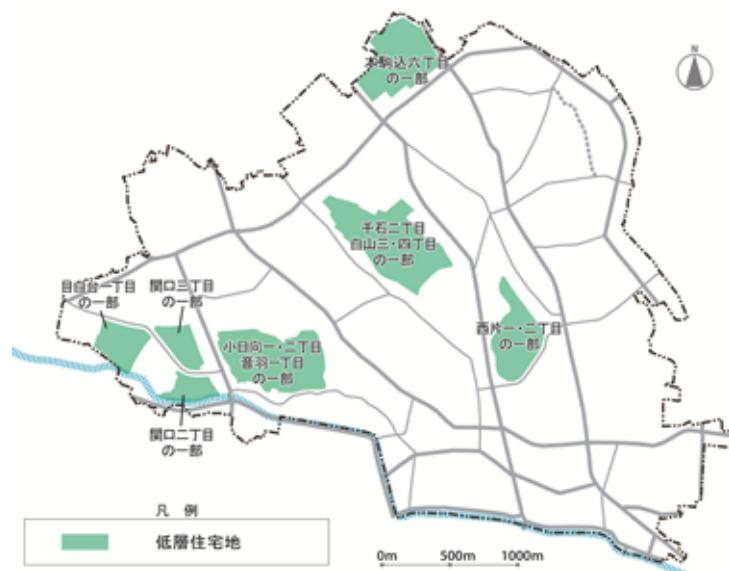


図3-6 低層住宅地基準の対象範囲



西片



関口

## ○景観形成の方向性

### 緑豊かで歴史・文化に培われた風格ある景観を引き継ぐ

- 建築物の意匠や色彩、樹木の連なりなど、周辺の状況を意識し、一体感のある景観をつくります。
- 緑豊かで潤いと風格が感じられる景観形成を図ります。

## ○景観形成基準（低層住宅地基準）

一般基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

表3-10 建築物等に対する景観形成基準\*（低層住宅地基準）（景観法第8条第4項第2号）

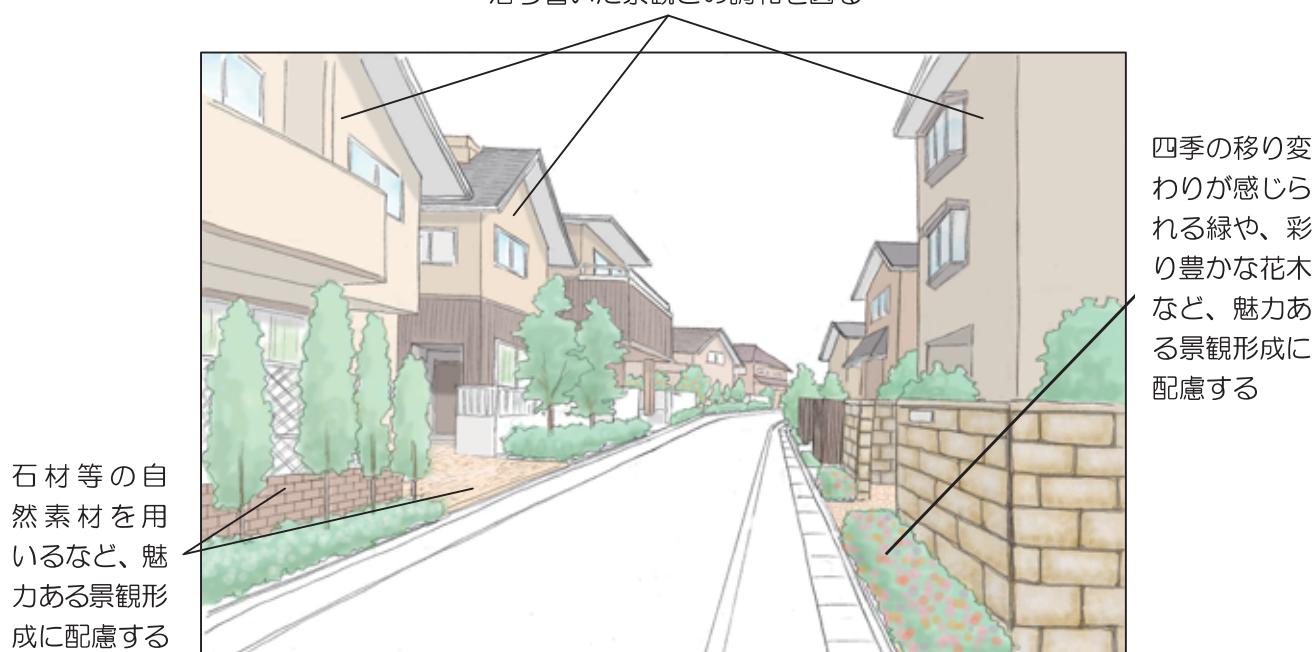
| 景観形成基準（低層住宅地基準 建築物等） |  |
|----------------------|--|
| 形態・意匠・色彩             | <p>1 意匠・素材・色彩などは、周辺の建築物と一体感を図るよう工夫し、落ち着いた景観との調和を図る。</p>  |
| 公開空地<br>・<br>外構等     | <p>1 外構計画は、周辺の敷地や道路など周辺の景観との調和を図るとともに、石材等の自然素材を用いるなど、魅力ある景観形成に配慮する。</p> <p>2 緑豊かな住宅地景観に配慮し、道路に面する部分においては緑化を図る。樹種の選定に当たっては、できる限り四季の移り変わりが感じられる緑や、彩り豊かな花木を植えるなど、魅力ある景観形成に配慮する。</p> |

\* p.45 \* 1 を参照のこと。

表3-11 工作物に対する景観形成基準（低層住宅地基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（低層住宅地基準 工作物） |   |
|---------------------|---|
| 形態・意匠・色彩            | <p>1 意匠・素材・色彩などは、周辺の建築物と一体感を図るよう工夫し、落ち着いた景観との調和を図る。</p> |

周辺の建築物と一体感を図るよう工夫し、  
落ち着いた景観との調和を図る



## イ) 寺町基準

### ○対象範囲

文京区都市マスタープランの景観形成の方針における寺町界隈の景観形成に位置付けられた範囲（白山、向丘、本駒込、千駄木の一部）。

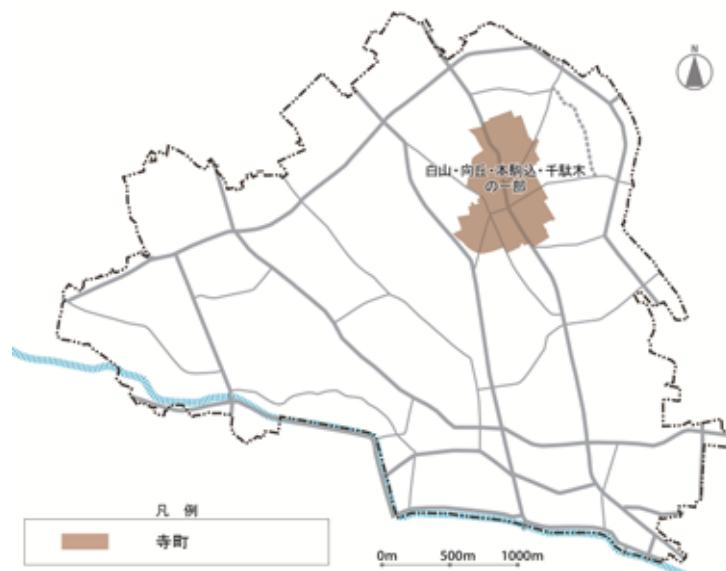


図 3-7 寺町基準の対象範囲



常德寺



海蔵寺

## ○景観形成の方向性

**まちのまとまりを特徴付ける寺社とのつながりを大切にし、寺社の佇まいを生かした景観をつくる**

- ・意匠や色彩、素材、緑化などについて配慮することで、寺町の景観の基礎となる寺社とその周辺が調和した落ち着きのある景観をつくります。
- ・寺社からの見え方に配慮した景観形成を図ります。

## ○景観形成基準（寺町基準）

一般基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

表 3-12 建築物等に対する景観形成基準<sup>\*1</sup>（寺町基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（寺町基準 建築物等）        |   |
|--------------------------|---|
| 配置                       | <p>①寺社の前景となる敷地では、周辺の道路、公園など主要な眺望点から寺社への眺望をできる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する。</p>  |
| 形態<br>・<br>意匠<br>・<br>色彩 | <p>②外壁や塀の意匠・素材などは、寺社の外壁や屋根、門、塀などに使用されている素材と調和するものを用いるなど、寺社の集積により培われた落ち着きのある景観との調和を図る。</p> <p>③外壁及び屋根の色彩は、寺町に調和するよう、彩度を抑えた落ち着いた色彩を用いるなど、周辺の景観との一体感に配慮する。</p> <p>④周辺の寺社や建築物との調和に配慮するとともに、寺社からの見え方<sup>*2</sup>にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <p>⑤周辺の寺社や建築物との調和に配慮するとともに、寺社からの見え方<sup>*2</sup>にも配慮し、建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する。</p> |
| 公開空地<br>・<br>外構等         | <p>⑥寺社の縁との連続性に配慮し、敷地外周部は緑化を図る。</p>  |

\* 1 p.45 \* 1 を参照のこと。

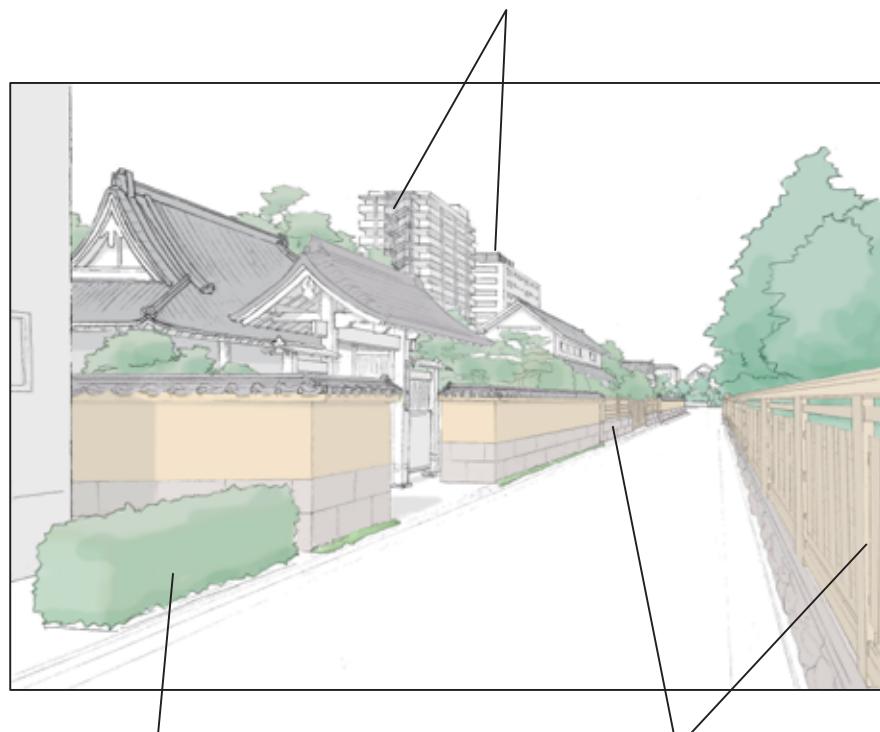
\* 2 寺社からの見え方については、寺社が一般向けに開放されている外部空間を有し、かつ、基準の対象となる建築物等が当該空間から望見できる場合において配慮するものとする。

表3-13 工作物に対する景観形成基準（寺町基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（寺町基準 工作物）         |  |
|--------------------------|--|
| 配置                       | <p>①寺社の前景となる敷地では、周辺の道路、公園など主要な眺望点から歴史・文化的建造物等への眺望をできる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する。</p>   |
| 形態<br>・<br>意匠<br>・<br>色彩 | <p>①寺社の外壁や屋根、門、塀などに使用されている素材と調和するものを用いるなど、寺社の集積により培われた落ち着きのある景観との調和を図る。</p> <p>②色彩は、寺町に調和するよう、彩度を抑えた落ち着いた色彩を用いるなど、周辺の景観との一体感に配慮する。</p> <p>③周辺の寺社や建築物との調和に配慮するとともに、寺社からの見え方*にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <p>④周辺の寺社や建築物との調和に配慮するとともに、寺社からの見え方*にも配慮し、工作物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段、高架水槽、自動車車庫（機械式駐車場等）などが目立たないよう工夫する。</p> |

\* 寺社からの見え方については、寺社が一般向けに開放されている外部空間を有し、かつ、基準の対象となる工作物が当該空間から望見できる場合において配慮するものとする。

寺社からの見え方に配慮し、建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する



敷地外周部は緑化を図る

意匠・素材などは、寺社の集積により培われた落ち着きのある景観との調和を図る

## ウ) 下町風情あるまち基準

### ○対象範囲

根津駅周辺地区まちづくり基本計画及び千駄木駅周辺地区まちづくり基本計画が策定されている地区（根津一丁目及び根津二丁目、千駄木二丁目及び千駄木三丁目 23番～52番）の範囲。



図3-8 下町風情あるまち基準の対象範囲



根津



千駄木

## ○景観形成の方向性

江戸時代から継承されてきた町割りを大切にするとともに、路地や格子、木の風合いを残した住宅、軒先の植栽など下町風情を感じさせる景観を引き継ぐ

- ・まちのまとまりを特徴付ける要素を生かし、下町風情を感じさせる景観を引き継ぎます。
- ・景観を構成するそれぞれの建物の軒先に彩られた植栽等をつなぎ、緑溢れる景観をつくります。

## ○景観形成基準（下町風情あるまち基準）

一般基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

表 3-14 建築物等に対する景観形成基準\*（下町風情あるまち基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（下町風情あるまち基準 建築物等）  |   |
|--------------------------|---|
| 形態<br>・<br>意匠<br>・<br>色彩 | <p>①周辺と調和した素材や色彩を用いるなど、意匠等を工夫することにより、路地や木の風合いを残した住宅、格子、軒先の植栽などにより形成される特徴的な下町風情ある景観との調和を図る。<br/>特に歩行者の目線が集中しやすい建築物の低層部では、格子や木質系等の木の素材感を意識した建材を用いるなど、周辺のまち並みの連続性や一体感に配慮し、意匠等を工夫する。</p> <p>②長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより圧迫感の軽減を図り、比較的小規模な建築物が建ち並ぶまち並みの連続性に配慮した形態・意匠・色彩とするよう工夫する。</p> |
| 公開空地<br>・<br>外構等         | <p>①下町風情ある景観に配慮し、道路に面する部分は緑化を図る。樹種の選定に当たっては、周辺で施されている緑との一体感を図るよう配慮する。</p>   |

\* p.45 \* 1 を参照のこと。

表 3-15 工作物に対する景観形成基準（下町風情あるまち基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（下町風情あるまち基準 工作物） |  |
|------------------------|--|
| 形態・意匠・<br>色彩           | <p>①周辺と調和した素材や色彩を用いるなど、意匠等を工夫することにより、路地や格子、木の風合いを残した住宅、軒先の植栽などにより形成される特徴的な下町風情ある景観との調和を図る。</p> |

意匠等を工夫することにより、特徴的な下町風情ある景観との調和を図る



道路に面する部分は緑化を図る

周辺に施されている緑との一体感を図るよう配慮する

## ④幹線道路等基準

幹線道路等基準は、主に基本方針4「文京区を形づくる骨格の景観の魅力を高める」の実現のために定めるものとします。

### ○対象範囲

文京区都市マスターPLANに位置付けられた幹線道路（主要幹線道路、生活幹線道路）及び電線類の地中化や歩道の整備など良好な景観整備が行われている千駄木小学校前通り（コミュニティ道路）の沿道の敷地。

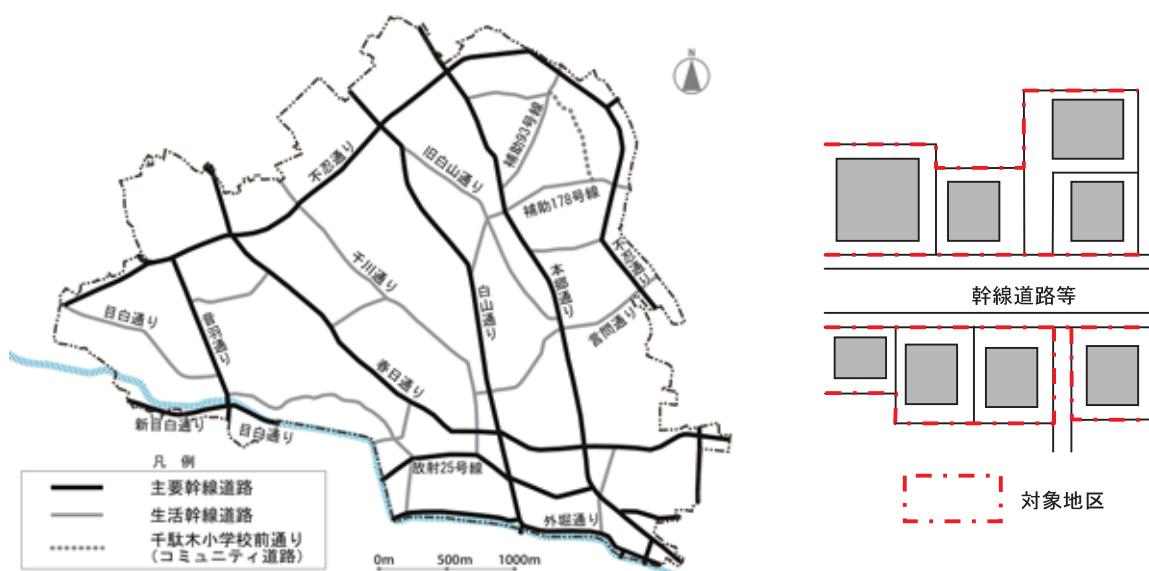


図3-9 幹線道路等基準の対象範囲



本郷通り



不忍通り

## ○景観形成の方向性

### 軸としての景観にふさわしい秩序ある沿道景観をつくる

- ・沿道の建築物の意匠や色彩、緑化など、統一感や連続性が感じられ、区の骨格としてふさわしい風格と潤いのある沿道景観をつくります。
- ・区の骨格を印象付けるような交差点やアイストップなどにおいて、特徴的な魅力ある景観形成を図ります。
- ・沿道だけでなく、幹線道路の後背地からの見え方に配慮した景観形成を図ります。

## ○景観形成基準（幹線道路等基準）

一般基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

表3-16 建築物等に対する景観形成基準\*（幹線道路等基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（幹線道路等基準 建築物等）     |   |
|--------------------------|---|
| 配置                       | <p>1 幹線道路等に対して建築物の顔を向けるなど、幹線道路等に面する周辺の建築物との連続性を図る。</p>  |
| 形態<br>・<br>意匠<br>・<br>色彩 | <p>1 統一感のある沿道景観の形成に配慮し、形態・意匠などは、できる限り開口部を多くするなど、幹線道路等からの見え方に配慮し、幹線道路等に面する周辺の建築物との連続性を図るよう工夫する。</p> <p>2 幹線道路等からの見え方だけでなく、幹線道路等の後背地など周辺からの見え方や、建築物の側面の見え方に配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <p>3 幹線道路等からの見え方だけでなく、幹線道路等の後背地など周辺からの見え方や、建築物の側面の見え方に配慮し、建築物の側面や裏側に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する。</p> <p>4 主要な交差点に面する建築物は、魅力的なまちかど景観を形成するよう、交差点からの見え方に配慮し、形態・意匠などを工夫する。</p> <p>5 道路の突き当たりや曲がり角など、アイストップとなる場所では、形態・意匠の工夫など、魅力ある景観形成に配慮する。</p> |
| 公開空地<br>・<br>外構等         | <p>1 幹線道路等に面して緑を設けるなど、快適で潤いのある街路景観を創出する。</p>  |

\* p.45\*1 を参照のこと。

表3-17 工作物に対する景観形成基準（幹線道路等基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（幹線道路等基準 工作物）      |   |
|--------------------------|---|
| 配置                       | <p>① 主要な交差点や道路の突き当たり、曲がり角などに面する場所では、作物物の配置を工夫するなど、見え方に配慮する。</p>   |
| 形態<br>・<br>意匠<br>・<br>色彩 | <p>① 作物物の側面や幹線道路等の後背地からの見え方にも配慮し、無表情で平滑な印象とならないよう意匠等を工夫する。</p> <p>② 作物物の側面や幹線道路等の後背地からの見え方にも配慮し、建築物の側面や裏側に附帯する配管設備・ダクト類や屋外階段、高架水槽、自動車車庫（機械式駐車場等）などが目立たないよう工夫する。</p> |

幹線道路等に対して建築物の顔を向けるなど、周辺建築物との連続性を図る

形態・意匠などは、幹線道路等からの見え方に配慮し、幹線道路等に面する周辺の建築物との連続性を図るよう工夫する



快適で潤いのある街路  
景観を創出する

建築物の側面の見え方にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る

建築物の側面や裏側に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する

## ⑤拠点基準

拠点基準は、主に基本方針5「拠点の特性を生かし、賑わいのある景観をつくる」の実現のために定めるものとします。

### ○対象範囲

文京区都市マスターPLANに位置付けられた拠点（地域拠点、生活拠点）の範囲のうち、駅を中心とした一部の範囲。



図3-10 拠点基準の対象範囲



後楽園駅周辺



茅荷谷駅周辺

## ○景観形成の方向性

### それぞれの拠点にふさわしい賑わいのある景観をつくる

- ・オープンスペースやゆとりある空間の創出などにより、人々の活動の中心としてふさわしい賑わいのある景観をつくります。
- ・それぞれの拠点ならではの良好で特色のある景観をつくります。

## ○景観形成基準（拠点基準）

一般基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

表 3-18 建築物等に対する景観形成基準\*（拠点基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（拠点基準 建築物等）        |  |
|--------------------------|--|
| 配置                       | 1 オープンスペースや辺広場を設けるなど、賑わいの連続性に配慮するよう配置を工夫する。  |
| 形態<br>・<br>意匠<br>・<br>色彩 | 1 それぞれの拠点の地域特性を踏まえ、形態・意匠を工夫し、魅力ある景観形成に配慮する。<br>2 拠点内の主要な眺望点（道路、公園など）からの見え方だけでなく、後背地等の周辺からの見え方にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。 |

\* p.45 \* 1 を参照のこと。



形態・意匠を工夫し、魅力ある景観形成に配慮する

オープンスペースや辺広場を設けるなど、賑わいの連続性に配慮するよう配置を工夫する

## ⑥緑のまとまり基準

緑のまとまり基準は、主に基本方針 6 「多様な縁を生かし、潤いのある景観をつくる」の実現のために定めるものとします。

### ○対象範囲

大規模な緑のまとまりを有する敷地、区立公園、市民緑地、都立公園、準公園（以下「緑のまとまり」という。）の敷地境界線等から 50m の範囲。



図 3-11 緑のまとまり基準の対象範囲



教育の森公園



動坂公園

## ○景観形成の方向性

### 緑のまとまりと周辺が調和し、一体となって緑豊かな景観をつくる

- ・緑のまとまりと周辺の緑が連続し、一体となって潤いのある景観をつくります。
- ・緑豊かな環境にふさわしい落ち着いた景観をつくります。
- ・緑のまとまりからの見え方に配慮した景観形成を図ります。

## ○景観形成基準（緑のまとまり基準）

一般基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

表 3-19 建築物等に対する景観形成基準<sup>\*1</sup>（緑のまとまり基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（緑のまとまり基準 建築物等）    |   |
|--------------------------|---|
| 形態<br>・<br>意匠<br>・<br>色彩 | <p>[1]外壁や塀の意匠・素材・色彩などは、緑のまとまりとの調和を図る。</p> <p>[2]周辺の緑のまとまりや建築物との調和に配慮するとともに、緑のまとまりからの見え方<sup>*2</sup>にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <p>[3]周辺の緑のまとまりや建築物との調和に配慮するとともに、緑のまとまりからの見え方<sup>*2</sup>にも配慮し、建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などが目立たないよう工夫する。</p> |
| 公開空地<br>・<br>外構等         | <p>[1]緑のまとまりとの敷地境界や接道部に植栽を設けるなど、緑のまとまりと一緒にとなった空間づくりを図る。</p>   |

\*1 p.45\*1 を参照のこと

\*2 緑のまとまりからの見え方については、緑のまとまりが、一般向けに開放されている外部空間を有し、かつ、基準の対象となる建築物等が当該空間から望見できる場合において配慮するものとする。

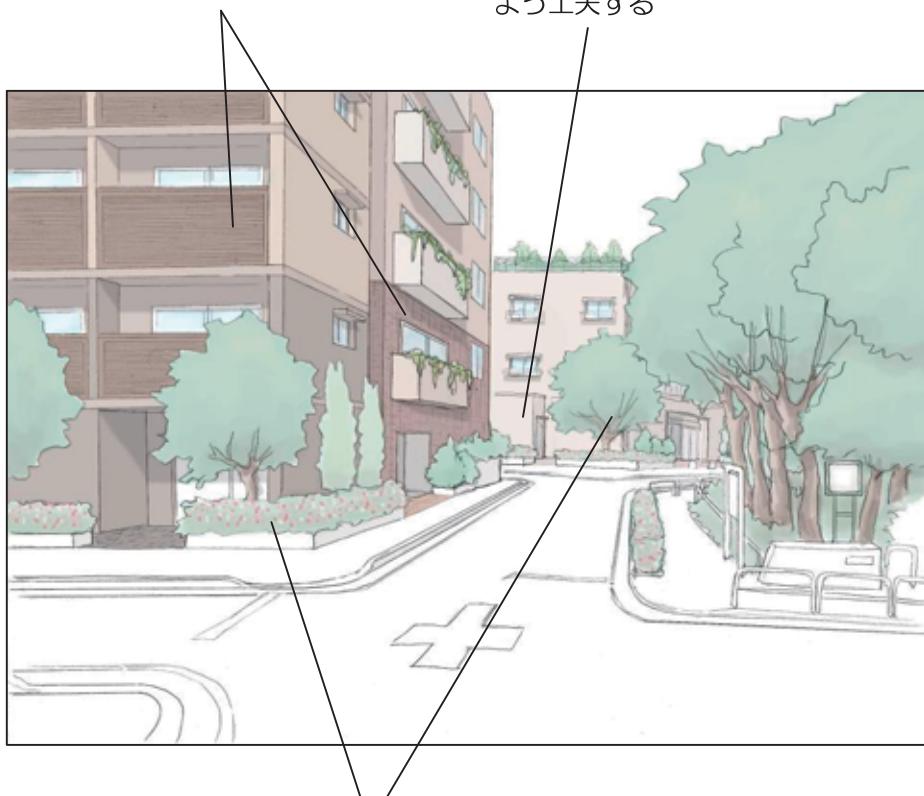
表 3-20 工作物に対する景観形成基準（緑のまとまり基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（緑のまとまり基準 工作物）     |  |
|--------------------------|--|
| 形態<br>・<br>意匠<br>・<br>色彩 | <p>[1]意匠・素材・色彩などは、緑のまとまりとの調和を図る。</p> <p>[2]周辺の緑のまとまりや建築物との調和に配慮するとともに、緑のまとまりからの見え方<sup>*</sup>にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。</p> <p>[3]周辺の緑のまとまりや建築物との調和に配慮するとともに、緑のまとまりからの見え方<sup>*</sup>にも配慮し、工作物に附帯する配管設備・ダクト類や屋外階段、高架水槽、自動車車庫（機械式駐車場等）などが目立たないよう工夫する。</p> |

\* 緑のまとまりからの見え方については、緑のまとまりが、一般向けに開放されている外部空間を有し、かつ、基準の対象となる工作物が当該空間から望見できる場合において配慮するものとする。

外壁や扉の意匠・素材・色彩などは、  
緑のまとまりとの調和を図る

建築物に附帯する室外機・配管設備・  
ダクト類や屋外階段などが目立たない  
よう工夫する



緑のまとまりと一体となった  
空間づくりを図る

### 3) 地区限定基準

特定の地区において、地区固有の資源や特性に応じた良好な景観形成を推進するため、よりきめ細かな基準を定めます。

東京都景観計画において定められた「神田川景観基本軸」及び「文化財庭園等景観形成特別地区」の基準を引き継ぐとともに、区が独自に「景観形成重点地区」を定めます。

それぞれの地区限定基準で定める対象範囲においては、一般基準及び景観特性基準に加えて、地区限定基準への適合を求めるものとします。

#### ① 神田川景観基本軸基準

##### ○ 対象区域

神田川景観基本軸の区域は、神田川の河川区域及び河川区域の両側からそれぞれ30mの陸上の区域を合わせた部分（区外を除く。）とします。ただし、外堀通り沿いの区間（飯田橋交差点から東側の区間）については、神田川の河川区域及び河川区域から60mの陸上の区域とします。

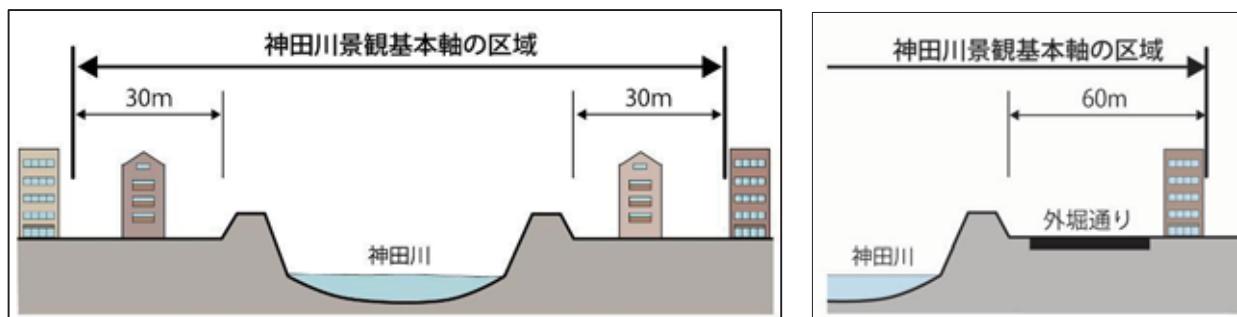


図3-12 神田川景観基本軸基準の対象範囲

## ○地区の景観特性

神田川は、文京区の南端を西から東に流れており、戦後の都市化の影響を強く受けた河川です。川沿いに整備された並木や水道橋から昌平橋までの仙台堀緑地などの豊かな緑が見られるとともに、桜並木が続く花見の名所としても知られる箇所など豊かな文化が残っています。こうした景観資源を生かしながら、環境改善の取組や修景整備と連携し、文京区の象徴にふさわしい河川景観の形成を図っていきます。

## ○景観形成の方向性

### 水と緑の一体感が連続して感じられる河川景観の形成

神田川の良好な景観の形成に当たっては、水と緑の一体的な景観をつくり出すことが重要です。川沿いや河川内での緑化を積極的に推進し、護岸や堤防の硬い表情を和らげ、河川景観に潤いと景観の連続性をつくり出していくます。

### 緑豊かな川沿いの歩行者空間の創出

神田川沿いの歩行者空間は、神田川を眺望することのできる場所であり、川の趣を感じることのできる親水空間でもあります。建築物等の配置は、川の景観と一緒に検討し、川沿いの空間を確保することに努めます。

### 神田川と川沿いの地域が調和した景観の形成

神田川は、古くから人々の生活の中心にあり、その生活と密接に関係してきました。また、川幅が狭いことから、川沿いの一軒一軒の佇まいが、川の景観と一緒に眺望されます。そのため、周辺に新たに建てる建築物等は、その顔を川側に向け、配置や外壁材を川と違和感のないものとするなど、神田川と周辺地域が一体となるような景観を形成していきます。

## ○対象となる行為

建築物、開発行為について対象となる行為は、一般基準と同様とします。

工作物については、一般基準で定めるもの及び橋梁その他これに類する工作物で河川を横断するものとします。

## ○景観形成基準（神田川景観基本軸基準）

一般基準及び景観特性基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

表 3-21 建築物等に対する景観形成基準\*（神田川景観基本軸基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（神田川景観基本軸基準 建築物等） |  |
|-------------------------|--|
| 配置                      | <p>①敷地が水域に接する場合は、水域側にオープンスペースを設けるなど、圧迫感を軽減するような配置とする。</p> <p>②神田川にも建築物の顔を向けた配置とする。</p>   |
| 高さ・規模                   | <p>①高さは、周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。</p> <p>②神田川沿いの歩道や橋梁などの周辺の主要な眺望点（道路・河川・公園など）からの見え方に配慮する。</p>  |
| 形態・意匠・色彩                | <p>①形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、神田川沿いの歩道や橋梁などからの見え方に配慮し、水辺の自然環境や周辺建築物と調和を図る。</p> <p>②外壁は、神田川に面して長大で平滑な壁面を避け、圧迫感の軽減を図るとともに、できる限り開口部を多くするなど、神田川からの見え方に配慮した形態・意匠とするよう工夫する。</p> <p>③外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表3の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>④建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などは、特に神田川に面して露出しないよう建築物と一体的に計画するなど、周辺に配慮した工夫を図る。</p> <p>⑤屋根・屋上に室外機や配管設備、ダクト類、排気塔、給水塔などがある場合は、特に神田川に面して露出しないよう建築物と一体的に計画するなど、周辺に配慮した工夫を図る。</p> |
| 公開空地・外構等                | <p>①オープンスペースを設ける場合は、隣接するオープンスペースと連続性を持たせる。</p> <p>②神田川に面して緑を設けるなど、潤いのある河川景観に配慮する。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。</p> <p>③緑化に当たっては、川辺の環境に適した樹種を選定し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</p> <p>④塀や柵は、できる限り生け垣とする。</p> <p>⑤夜間の景観を落ち着きあるものにするため、過度な照明を神田川に向けないようにする。</p>  |

\* p.45 \* 1 を参照のこと。

表3-22 工作物に対する景観形成基準（神田川景観基本軸基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（神田川景観基本軸基準 工作物）   |   |
|--------------------------|---|
| 規模                       | ①神田川の水上や神田川沿いの道路などから見たときに、圧迫感を感じさせないよう、長大な壁面の工作物は避ける。   |
| 形態<br>・<br>意匠<br>・<br>色彩 | ①色彩は「色彩に関する景観配慮事項」及び別表3の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。<br>②神田川の水上、対岸、橋梁などの主要な眺望点から見たときに、水辺の自然環境や周辺建築物と調和する形態・意匠とする。 |

表3-23 開発行為に対する景観形成基準（神田川景観基本軸基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（神田川景観基本軸基準 開発行為） |   |
|-------------------------|---|
| 土地利用                    | ①区画は、オープンスペースや緑地が神田川沿いのオープンスペースと連続的なものとなるようにする。<br>②神田川への歩行者の動線を確保するよう配慮する。<br>③区画は、建築物等の配置が神田川へ顔を向けやすいものとする。 |

## ②文化財庭園等景観形成特別地区基準

### ○対象区域

#### ・文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅰ種）

文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅰ種）は、建築物、工作物及び屋外広告物についての規制・誘導を行う地区として、小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園の周辺地区を指定します。

（屋外広告物についての基準は、第6章における「(2) 文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅰ種）における基準」(p.104) を参照してください。）

#### ・文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅱ種）

文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅱ種）は、建築物及び工作物についての規制・誘導を行う地区として、小石川植物園の周辺地区を指定します。\*

Ⅰ種、Ⅱ種とも、各庭園等の周辺の状況を踏まえ、庭園等の外周線から概ね100mから300mまでの範囲のうち、道路や敷地などで区切られた範囲（区外を除く。）を設定します。これは、建築物等のスカイラインや色彩、屋上広告物等が、庭園の眺望の一部として認識され得る範囲です。下図は、各地区の概ねの対象区域を示したものです。



図3-13 文化財庭園等景観形成特別地区基準の対象区域

\* 文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅱ種）の屋外広告物の規制・誘導については、今後、地区住民や東京都などと調整を行いながら、順次検討していきます。

## ○地区の景観特性

### ・小石川後楽園

国の特別史跡及び特別名勝。江戸初期に、水戸徳川家の小石川別邸内に造られ、二代藩主の光圀の代に完成した大名庭園です。光圀の儒学思想の下に、円月橋、西湖堤など中国の風物が取り入れられた回遊式築山泉水庭園となっています。

### ・六義園

国の特別名勝。川越藩主柳沢吉保が元禄8年から7年の歳月をかけて築庭し、明治時代に岩崎彌太郎の所有となりました。和歌の趣味を基調に作庭された、繊細で温かな風情のある回遊式泉水の大名庭園です。

### ・旧岩崎邸庭園

英国人ジョサイア・コンドル設計の洋館及び撞球室などが国の重要文化財に指定されています。明治29年に三菱創設者・岩崎家の本邸として建てられ、明るい芝庭を中心に、壮麗な洋館、書院造の和館が巧みなバランスで併置され、特徴ある景観を形成しています。

### ・小石川植物園

国の名勝及び史跡。江戸幕府が設置した小石川御薬園を前身とし、享保6年に敷地が拡張され、明治10年に東京大学の植物園となりました。御薬園や小石川養生所などの江戸時代の遺構や、各種の樹林、並木道、池泉庭園などの風致景観を形成しています。

## ○景観形成の方向性

### 庭園内からの眺望を阻害しない周辺景観の誘導

庭園周辺に立地し、庭園の内部から見える建築物等を対象として、その配置や色彩などを適切に誘導することで、国際的な観光資源としてふさわしい庭園からの眺望景観を保全し、庭園の持つ歴史的・文化的景観を保全・継承します。

### 屋外広告物の規制による景観保全

庭園周辺において、庭園の内部から見える箇所に屋外広告物を表示することを規制し、庭園の持つ歴史的・文化的景観を保全・継承します。

(文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅰ種）における屋外広告物についての基準は、p.104 を参照してください。また、文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅱ種）における屋外広告物の規制・誘導については、順次検討していくものとします。)

## ○対象となる行為

I種、II種とも、建築物、工作物について対象となる行為は、一般基準と同様とします。

## ○景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準）

一般基準及び景観特性基準に加え、次の基準への適合を求めるものとします。

（Ⅰ種、Ⅱ種とも、同じ基準とします。）

表3-24 建築物等に対する景観形成基準<sup>\*1</sup>（文化財庭園等景観形成特別地区基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準 建築物等） |  |
|-------------------------------|--|
| 配置                            | <p>[1]隣棟間隔を十分確保し、庭園からの眺望の開放感を阻害しないようにする。<br/>また、周辺の景観に配慮した配置とする。</p> <p>[2]敷地内に庭園の築造と関係のある歴史的に重要な遺構や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした建築物の配置とする。</p>  |
| 高さ<br>・<br>規模                 | <p>[1]庭園内部の主要な眺望点<sup>*2</sup>からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないように配慮する。</p> <p>[2]庭園外周部と隣接している敷地においては、庭園外周部の樹木の高さを著しく超えることのないよう計画する。</p>   |
| 形態<br>・<br>意匠<br>・<br>色彩      | <p>[1]外壁及び屋根の色彩は、「色彩に関する景観配慮事項」及び別表4の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>[2]建築物全体及び周辺の建築物等との形態のバランスを検討し、特に庭園景観の背景としてふさわしい落ち着いた意匠とする。</p> <p>[3]長大な壁面を生じさせないようにし、壁面の分節化など、庭園からの眺望に対して、圧迫感を感じさせないようにする。</p> <p>[4]建築物に附帯する構造物や設備などは、建築物本体と調和を図り、庭園からの眺望を阻害しないものとする。</p> <p>[5]建築物の外装材は、反射素材などの庭園からの眺望を阻害する素材の使用は避ける。</p> <p>[6]屋根・屋上に設備がある場合、庭園側に露出させないようにする。</p> <p>[7]バルコニー・設備などは、建築物本体との調和を図る。</p> <p>[8]窓面の内側から広告物等を庭園に向けて表示しない。</p> <p>[9]屋根・屋上は、突出した形状を避け、庭園外周部の樹木のスカイラインと調和したものとする。</p> |
| 公開空地<br>・<br>外構等              | <p>[1]夜間の景観を検討し、過度な照明を庭園側に向けない。</p> <p>[2]敷地外周部は緑化を図り、庭園の緑との連続性を確保し、潤いのある空間を創出する。</p> <p>[3]緑化に当たっては、庭園樹種と同一性のある樹種を選定する。</p> <p>[4]対象行為により、庭園内の重要な樹木及び湧水等に悪影響を及ぼさないようにする。</p> <p>[5]屋上緑化や壁面緑化を行い、都市における緑の創出に積極的に貢献する。</p>  |

\*1 p.45 \*1 を参照のこと。

\*2 各庭園の主要な眺望点は、資料編における「②主要な眺望点」(p.131・132) を参照のこと。

表3-25 工作物に対する景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準）（景観法第8条第4項第2号）

| 景観形成基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準 工作物） |   |
|------------------------------|---|
| 高さ<br>・<br>規模                | <p>①庭園内部の主要な眺望点*からの見え方をシミュレーションし、庭園からの眺望を阻害する高さや規模とならないよう検討する。</p>  |
| 形態<br>・<br>意匠<br>・<br>色彩     | <p>①色彩は「色彩に関する景観配慮事項」及び別表4の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。</p> <p>②庭園景観に調和した落ち着きのあるものとし、突出した形態・意匠を避ける。</p> <p>③壁面の分節化等の工夫をし、庭園から眺望できる部分が長大な面積とならないようにする。</p> |

\* 各庭園の主要な眺望点は、資料編における「②主要な眺望点」(p.131・132) を参照のこと。

### ③景観形成重点地区基準

文京区らしい魅力溢れる景観づくりを推進し、区民等が地域への愛着や誇りを持って生き生きと暮らせるまちづくりを行うためには、地区住民と協働して、地区の個性を尊重し、守り、引き継ぎ、創っていくことが重要です。

そこで、都市マスタープラン等でまちづくりの重要性が高く位置付けられている地区や景観特性が顕著に見られる地区、地区住民の景観づくりに対する意識・関心が高い地区などのうち、地区固有の資源や特性を生かした特に良好な景観づくりを重点的に推進する地区を「景観形成重点地区」として指定し、地区独自の基準を定め、きめ細かな誘導を図ります。

基準については、地区住民を対象としたワークショップや検討会などによって検討していくます。

## (2) 色彩基準

外壁及び屋根に使用可能な色彩の範囲\*は次頁に示すとおりです。また、以下の「色彩に関する景観配慮事項」に適合するようにし、周辺の景観と調和する落ち着きある色彩計画としてください。

なお、複数の色彩基準が重複して適用される場合は、全ての色彩基準を満たすこととします。

### ○色彩に関する景観配慮事項

- 1 使用する色彩が複数の場合は、色彩の明度差（コントラスト）が大きくならないよう配慮する。
- 2 使用する色彩が、著しく明るく、また、暗くなり過ぎないようにする。
- 3 使用する色彩の数が多くなり過ぎないよう配慮する。

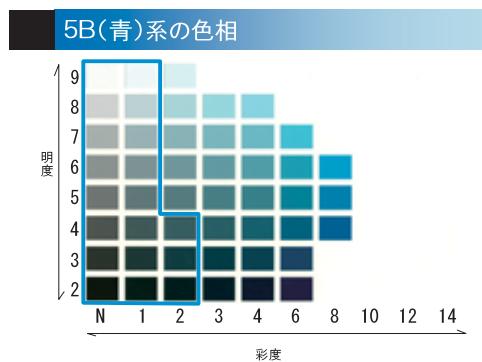
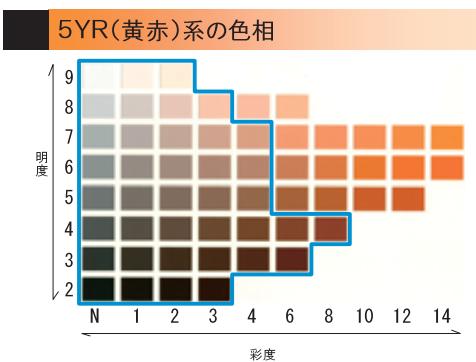
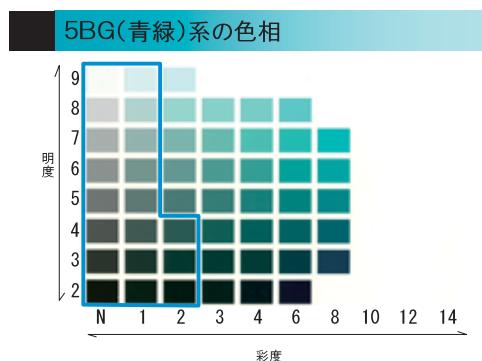
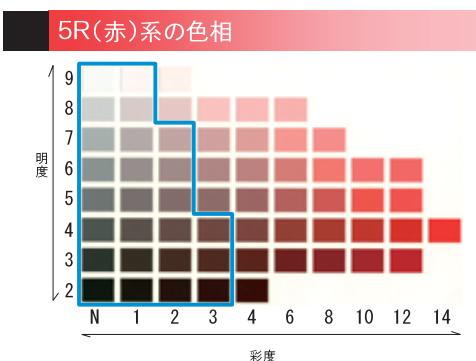
\*色彩は、赤や青、黄などの色名で表現することが一般的です。しかし、色名による表記は捉え方に個人差が生じ、ひとつの色を正確かつ客観的に表現することができません。そのため、本計画では、JIS（日本工業規格）にも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用します。「マンセル表色系」は、ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの尺度の組合せによって表現します。

別表1 色彩基準（一般基準）

|               | 色相        | 明度     | 彩度 |
|---------------|-----------|--------|----|
| 0.00R~1.24R   | 5未満の場合    | 2.75未満 |    |
|               | 5以上8未満の場合 | 2.25未満 |    |
|               | 8以上の場合    | 1.25未満 |    |
| 1.25R~6.24R   | 5未満の場合    | 3.5未満  |    |
|               | 5以上8未満の場合 | 2.25未満 |    |
|               | 8以上の場合    | 1.25未満 |    |
| 6.25R~8.74R   | 5未満の場合    | 6.5未満  |    |
|               | 5以上8未満の場合 | 4.5未満  |    |
|               | 8以上の場合    | 1.25未満 |    |
| 8.75R~1.24YR  | 5未満の場合    | 7.5未満  |    |
|               | 5以上8未満の場合 | 4.5未満  |    |
|               | 8以上の場合    | 1.75未満 |    |
| 1.25YR~3.74YR | 5未満の場合    | 7.5未満  |    |
|               | 5以上8未満の場合 | 4.5未満  |    |
|               | 8以上の場合    | 2.25未満 |    |
| 3.75YR~1.24Y  | 5未満の場合    | 8.5未満  |    |
|               | 5以上8未満の場合 | 5.5未満  |    |
|               | 8以上の場合    | 3.5未満  |    |
| 1.25Y~3.74Y   | 5未満の場合    | 6.5未満  |    |
|               | 5以上8未満の場合 | 4.5未満  |    |
|               | 8以上の場合    | 2.75未満 |    |
| 3.75Y~8.74Y   | 5未満の場合    | 3.5未満  |    |
|               | 5以上8未満の場合 | 2.75未満 |    |
|               | 8以上の場合    | 1.75未満 |    |
| 8.75Y~1.24GY  | 5未満の場合    | 2.75未満 |    |
|               | 5以上8未満の場合 | 2.25未満 |    |
|               | 8以上の場合    | 1.75未満 |    |
| 1.25GY~3.74GY | 5未満の場合    | 2.75未満 |    |
|               | 5以上8未満の場合 | 1.75未満 |    |
|               | 8以上の場合    | 1.25未満 |    |
| 3.75GY~6.24GY | 5未満の場合    | 2.25未満 |    |
|               | 5以上8未満の場合 | 1.75未満 |    |
|               | 8以上の場合    | 1.25未満 |    |
| 6.25GY~1.24B  | 5未満の場合    | 2.25未満 |    |
|               | 5以上の場合    | 1.25未満 |    |
| 1.25B~6.24B   | 5未満の場合    | 2.25未満 |    |
|               | 5以上8未満の場合 | 1.75未満 |    |
|               | 8以上の場合    | 1.25未満 |    |
| 6.25B~8.74B   | 5未満の場合    | 2.75未満 |    |
|               | 5以上8未満の場合 | 2.25未満 |    |
|               | 8以上の場合    | 1.25未満 |    |
| 8.75B~1.24PB  | 5未満の場合    | 3.5未満  |    |
|               | 5以上8未満の場合 | 2.25未満 |    |
|               | 8以上の場合    | 1.25未満 |    |
| 1.25PB~3.74PB | 5未満の場合    | 4.5未満  |    |
|               | 5以上8未満の場合 | 3.5未満  |    |
|               | 8以上の場合    | 2.25未満 |    |

(つづき)

|                | 色相             | 明度        | 彩度     |
|----------------|----------------|-----------|--------|
| 外壁及び屋根         | 3.75PB~6.24PB  | 5未満の場合    | 3.5未満  |
|                |                | 5以上8未満の場合 | 2.25未満 |
|                |                | 8以上の場合    | 1.75未満 |
| 6.25PB~1.24P   | 6.25PB~1.24P   | 5未満の場合    | 2.25未満 |
|                |                | 5以上8未満の場合 | 1.75未満 |
|                |                | 8以上の場合    | 1.25未満 |
| 1.25P~6.74P    | 1.25P~6.74P    | 8未満の場合    | 1.75未満 |
|                |                | 8以上の場合    | 1.25未満 |
|                |                | 5未満の場合    | 1.75未満 |
| 6.75P~3.74RP   | 6.75P~3.74RP   | 5以上の場合    | 1.25未満 |
|                |                | 5未満の場合    | 2.75未満 |
|                |                | 5以上8未満の場合 | 2.25未満 |
| 3.75RP~9.99 RP | 3.75RP~9.99 RP | 8以上の場合    | 1.25未満 |



凡 例  
□ 外壁及び屋根の使用可能範囲

※印刷物による色表現のため、実際のマンセル値とは色彩が異なります。

別表2 色彩基準（一般基準）

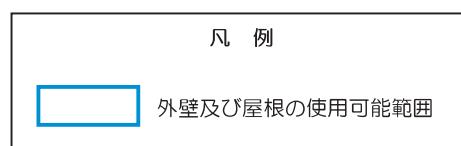
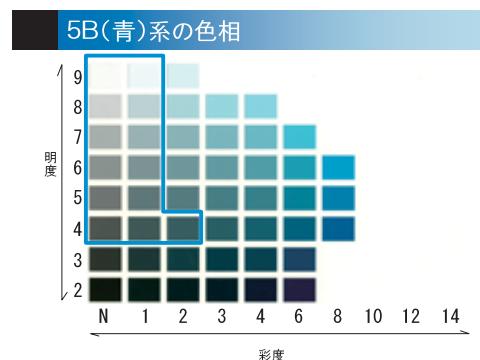
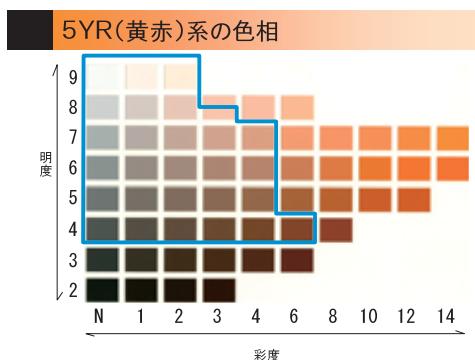
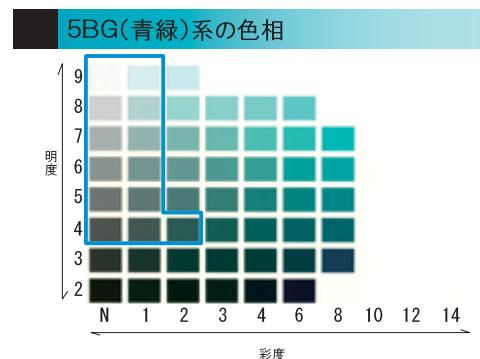
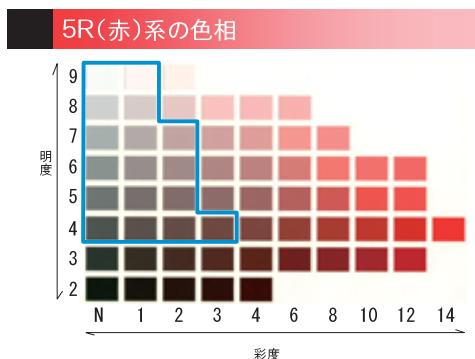
次に掲げるもののいずれかに該当する場合の建築物等に適用する

- ・敷地面積 $\geq 3,000\text{ m}^2$ 又は高さ $\geq 60\text{m}$ 又は延床面積 $\geq 30,000\text{ m}^2$ の場合
- ・今後導入予定の絶対高さ制限を定める高度地区の指定対象外の区域に建築等を行う場合（第1種低層住居専用地域は除く）
- ・今後導入予定の絶対高さ制限を定める高度地区の特例を受けて、絶対高さの制限値を超えた高さの建築物の建築等を行う場合

| 外壁及び屋根 | 色相            | 明度          | 彩度     |
|--------|---------------|-------------|--------|
|        | 0.00R~1.24R   | 4以上5未満の場合   | 2.75未満 |
|        |               | 5以上8未満の場合   | 2.25未満 |
|        |               | 8以上の場合      | 1.25未満 |
|        | 1.25R~6.24R   | 4以上5未満の場合   | 3.5未満  |
|        |               | 5以上8未満の場合   | 2.25未満 |
|        |               | 8以上の場合      | 1.25未満 |
|        | 6.25R~8.74R   | 4以上8未満の場合   | 4以下    |
|        |               | 8以上の場合      | 1.25未満 |
|        | 8.75R~1.24YR  | 4以上8未満の場合   | 4以下    |
|        |               | 8以上8.5未満の場合 | 1.75未満 |
|        |               | 8.5以上の場合    | 1.5以下  |
|        | 1.25YR~3.74YR | 4以上8未満の場合   | 4以下    |
|        |               | 8以上8.5未満の場合 | 2.25未満 |
|        |               | 8.5以上の場合    | 1.5以下  |
|        | 3.75YR~4.99YR | 4以上8未満の場合   | 4以下    |
|        |               | 8以上8.5未満の場合 | 3.5未満  |
|        |               | 8.5以上の場合    | 1.5以下  |
|        | 5.00YR~1.24Y  | 4以上5未満の場合   | 6以下    |
|        |               | 5以上8未満の場合   | 5.5未満  |
|        |               | 8以上8.5未満の場合 | 3.5未満  |
|        |               | 8.5以上の場合    | 2以下    |
|        | 1.25Y~3.74Y   | 4以上5未満の場合   | 6以下    |
|        |               | 5以上8未満の場合   | 4.5未満  |
|        |               | 8以上8.5未満の場合 | 2.75未満 |
|        |               | 8.5以上の場合    | 2以下    |
|        | 3.75Y~5.00Y   | 4以上5未満の場合   | 3.5未満  |
|        |               | 5以上8未満の場合   | 2.75未満 |
|        |               | 8以上の場合      | 1.75未満 |
|        | 5.01Y~1.24GY  | 4以上8未満の場合   | 2以下    |
|        |               | 8以上8.5未満の場合 | 1.75未満 |
|        |               | 8.5以上の場合    | 1以下    |
|        | 1.25GY~6.24GY | 4以上5未満の場合   | 2以下    |
|        |               | 5以上8未満の場合   | 1.75未満 |
|        |               | 8以上8.5未満の場合 | 1.25未満 |
|        |               | 8.5以上の場合    | 1以下    |
|        | 6.25GY~1.24B  | 4以上5未満の場合   | 2以下    |
|        |               | 5以上8.5未満の場合 | 1.25未満 |
|        |               | 8.5以上の場合    | 1以下    |
|        | 1.25B~6.24B   | 4以上5未満の場合   | 2未満    |
|        |               | 5以上8未満の場合   | 1.75未満 |
|        |               | 8以上8.5未満の場合 | 1.25未満 |
|        |               | 8.5以上の場合    | 1以下    |

(つづき)

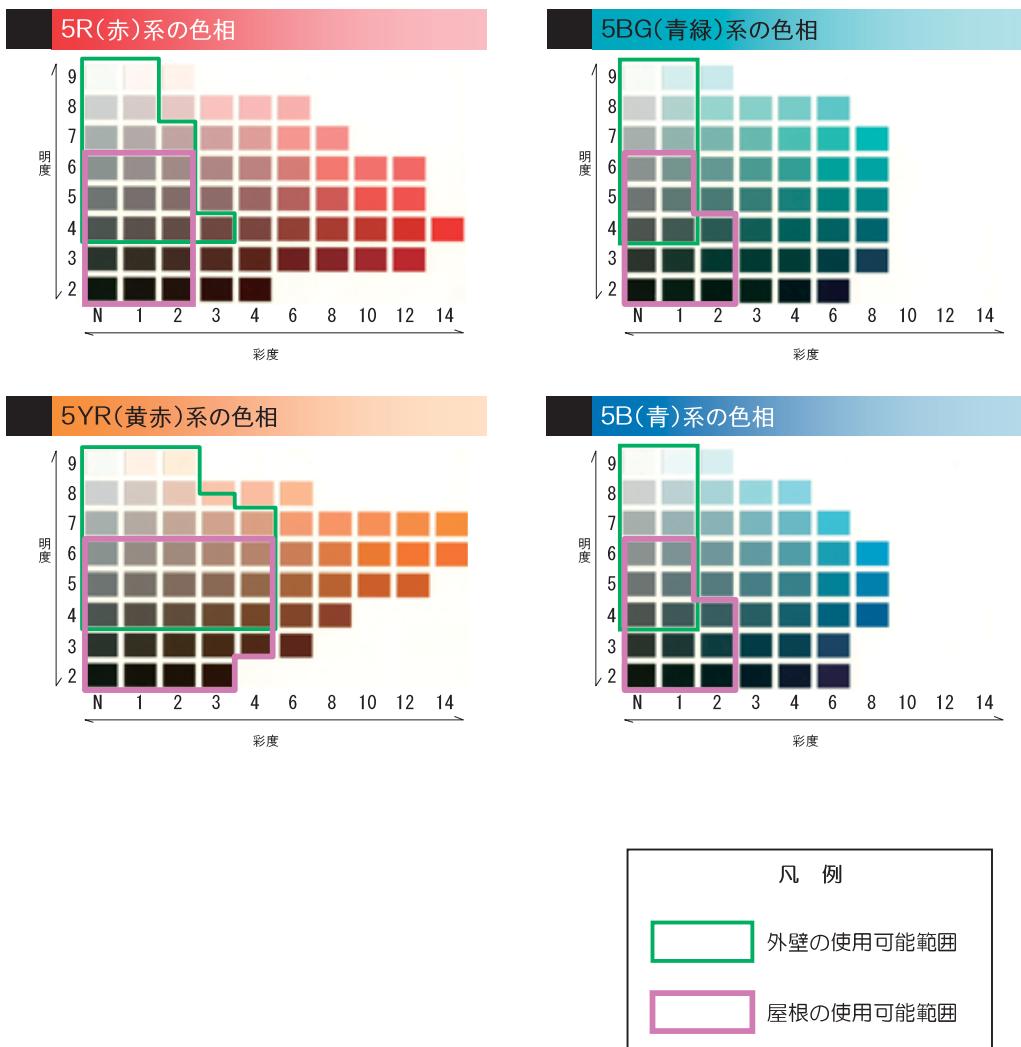
|               | 色相           | 明度     | 彩度 |
|---------------|--------------|--------|----|
| 6.25B~1.24PB  | 4以上 8未満の場合   | 2以下    |    |
|               | 8以上 8.5未満の場合 | 1.25未満 |    |
|               | 8.5以上の場合     | 1以下    |    |
| 1.25PB~3.74PB | 4以上 8.5未満の場合 | 2以下    |    |
|               | 8.5以上の場合     | 1以下    |    |
| 3.75PB~6.24PB | 4以上 8未満の場合   | 2以下    |    |
|               | 8以上 8.5未満の場合 | 1.75未満 |    |
|               | 8.5以上の場合     | 1以下    |    |
| 6.25PB~1.24P  | 4以上 5未満の場合   | 2以下    |    |
|               | 5以上 8未満の場合   | 1.75未満 |    |
|               | 8以上 8.5未満の場合 | 1.25未満 |    |
|               | 8.5以上の場合     | 1以下    |    |
| 1.25P~6.74P   | 4以上 8未満の場合   | 1.75未満 |    |
|               | 8以上 8.5未満の場合 | 1.25未満 |    |
|               | 8.5以上の場合     | 1以下    |    |
| 6.75P~3.74RP  | 4以上 5未満の場合   | 1.75未満 |    |
|               | 5以上 8.5未満の場合 | 1.25未満 |    |
|               | 8.5以上の場合     | 1以下    |    |
| 3.75RP~9.99RP | 4以上 8未満の場合   | 2以下    |    |
|               | 8以上 8.5未満の場合 | 1.25未満 |    |
|               | 8.5以上の場合     | 1以下    |    |



※印刷物による色表現のため、実際のマンセル値とは色彩が異なります。

別表3 色彩基準（神田川景観基本軸基準）

|               | 色相            | 明度          | 彩度     |
|---------------|---------------|-------------|--------|
| 外壁            | 0.00R~1.24R   | 4以上5未満の場合   | 2.75未満 |
|               |               | 5以上8未満の場合   | 2.25未満 |
|               |               | 8以上の場合      | 1.25未満 |
| 1.25R~6.24R   | 1.25R~6.24R   | 4以上5未満の場合   | 3.5未満  |
|               |               | 5以上8未満の場合   | 2.25未満 |
|               |               | 8以上の場合      | 1.25未満 |
| 6.25R~8.74R   | 6.25R~8.74R   | 4以上8未満の場合   | 4以下    |
|               |               | 8以上の場合      | 1.25未満 |
|               | 8.75R~1.24YR  | 4以上8未満の場合   | 4以下    |
| 1.25YR~3.74YR | 8.75R~1.24YR  | 8以上8.5未満の場合 | 1.75未満 |
|               |               | 8.5以上の場合    | 1.5以下  |
|               |               | 4以上8未満の場合   | 4以下    |
| 3.75YR~4.99YR | 1.25YR~3.74YR | 8以上8.5未満の場合 | 2.25未満 |
|               |               | 8.5以上の場合    | 1.5以下  |
|               |               | 4以上8未満の場合   | 4以下    |
| 5.00YR~1.24Y  | 3.75YR~4.99YR | 8以上8.5未満の場合 | 3.5未満  |
|               |               | 8.5以上の場合    | 1.5以下  |
|               |               | 4以上8未満の場合   | 4以下    |
| 1.25Y~3.74Y   | 5.00YR~1.24Y  | 8以上8.5未満の場合 | 3.5未満  |
|               |               | 8.5以上の場合    | 2以下    |
|               |               | 4以上8未満の場合   | 4以下    |
| 3.75Y~5.00Y   | 1.25Y~3.74Y   | 8以上8.5未満の場合 | 2.75未満 |
|               |               | 8.5以上の場合    | 2以下    |
|               |               | 4以上5未満の場合   | 3.5未満  |
| 5.01Y~9.99RP  | 3.75Y~5.00Y   | 5以上8未満の場合   | 2.75未満 |
|               |               | 8以上の場合      | 1.75未満 |
|               |               | 4以上の場合      | 1以下    |
| 0.00R~4.99YR  | 5.01Y~9.99RP  | 6以下の場合      | 2以下    |
|               |               | 6以下の場合      | 4以下    |
|               |               | 5未満の場合      | 3.5未満  |
| 5.00YR~3.74Y  | 0.00R~4.99YR  | 5以上6以下の場合   | 2.75未満 |
|               |               | 5未満の場合      | 2以下    |
|               |               | 6以下の場合      | 4以下    |
| 3.75Y~5.00Y   | 5.00YR~3.74Y  | 5未満の場合      | 3.5未満  |
|               |               | 5以上6以下の場合   | 2.75未満 |
|               |               | 5未満の場合      | 2以下    |
| 5.01Y~1.24GY  | 3.75Y~5.00Y   | 5以上6以下の場合   | 2.75未満 |
|               |               | 5未満の場合      | 2以下    |
|               |               | 6以下の場合      | 2以下    |
| 1.25GY~6.24GY | 5.01Y~1.24GY  | 5未満の場合      | 2以下    |
|               |               | 5以上6以下の場合   | 1.75未満 |
|               |               | 5未満の場合      | 2以下    |
| 6.25GY~1.24B  | 1.25GY~6.24GY | 5以上6以下の場合   | 1.25未満 |
|               |               | 5未満の場合      | 2以下    |
|               |               | 6以下の場合      | 1.25未満 |
| 1.25B~6.24B   | 6.25GY~1.24B  | 5以上6以下の場合   | 1.75未満 |
|               |               | 5未満の場合      | 2以下    |
|               |               | 6以下の場合      | 1.75未満 |
| 6.25B~6.24PB  | 1.25B~6.24B   | 5未満の場合      | 2以下    |
|               |               | 6以下の場合      | 2以下    |
|               |               | 5未満の場合      | 2以下    |
| 6.25PB~1.24P  | 6.25B~6.24PB  | 5以上6以下の場合   | 1.75未満 |
|               |               | 5未満の場合      | 2以下    |
|               |               | 6以下の場合      | 1.75未満 |
| 1.25P~6.74P   | 6.25PB~1.24P  | 5以上6以下の場合   | 1.75未満 |
|               |               | 5未満の場合      | 1.75未満 |
|               |               | 6以下の場合      | 1.75未満 |
| 6.75P~3.74RP  | 1.25P~6.74P   | 5未満の場合      | 1.75未満 |
|               |               | 5以上6以下の場合   | 1.25未満 |
|               |               | 6以下の場合      | 1.25未満 |
| 屋根            | 3.75RP~9.99RP | 5未満の場合      | 1.75未満 |
|               |               | 6以下の場合      | 1.75未満 |
|               | 3.75RP~9.99RP | 5未満の場合      | 2以下    |
|               |               | 6以下の場合      | 2以下    |



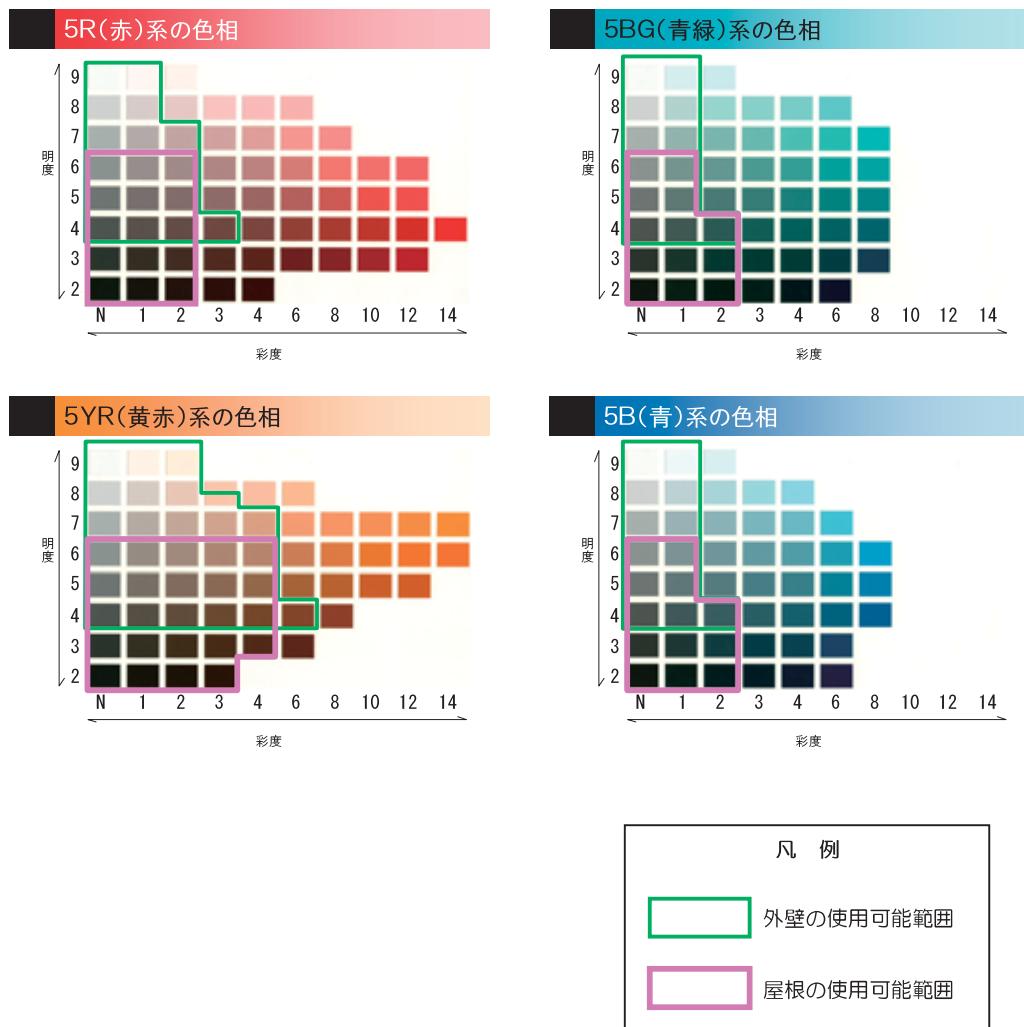
※印刷物による色表現のため、実際のマンセル値とは色彩が異なります。

別表4 色彩基準（文化財庭園等景観形成特別地区基準）

|               | 色相          | 明度     | 彩度 |
|---------------|-------------|--------|----|
| 0.00R~1.24R   | 4以上5未満の場合   | 2.75未満 |    |
|               | 5以上8未満の場合   | 2.25未満 |    |
|               | 8以上の場合      | 1.25未満 |    |
| 1.25R~6.24R   | 4以上5未満の場合   | 3.5未満  |    |
|               | 5以上8未満の場合   | 2.25未満 |    |
|               | 8以上の場合      | 1.25未満 |    |
| 6.25R~8.74R   | 4以上8未満の場合   | 4以下    |    |
|               | 8以上の場合      | 1.25未満 |    |
| 8.75R~1.24YR  | 4以上8未満の場合   | 4以下    |    |
|               | 8以上8.5未満の場合 | 1.75未満 |    |
|               | 8.5以上の場合    | 1.5以下  |    |
| 1.25YR~3.74YR | 4以上8未満の場合   | 4以下    |    |
|               | 8以上8.5未満の場合 | 2.25未満 |    |
|               | 8.5以上の場合    | 1.5以下  |    |
| 3.75YR~4.99YR | 4以上8未満の場合   | 4以下    |    |
|               | 8以上8.5未満の場合 | 3.5未満  |    |
|               | 8.5以上の場合    | 1.5以下  |    |
| 5.00YR~1.24Y  | 4以上5未満の場合   | 6以下    |    |
|               | 5以上8未満の場合   | 5.5未満  |    |
|               | 8以上8.5未満の場合 | 3.5未満  |    |
|               | 8.5以上の場合    | 2以下    |    |
| 1.25Y~3.74Y   | 4以上5未満の場合   | 6以下    |    |
|               | 5以上8未満の場合   | 4.5未満  |    |
|               | 8以上8.5未満の場合 | 2.75未満 |    |
|               | 8.5以上の場合    | 2以下    |    |
| 3.75Y~5.00Y   | 4以上5未満の場合   | 3.5未満  |    |
|               | 5以上8未満の場合   | 2.75未満 |    |
|               | 8以上の場合      | 1.75未満 |    |
| 5.01Y~1.24GY  | 4以上8未満の場合   | 2以下    |    |
|               | 8以上8.5未満の場合 | 1.75未満 |    |
|               | 8.5以上の場合    | 1以下    |    |
| 1.25GY~6.24GY | 4以上5未満の場合   | 2以下    |    |
|               | 5以上8未満の場合   | 1.75未満 |    |
|               | 8以上8.5未満の場合 | 1.25未満 |    |
|               | 8.5以上の場合    | 1以下    |    |
| 6.25GY~1.24B  | 4以上5未満の場合   | 2以下    |    |
|               | 5以上8.5未満の場合 | 1.25未満 |    |
|               | 8.5以上の場合    | 1以下    |    |
| 1.25B~6.24B   | 4以上5未満の場合   | 2以下    |    |
|               | 5以上8未満の場合   | 1.75未満 |    |
|               | 8以上8.5未満の場合 | 1.25未満 |    |
|               | 8.5以上の場合    | 1以下    |    |
| 6.25B~1.24PB  | 4以上8未満の場合   | 2以下    |    |
|               | 8以上8.5未満の場合 | 1.25未満 |    |
|               | 8.5以上の場合    | 1以下    |    |
| 1.25PB~3.74PB | 4以上8.5未満の場合 | 2以下    |    |
|               | 8.5以上の場合    | 1以下    |    |

(つづき)

|    | 色相  | 明度  | 彩度     |       |
|----|---|---|--------|-------|
| 外壁 | 3.75PB~6.24PB   | 4以上8未満の場合   | 2以下    |       |
|    |   | 8以上8.5未満の場合   | 1.75未満 |       |
|    |   | 8.5以上の場合  | 1以下    |       |
|    | 6.25PB~1.24P  | 4以上5未満の場合   | 2以下    |       |
|    |   | 5以上8未満の場合   | 1.75未満 |       |
|    |   | 8以上8.5未満の場合   | 1.25未満 |       |
|    | 1.25P~6.74P   | 8.5以上の場合  | 1以下    |       |
|    |   | 4以上8未満の場合   | 1.75未満 |       |
|    |   | 8以上8.5未満の場合   | 1.25未満 |       |
| 屋根 | 6.75P~3.74RP  | 8.5以上の場合  | 1以下    |       |
|    |   | 4以上5未満の場合   | 1.75未満 |       |
|    |   | 5以上8.5未満の場合   | 1.25未満 |       |
|    | 3.75RP~9.99RP   | 8.5以上の場合  | 1以下    |       |
|    |   | 4以上8未満の場合   | 2以下    |       |
|    |   | 8以上8.5未満の場合   | 1.25未満 |       |
|    | 0.00R~4.99YR<br>5.00YR~3.74Y<br>3.75Y~5.00Y<br>5.01Y~1.24GY<br>1.25GY~6.24GY<br>6.25GY~1.24B<br>1.25B~6.24B<br>6.25B~6.24PB<br>6.25PB~1.24P<br>1.25P~6.74P<br>6.75P~3.74RP<br>3.75RP~9.99RP | 8.5以上の場合  | 1以下    |       |
|    |   | 0.00R~4.99YR<br>5.00YR~3.74Y<br>3.75Y~5.00Y<br>5.01Y~1.24GY<br>1.25GY~6.24GY<br>6.25GY~1.24B<br>1.25B~6.24B<br>6.25B~6.24PB<br>6.25PB~1.24P<br>1.25P~6.74P<br>6.75P~3.74RP<br>3.75RP~9.99RP | 6以下の場合 | 2以下   |
|    |   | 5.00YR~3.74Y<br>3.75Y~5.00Y<br>5.01Y~1.24GY<br>1.25GY~6.24GY<br>6.25GY~1.24B<br>1.25B~6.24B<br>6.25B~6.24PB<br>6.25PB~1.24P<br>1.25P~6.74P<br>6.75P~3.74RP<br>3.75RP~9.99RP                 | 6以下の場合 | 4以下   |
|    |   | 3.75Y~5.00Y<br>5.01Y~1.24GY<br>1.25GY~6.24GY<br>6.25GY~1.24B<br>1.25B~6.24B<br>6.25B~6.24PB<br>6.25PB~1.24P<br>1.25P~6.74P<br>6.75P~3.74RP<br>3.75RP~9.99RP                                 | 5未満の場合 | 3.5未満 |
|    |   | 5以上6以下の場合   | 2.75未満 |       |
|    |   | 6以下の場合  | 2以下    |       |
|    |   | 5未満の場合  | 2以下    |       |
|    |   | 5以上6以下の場合   | 1.75未満 |       |
|    |   | 5未満の場合  | 2以下    |       |
|    |   | 5以上6以下の場合   | 1.25未満 |       |
|    |   | 5未満の場合  | 2以下    |       |
|    |   | 5以上6以下の場合   | 1.75未満 |       |
|    |   | 5未満の場合  | 2以下    |       |
|    |   | 5以上6以下の場合   | 1.75未満 |       |
|    |   | 6以下の場合  | 1.75未満 |       |
|    |   | 5未満の場合  | 1.75未満 |       |
|    |   | 5以上6以下の場合   | 1.25未満 |       |
|    |   | 6以下の場合  | 2以下    |       |



※印刷物による色表現のため、実際のマンセル値とは色彩が異なります。

## ○色彩基準の例外

- 1 次に掲げるものについては、景観づくり審議会等の意見を聴取した上で、この色彩基準によらないことができます。
  - ・景観地区など、一定の広がりの中で、地域固有の良好な景観を形成するため、地域特性を踏まえた色彩基準（マンセル表色系等によるもの）が別に定められている地区にあるもの
  - ・木材や石材、土壁、レンガなど自然素材で、地域固有の良好な景観を形成しているもの
  - ・文化財や寺社仏閣など歴史・文化的資産で、地域の歴史や文化と関連が深く、地域固有の良好な景観を形成しているもの
  - ・その他、良好な景観づくりに貢献するなど、本計画の実現に資するもの
- 2 他の法令等で使用する色が決められている場合は、この色彩基準によらないことができます。
- 3 ガラスについては、周辺の景観や空の色彩などを反映し、その色彩は一定でないことから、この色彩基準によらないことができます。ただし、高彩度色と認識されるような着色をしているガラスについては、この色彩基準を踏まえるものとします。

### (3) 景観形成基準の適用

景観形成基準は、それぞれの基準で定める対象範囲に応じて、建築物の建築等や工作物の建設等、開発行為について適用します。

一般基準については、区内のどの場所においても適合を求めます。その上で、景観特性基準及び地区限定基準については、当該建築行為等がそれぞれの基準で定める対象範囲に該当すれば、それぞれの基準への適合を求めます。

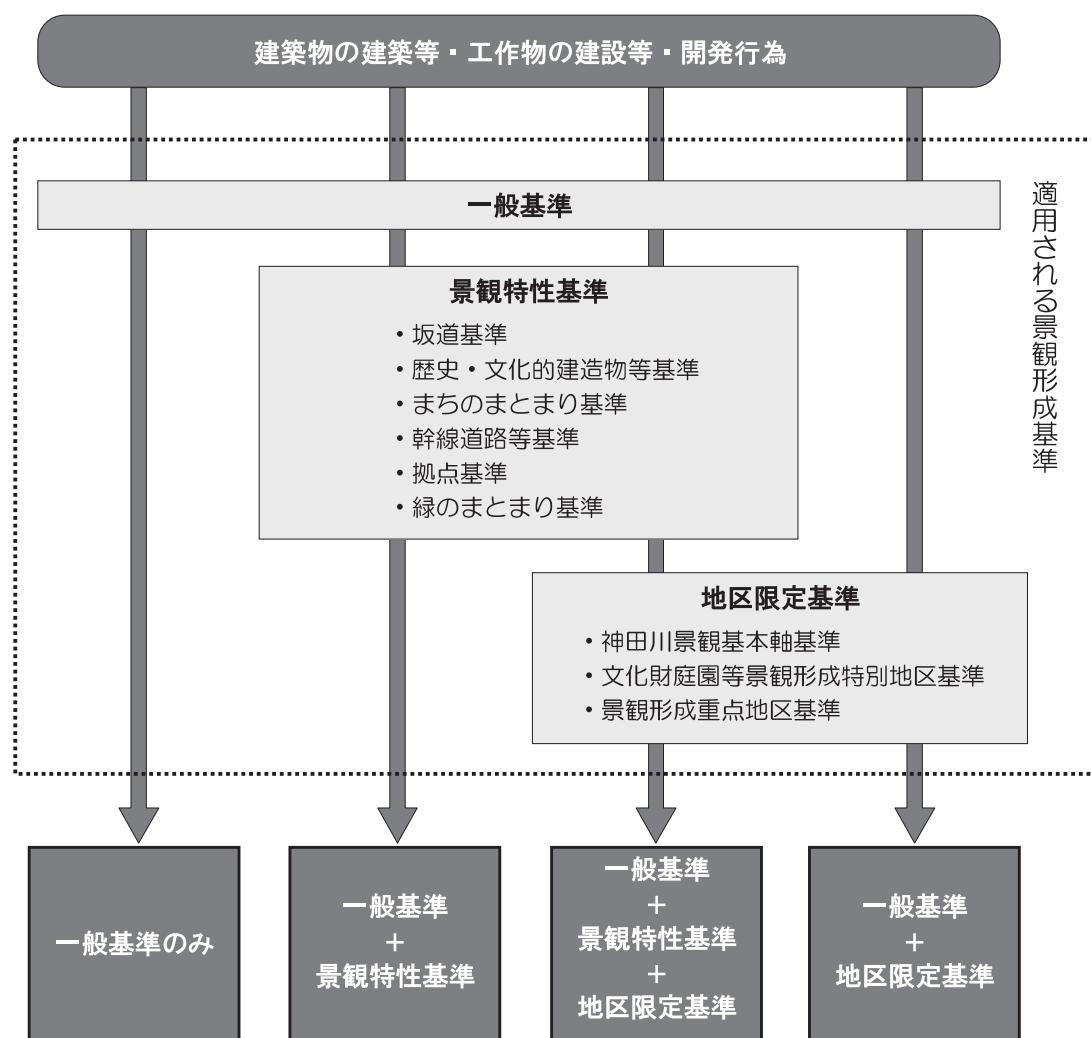


図3-14 景観形成基準の適用のイメージ図

### 3－3 建築行為等の規制・誘導の仕組み

文京区らしい良好な景観の形成には、すべての区民等・建築行為等を行う事業者・区が、景観に配慮することの大切さを理解した上で、一人ひとりが景観形成の主体として取り組んでいくことが必要です。それぞれが景観形成基準を共有し、すべての建築行為等について、景観形成基準を踏まえた上で計画することが求められます。

特に、規模の大きな建築行為等は、周辺の景観に与える影響が大きいものであるというだけでなく、地域の景観を先導する役割を担うものと考えています。

そこで、良好な景観形成の推進に当たり、一定規模以上の建築行為等に対しては、建築確認等の事前に届出を義務付け、それぞれの景観形成基準で定める対象範囲に応じて、景観形成基準への適合を求める協議を行う制度を運用し、規制・誘導を図ります。

協議に際しては、景観に関する見識・経験を持つ専門家を活用し、助言・指導を得ながら質の高い景観形成を図ります。

表3-26 届出対象となる行為・規模及び景観形成基準の適用

| 対象行為              | 地域 (*1)     | 届出規模   | 景観形成基準の適用   |        |   |                                       |
|-------------------|-------------|--|---|--------|---|---------------------------------------|
|                   |             |  | 一般基準  | 景観特性基準 | 地区限定基準                                      | 神田川景観基本軸基準                            |
| 建築物(長期優良住宅以外)の建築等 | 第一種低層住居専用地域 | 敷地面積 $\geq 200\text{ m}^2$                                   | ○   | ○      | —   | —                                     |
|                   |             | 神田川景観基本軸   | 高さ $\geq 15\text{m}$ 又は<br>敷地面積 $\geq 200\text{ m}^2$                                   | ○      | ○   | ○                                     |
|                   |             | 文化財庭園等景観形成特別地区   | 高さ $\geq 20\text{m}$ 又は<br>敷地面積 $\geq 200\text{ m}^2$                                   | ○      | ○   | —<br>○<br>高さ $\geq 20\text{m}$<br>が対象 |
|                   | その他の地域      | 敷地面積 $\geq 400\text{ m}^2$<br>又は延床面積 $\geq 1,000\text{ m}^2$ | ○   | ○      | —   | —                                     |
|                   |             | 神田川景観基本軸   | 高さ $\geq 15\text{m}$ 又は<br>敷地面積 $\geq 400\text{ m}^2$<br>又は延床面積 $\geq 1,000\text{ m}^2$ | ○      | ○   | ○                                     |
|                   |             | 文化財庭園等景観形成特別地区   | 高さ $\geq 20\text{m}$ 又は<br>敷地面積 $\geq 400\text{ m}^2$<br>又は延床面積 $\geq 1,000\text{ m}^2$ | ○      | ○   | —<br>○<br>高さ $\geq 20\text{m}$<br>が対象 |
| 長期優良住宅(*2)の建築等    | 区内全域        | すべて  | ○   | ○      | ○   | —                                     |
| 工作物(*3)の建設等       | 区内全域        | すべて  | ○   | ○      | ○   | (*5)                                  |
| 開発行為(*4)          | 区内全域        | 開発区域の面積 $\geq 500\text{ m}^2$                                | ○   | ○      | ○<br>開発区域の面積 $\geq 3,000\text{ m}^2$<br>が対象 | —                                     |

\*1 当該敷地が複数の用途地域又は地区にまたがる場合は、当該敷地の最大の面積を占める用途地域又は地区的届出規模を適用する

\*2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請又は同法第8条の規定による変更の認定の申請に係る建築物

\*3 建築基準法第88条に規定する工作物で建築基準法施行令に定めるもの、及び橋梁その他これに類する工作物で河川を横断するもの

\*4 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（主としての建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）

\*5 文化財庭園等景観形成特別地区基準の工作物の適用規模は次のとおり

| 工作物の種類  | 適用規模                 |
|---|----------------------|
| 煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの                   | 高さ $\geq 20\text{m}$ |
| 昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む） | 高さ $\geq 20\text{m}$ |
| 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの   | 高さ $\geq 20\text{m}$ |



## 第4章 公共施設における先導的な景観づくり

### 4-1 公共施設における先導的な景観づくり

道路や公園などの公共施設は、まちの基盤を整備するものであり、景観上も重要な要素となっています。また、まちの基盤となる施設だけでなく、建築物等すべての公共施設は、多くの人が利用するものであり、区の景観を印象付ける重要な要素となっています。そのため、公共施設の整備においては、区が景観整備を積極的に推進し、区全体の景観形成の先導的役割を果たしていきます。さらに、国や都にも連携・協力を求めながら、良好な景観の形成を図ります。

### 4-2 公共施設の整備に関する景観配慮事項

区役所や学校、公園、道路、河川などの公共施設の整備等に際し、施設の配置や意匠、色彩などについて、周辺の景観特性に配慮するとともに、良好な景観形成を推進するための景観配慮事項を定めます。

区が公共施設の整備や改修などを行う際には、以下に定める「公共施設の整備に関する景観配慮事項」に基づき、積極的な景観整備を行うとともに、国や都に対しても、同配慮事項に基づき良好な景観形成に対する配慮がなされるよう調整を行います。

また、公共施設が隣り合う場合や、複数の公共施設を同時に整備する場合などにおいては、相互に連携を図りながら、調和のとれたまとまりのある景観の形成を図ります。

表 4-1 公共施設の整備に関する景観配慮事項

| 公共建築物等（区役所、学校、図書館など）   |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・「第3章 良好的な景観づくりのための景観形成基準」に定める景観形成基準に沿ったものとします。</li><li>・接道部への緑化や高木による緑化、壁面の緑化など、敷地内の緑が敷地外からも見えるよう工夫を図ります。</li><li>・通りに面する外壁のデザインや門、フェンスなどは、通りに対してできる限り閉鎖的な印象とならないよう配慮します。</li><li>・周辺の環境や施設の目的に応じて、オープンスペースなど人々が交流できる空間の創出に努めます。</li><li>・周辺に歴史の趣が感じられる建物や緑などの景観資源がある場合は、形態・意匠、色彩・素材などの工夫により、これらとの調和に配慮します。</li></ul> |

## 公園等

- ・緑を保全するとともに、四季の移り変わりが感じられる緑を育むなど、緑を継承していきます。
- ・接道部への緑化や高木による緑化など、公園内の緑が外からも見えるよう工夫を図ります。
- ・トイレやベンチ、照明、柵やフェンスなどは、公園の緑を意識した色彩や素材を使用するなど、緑や周辺の景観との調和を図ります。
- ・公園内に埠を設ける場合は、形態・意匠を工夫するなど、平滑で単調にならないように配慮します。
- ・地形の魅力を生かした整備を進めます。
- ・接道部は見通しのよい植栽としたり、透過性のある柵やフェンスを使用したりするなど、公園で憩い遊ぶ人々の姿が公園の外からも感じられる工夫をします。

## 道 路

- ・街路樹や植樹帯の設置・維持管理等により、潤いのある景観形成に配慮します。
- ・カーブミラーやガードレール、道路照明、歩道橋、道路標識などの道路付属物や舗装は、色彩・素材を工夫するなど、周辺の景観との調和に配慮します。

## 河 川

- ・河川沿いの歩道や護岸における緑の保全・創出や、護岸の意匠を配慮することなどにより、水と緑が一体となった魅力ある景観形成を進めます。

## 橋 梁

- ・橋梁は、周辺の景観との調和に配慮した形態・意匠・色彩・素材とします。

## その他

- ・案内看板や誘導サインなどは、歩行者や車両から見えやすい位置への設置に配慮しながら、周辺の景観との調和に配慮した規模、形態・意匠、色彩とします。
- ・地域のシンボルとなっている樹木はできるだけ残し、生かす工夫をします。

## 4－3 景観重要公共施設

景観法では、道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園などの公共施設については、景観形成上重要な要素であることから、公共施設の管理者との協議・同意のもとに、景観計画に「景観重要公共施設」を位置付け、整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めることができます。また、景観計画に位置付けられることにより、各施設の管理者は、景観計画に基づいて、公共施設の整備を行うことになります。

このため、特に良好な景観を形成している公共施設について、景観法に基づく「景観重要公共施設」の制度を積極的に活用し、文京区の魅力溢れる景観づくりを進めていきます。

### (1) 景観重要公共施設の指定方針

景観重要公共施設の指定に当たっては、次に示す考え方に基づき指定します。

- ①景観特性が顕著に見られ、文京区らしい魅力溢れる景観形成を進める上で重要な公共施設。
- ②区や地域のランドマークやシンボルとなっており、良好な景観形成を進める上で重要な公共施設。
- ③景観形成重点地区内において、景観形成上特に重要な公共施設。

### (2) 指定に当たっての考え方

景観重要公共施設は、今後の公共施設整備や都市開発等の状況を踏まえつつ、当該公共施設の管理者と協議し、同意を得た上で順次指定していきます。

### (3) 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観法第8条第2項第4号に規定する「景観重要公共施設の整備に関する事項」を次のとおり定めます。

#### 1) 景観重要道路

##### ①播磨坂（環状3号線）

播磨坂は、第二次大戦後の土地区画整理により、都市計画道路環状3号線の一部として造られたものであり、戦災復興計画の当初の構想が実現した数少ない通りです。道路の中央には緑道が整備されるなど特徴的な道路構成を有するとともに、ソメイヨシノを中心に植えられた桜並木は、ゆとりと潤いを感じさせる区を代表する景観のひとつです。



「文京花の五大まつり」のひとつである「文京さくらまつり」の会場にもなっており、春には桜並木の景観を見に訪れる多くの人によって賑わいます。また、播磨坂の桜並木は、「文の京 都市景観賞 ふるさと景観賞（第3回）」を受賞するとともに、地域の方々の清掃活動が、「文の京 都市景観賞 景観づくり活動賞（第6回）」を受賞しています。

播磨坂の整備に当たっては、ゆとりと潤いのある桜並木の景観に配慮するとともに、地域の人々によって育まれ、歴史ある緑豊かな憩いの空間として、質の高い坂道景観の形成を図ります。

##### ②本郷通り（本郷三丁目交差点～追分交差点）（国道17号）

本郷三丁目交差点～追分交差点は、本郷通りの一部です。江戸時代、將軍の日光東照宮への社参の道であり、現在は幹線道路として広域的な交通を担うとともに、東京大学の赤門をはじめ、通り沿いには歴史の趣を感じさせる建築物等が建ち並び、文京区の代表的な通りです。明治時代に築造された東京大学の煉瓦塀は、歩道の街路樹と融合合い、古くから地域に親しまれている景観として「文の京 都市景観賞 ふるさと景観賞（第5回）」を受賞しています。



本郷通り（本郷三丁目交差点～追分交差点）（国道17号）の整備に当たっては、通りの歴史や沿道に建つ歴史の趣を感じさせる建築物等が醸し出す雰囲気を大切にしながら、落ち着きのある歩行空間を形成し、区の代表的な幹線道路として、魅力的な景観を形成します。

## 2) 景観重要河川

### ①神田川

神田川は、区内で唯一水面を見ることができる河川であり、高密度に市街化が進んだ東京を東西に横断する貴重なオープンスペースです。神田川と河川沿いの緑が織りなす景観は、区民に親しまれており、「文の京 都市景観賞 ふるさと景観賞（第4、6、8回）」を受賞しています。



神田川の整備に当たっては、平成22年11月に策定された「神田川流域河川整備計画」に基づき、親水拠点や沿川緑化などの整備を進め、骨格的な水と緑による景観のネットワークを形成します。

## 3) 景観重要都市公園

### ①小石川後楽園

小石川後楽園は、江戸初期に水戸徳川家の小石川別邸内に造られ、二代藩主の光圀の代に完成した庭園で、国の特別史跡及び特別名勝に指定されています。庭園は池を中心とした回遊式築山泉水庭園になっており、随所に中国の名所の名前をつけた景観を配し、これらによって、湖・山・川・田園などの景観が巧みに表現されています。



小石川後楽園の整備に当たっては、「東京都における文化財庭園等の保存管理計画書」及び「小石川後楽園マネジメントプラン」に基づき、「大泉水」の池の護岸改修等を実施するとともに、震災・戦災で失われた建造物の復元に取り組み、歴史的資源の保全を図ります。

### ②旧岩崎邸庭園

旧岩崎邸は、明治29年（1896年）に三菱創設者・岩崎家本邸として建てされました。英国人ジョサイア・コンドルによって設計されたものです。大名庭園の形式を一部踏襲する庭は、建築様式と同様に和洋併置式とされ、「芝庭」をもつ近代庭園の初期の形を残しています。昭和36年（1961年）に洋館と撞球室が重要文化財に指定され、和館大広間は洋館東脇にある袖屏とともに昭和44年（1969年）に、さらに宅地、煉瓦屏を含めた屋敷全体と実測図が平成11年（1999年）に重要文化財に指定されました。



旧岩崎邸庭園の整備に当たっては、「旧岩崎邸庭園マネジメントプラン」及び「周期維持管理計画」に基づき、洋館及び撞球室等について修復・修理等を実施するとともに、和洋併置式の庭園部分を改修し、歴史的資源の保全を図ります。

### ③六義園

六義園は、元禄 15 年（1702 年）、柳沢吉保が五代将軍・徳川綱吉から与えられた地に築いた回遊式築山泉水庭園であり、国の特別名勝に指定されている代表的な大名庭園です。現在はツツジやサクラ、紅葉の名所として、区民をはじめ多くの観光客が訪れます。

六義園の整備に当たっては、「東京都における文化財庭園等の保存管理計画書」及び「六義園マネジメントプラン」に基づき、歴史的資源の保全を図ります。



## 第5章 景観資源の保全

区内には、地域の歴史を物語る歴史的な建造物やまち並みのシンボルとなっている樹木が数多くあり、文京区ならではの景観をつくる重要な景観資源となっています。それらを守り、引き継いでいくことは、文京区らしい魅力溢れる景観づくりを進めていく上で重要です。

景観法では、地域の景観を特徴付けている建造物や樹木を「景観重要建造物」あるいは「景観重要樹木」に指定し、保全を図る制度が定められました。

本章では、その指定方針を示し、所有者の意向を踏まえた上で指定していくことを検討します。

### 5－1 景観重要建造物の指定方針

地域の住民に親しまれ正在ととともに、地域の景観を特徴付けている建造物であり、道路やその他の公共の場所から容易に望むことが可能なもののうち、次のいずれかに該当する建造物。

- ①地域の歴史や文化と関連が深い建造物
- ②地域のランドマークやシンボルとなっている建造物
- ③地域の新たな景観づくりに資する建造物

### 5－2 景観重要樹木の指定方針

地域の住民に親しまれ正在ととともに、地域の景観を特徴付けている樹木であり、道路やその他の公共の場所から容易に望むことが可能なもののうち、次のいずれかに該当する樹木。

- ①地域の歴史や文化と関連が深い樹木
- ②地域のランドマークやシンボルとなっている樹木



# 第6章 屋外広告物における景観づくり

屋外広告物は、多くの人の目にとまり広告すべき情報を伝達する目的があります。そのため、景観に与える影響も大きいといえます。まちの中には、建築物の壁面や屋上に設置された数多くの屋外広告物が設置されており、時に無秩序に設置された屋外広告物が良好な景観を損ねる要因として扱われる例もあります。しかし、その一方で、近年は地域のまちづくりと連携し、建築物との調和や景観としての統一感を意図した優れたデザインの屋外広告物も増えつつあります。

こうした取組を広げて、建築物等とともに屋外広告物の規制・誘導を一体的に行い、良好な景観を形成していきます。

## 6－1 屋外広告物の表示等に関する基本方針等

### (1) 屋外広告物の表示等に関する基本方針

屋外広告物の表示等に関する基本方針を次のとおり定めます。

- ①屋外広告物は、屋外広告物条例に基づく許可が必要なものはもとより、自家用及び公共広告物などを含め、規模、位置、色彩などのデザインなどが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に貢献するような表示・掲出とする。
- ②神田川景観基本軸や公園、緑地、大規模な縁のまつりを有する敷地の周辺では、縁や地形などの地域の景観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に十分配慮し、屋外広告物を表示・掲出する。
- ③歴史的資産の周辺では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残す景観などに配慮して、屋外広告物を表示・掲出する。
- ④大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模などについて十分配慮する。
- ⑤幹線道路等においては、道路修景や地域のまちづくりの機会などを捉えて、屋外広告物の表示に関するルールを定めるなど、風格のある沿道の景観形成を進めていく。
- ⑥地域の活性化は、大規模で過剰な広告物の掲出ではなく、美しく落ち着きのある景観の形成をはじめとする地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興やまちづくりを進めていく。
- ⑦地域特性を踏まえた統一感のある広告物は、景観の個性や魅力を高め、観光振興にも効果があることから、広告物の地域ルールを活用した景観形成を積極的に進めていく。

### ○文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅱ種）についての考え方

文化財庭園等景観形成特別地区（Ⅱ種）においては、歴史的・文化的景観を保全・継承し、地区固有の資源や特性に応じた良好な景観形成を推進することとしています。そのため、今後、地区住民や東京都屋外広告物条例を所管する東京都などと調整を行いながら、地区内の屋外広告物の規制・誘導の方策について、順次検討していきます。

## (2) 文化財庭園等景観形成特別地区（I種）における基準

文化財庭園等景観形成特別地区（I種）における屋外広告物の表示については、東京都屋外広告物条例に定める一般的な基準に加えて、以下の基準を定めます。

文化財庭園等、貴重な文化遺産を保存・継承するため、庭園等の周辺において良好な景観を形成し、庭園等の内部からの眺望を保全する。

文化財庭園等景観形成特別地区（I種）に指定した文化財庭園等の周辺では、屋外広告物の表示・掲出に関する基準は次の表に示すとおりとする。

### ■屋外広告物の表示等の制限

＜表示等を制限する範囲（規制範囲）＞

景観形成特別地区の区域内で、かつ、地盤面から20m以上の部分を規制範囲とします。

＜規制範囲内で表示できる屋外広告物＞

次の広告物に限り、表示することができます。ただし、表示等に当たっては、次の表に定める基準によります。

- ・自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）
- ・公共公益目的の広告物
- ・非営利目的の広告物

表 6-1 文化財庭園等景観形成特別地区（I種）における基準

| 区分          | 表示等の制限に関する事項   |      |      |           |       |           |       |           |       |            |       |             |       |
|-------------|--|------|------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|------------|-------|-------------|-------|
| 屋上設置の広告物    | □地盤面から20m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。  |      |      |           |       |           |       |           |       |            |       |             |       |
| 建物壁面の広告物    | □地盤面から20m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。   |      |      |           |       |           |       |           |       |            |       |             |       |
| 広告物の色彩      | □建物の壁面のうち、高さ20m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。<br><table><thead><tr><th>【色相】</th><th>【彩度】</th></tr></thead><tbody><tr><td>0.1 R～10R</td><td>→ 5以下</td></tr><tr><td>0.1 YR～5Y</td><td>→ 6以下</td></tr><tr><td>5.1 Y～10G</td><td>→ 4以下</td></tr><tr><td>0.1 BG～10B</td><td>→ 3以下</td></tr><tr><td>0.1 PB～10RP</td><td>→ 4以下</td></tr></tbody></table> | 【色相】 | 【彩度】 | 0.1 R～10R | → 5以下 | 0.1 YR～5Y | → 6以下 | 5.1 Y～10G | → 4以下 | 0.1 BG～10B | → 3以下 | 0.1 PB～10RP | → 4以下 |
| 【色相】        | 【彩度】   |      |      |           |       |           |       |           |       |            |       |             |       |
| 0.1 R～10R   | → 5以下  |      |      |           |       |           |       |           |       |            |       |             |       |
| 0.1 YR～5Y   | → 6以下  |      |      |           |       |           |       |           |       |            |       |             |       |
| 5.1 Y～10G   | → 4以下  |      |      |           |       |           |       |           |       |            |       |             |       |
| 0.1 BG～10B  | → 3以下  |      |      |           |       |           |       |           |       |            |       |             |       |
| 0.1 PB～10RP | → 4以下  |      |      |           |       |           |       |           |       |            |       |             |       |
| 表示等の制限の例外   | □建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示できる。   |      |      |           |       |           |       |           |       |            |       |             |       |

## 6-2 ガイドラインを用いた屋外広告物の協議

屋外広告物は景観法上の届出対象行為ではなく、東京都屋外広告物条例に基づいて審査・許可されるものです。文京区では、東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可が必要となる屋外広告物について、周辺の景観に対して、より配慮されたものとなるよう、景観への配慮事項を示した「文京区屋外広告物景観ガイドライン」を用いて協議を行い、良好な景観への配慮を促していきます。

### ○協議の対象となる行為

対象行為を次のとおり定めます。

表 6-2 協議の対象となる行為

| 対象行為                        |
|-----------------------------|
| 屋外広告物の表示、設置、改造若しくは移設又は表示の変更 |

### ○協議の対象となる規模

対象規模を次のとおり定めます

表 6-3 協議の対象となる規模

| 対象規模                        |
|-----------------------------|
| 東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可を必要とするもの |

※詳細は、「屋外広告物のしおり」（東京都）を参照してください。

※ 建築物の窓、扉その他の内部を見通すことができる壁面の内側に直接又は間接に貼付等を行い、常時又は一定の期間継続して公衆に表示するものについては、東京都屋外広告物条例に基づく審査・許可の対象ではありませんが、以下に示す規模のものについても、できる限り景観への配慮をお願いしていきます。

### ○自家用広告の場合

- ・第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種文教地区、風致地区にあっては、表示面積の合計が5m<sup>2</sup>を超えるもの、その他の地域・地区にあっては、表示面積が10m<sup>2</sup>を超えるもの

### ○自家用広告物以外の場合

- ・すべて（国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもので、一定規模以下のものなど、適用除外要件については、文京区都市計画部までお問い合わせください）



## 第7章 景観形成の推進

景観は長い時間かけて形成されるものであるため、景観づくりを担う区民等・事業者・区がそれぞれの役割を果たしながら、できるところから取組を進めることができます。ここでは、景観形成推進のために必要な事項を定めます。

### 7-1 区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働による景観づくり

文京区らしい魅力的な景観づくりを推進していくためには、表面的なデザインの積み重ねだけでなく、区民等の地域への愛着や誇り、地域の個性が育まれていくことが重要です。そのためには、区民等・事業者・区のそれぞれが景観づくりの主体であることを認識し、役割を果たしながら、景観づくりに関わる様々な取組を協働で実践していくことが求められます。

#### ○区民等の役割

- ・区民等は、景観に対して意識・関心を持ち、良好な景観形成に関する理解を深めるとともに、一人ひとりが日々の暮らしの中でできる景観づくりに関する活動や、地域の人々と協力しながら行う景観づくりに主体的・積極的に取り組みます。
- ・区民等は、建築行為等を行う際には、周辺の景観に配慮、貢献するよう取り組みます。
- ・区民等は、区が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めます。

#### ○建築行為等を行う事業者の役割

- ・建築行為等を行う事業者は、宅地分譲やマンション建設などを目的とした土地の開発事業や、建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、広告物の表示等の事業活動を行う際には、地域の歴史や景観の特徴を理解するとともに、周辺の景観に与える影響を認識した上で、地域の景観に配慮、貢献するよう取り組みます。
- ・建築行為等を行う事業者は、建築等に関する専門家として、本計画の主旨を十分に理解し、良好な景観形成のための具体的な手法等を建て主や区民等に提供するなど、区が実施する景観形成に関する施策に協力します。
- ・建築行為等を行う事業者は、区が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めます。

#### ○区の役割

- ・区は、景観づくりの方向性を示すとともに、区民や事業者、国、東京都及び他の地方公共団体と連携し、区内の景観形成に積極的に取り組みます。
- ・区は、景観づくりに関する調査研究及び情報提供を積極的に行いながら、区民等や建築行為等を行う事業者が主体的に景観づくりに取り組める環境を整え、支援します。
- ・公共施設の整備等において積極的な景観整備を行うこと等により、文京区らしい魅力的な景観形成に先導的な役割を果たします。

## 7－2 景観づくりの推進体制

### (1) 文京区景観づくり条例の制定

条例には、景観法に基づく本計画の策定や実施に関する事項、景観法に基づく届出に係る事前協議に関する事項及び景観づくり審議会の設置など、景観法に基づく景観施策を実施するため必要な事項や、優れた景観づくりに貢献する行為をした者の表彰に関する事項などを定め、景観づくりを推進していきます。

### (2) 文京区景観づくり審議会の設置

景観にかかる重要事項を審議するための機関として、学識経験者や区民等などで構成する文京区景観づくり審議会を設置します。

#### ＜文京区景観づくり審議会の主な審議事項＞

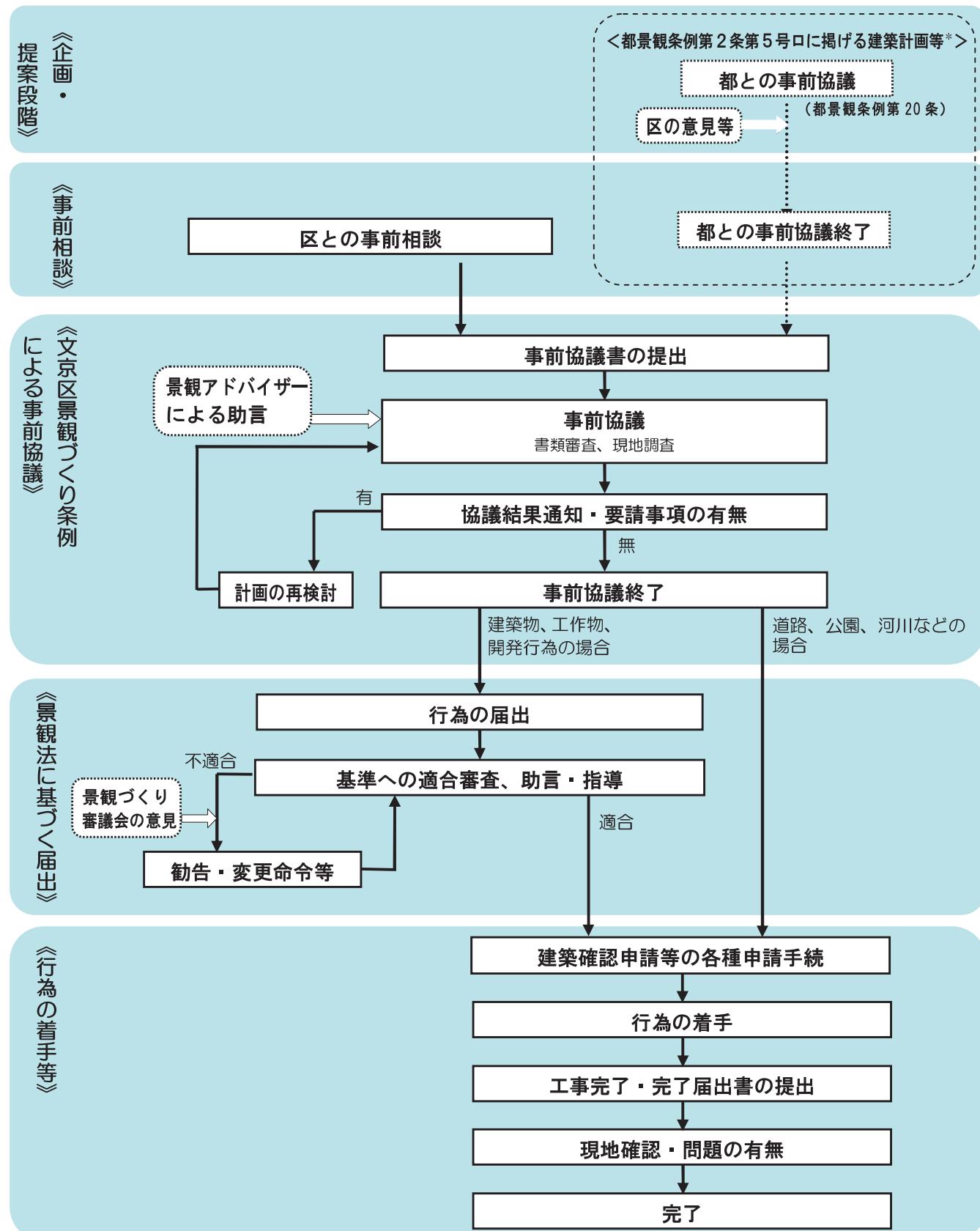
- ①景観計画の策定及び変更に関する事項
- ②届出に係る勧告、変更命令などに関する事項
- ③景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等に関する事項
- ④表彰及び支援に関する事項
- ⑤その他、区長が区の良好な景観づくりについて区長が必要と認める事項

### (3) 建築行為等の協議体制

建築物の建築等や工作物の建設等、開発行為などに当たっては、景観づくり条例に基づく事前協議及び景観法に基づく届出制度を活用し、良好な景観形成のための指導・誘導を行います。また、そのためには、専門的な知見を踏まえることが必要不可欠であることから、景観形成にかかる専門的な助言を得るため、景観アドバイザーを活用していきます。

実施に当たっては、事業者等に対し、制度の内容や景観への配慮の仕方などについて、手引き等を用いて分かりやすく説明するとともに、協議物件を定期的に見て回るなどチェック体制を強化し、変更届等のないものには注意を促していきます。建築等の完了時には現地を確認し、届出の内容と相違がある場合には改善を求めるなど、良好な景観の形成を推進していきます。

## 【届出制度の流れ】



\* 東京都景観条例第2条第5号に掲げる建築計画等については、同条例第20条に基づき、事業の企画・提案などの段階から、都への事前協議が別途必要になります。区は、都と適切な役割分担をしながら、都の協議結果を踏まえ、事前協議を行います。

図7-1 届出制度の流れ（イメージ図）

## **(4) 庁内の推進体制**

景観づくりを推進するためには、多岐にわたる課題を調整しながら総合的に行政運営を行う必要があります。そのため庁内においては、景観づくりにかかわる関連情報の共有や情報提供、計画や事業実施に当たっての相互調整など、横断的な体制により、景観づくりを推進していきます。

## **(5) 各種行政計画との連携等**

景観づくりを推進するためには、まちづくりに係わる他の個別部門計画やまちづくり基本計画、また、地区計画等の個別都市計画と連携することが必要です。そのため、既存の各種行政計画と連携及び調整を図るとともに、今後新たに策定される行政計画についても、本計画と整合を図りながら、総合的に景観づくりを推進していきます。

## **(6) 東京都及び隣接区との連携**

東京都景観計画に定められた「神田川景観基本軸」及び「文化財庭園等景観形成特別地区」を引き継ぐとともに、東京都景観条例第20条に基づき都への事前協議が必要な建築計画等について、適切な役割分担をしながら、東京都と連携して景観形成を推進していきます。

また、隣接区における景観施策との連続性なども考慮し、適宜情報交換を行うなど、隣接区と連携しながら景観形成を推進していきます。

## 7-3 計画の見直し

届出制度の運用状況等、景観計画の実施に関することについては、定期的に景観づくり審議会に報告し、意見を聴取します。

その上で、地域の景観に対する意識の醸成や土地利用状況の推移、社会状況の変化、計画の運用状況等を踏まえ、必要に応じて景観計画の見直しを検討します。

計画の見直しに当たっては、景観づくり審議会の審議を経て行います。

## 7-4 景観づくりの推進施策

区では、平成13年度より、景観形成に貢献した建物等や地域活動を表彰する「文の京 都市景観賞」を実施しています。また、文京区のまち並みを景観の観点で眺め、まちの良いところ・悪いところを再発見していく「まち並みウォッチング」を実施しています。今後もこれらの取組を継続的に実施するとともに、以下の取組を実施し、または検討を進め、地域への愛着や誇りを培いながら景観づくりの推進を図ります。

### ①パンフレットや手引きの作成等による情報発信

景観計画の概要を分かりやすくまとめたパンフレットや、景観に対する配慮の事例を示すものとして、主に届出等の際に使用する「景観づくりの手引き～景観形成基準のポイント解説集～」、届出等の必要の有無に関わらず建築物の建築等に際して景観づくりのヒント集となる「景観づくりの手引き～戸建で出来る3つのポイント～」の作成、ホームページ、ソーシャルメディアなどを活用した景観づくりに関する情報提供を行うなど、積極的な情報発信の実施。

### ②子ども向けの景観教育

次世代を担う子ども達を対象に、景観にかかわるテーマを素材とした学びの機会やイベントの開催などの景観に関する普及啓発など、将来、景観づくりに積極的に参加してもらう土台の構築。

### ③シンポジウム等の開催

身近な景観に目を向け、その価値や大切さについて理解を深め、自ら景観づくりに積極的に取り組んでもらうための景観に関するシンポジウムや講座などの開催。

### ④（仮称）景観づくり団体の登録制度の創設

区内の各地で景観づくりに取り組む活動団体を登録する制度を設け、活動に取り組む団体同士及び区との交流や情報交換、さらには、互いに協力しながら活動を発展させることができるような機会を創出。

### ⑤景観形成重点地区の指定等

景観づくりに対する気運の高い地区などでは、地域住民と区が協働で景観づくりのための検討を行い、合意形成を図った上で、景観形成重点地区に指定。

また、景観形成重点地区において、景観に関するルールのさらなる強化や法的担保などが求められた場合には、景観法に基づく景観地区や景観協定の活用を図るなど、地区固有の資源や特性を生かしたきめ細かな景観づくりを推進。

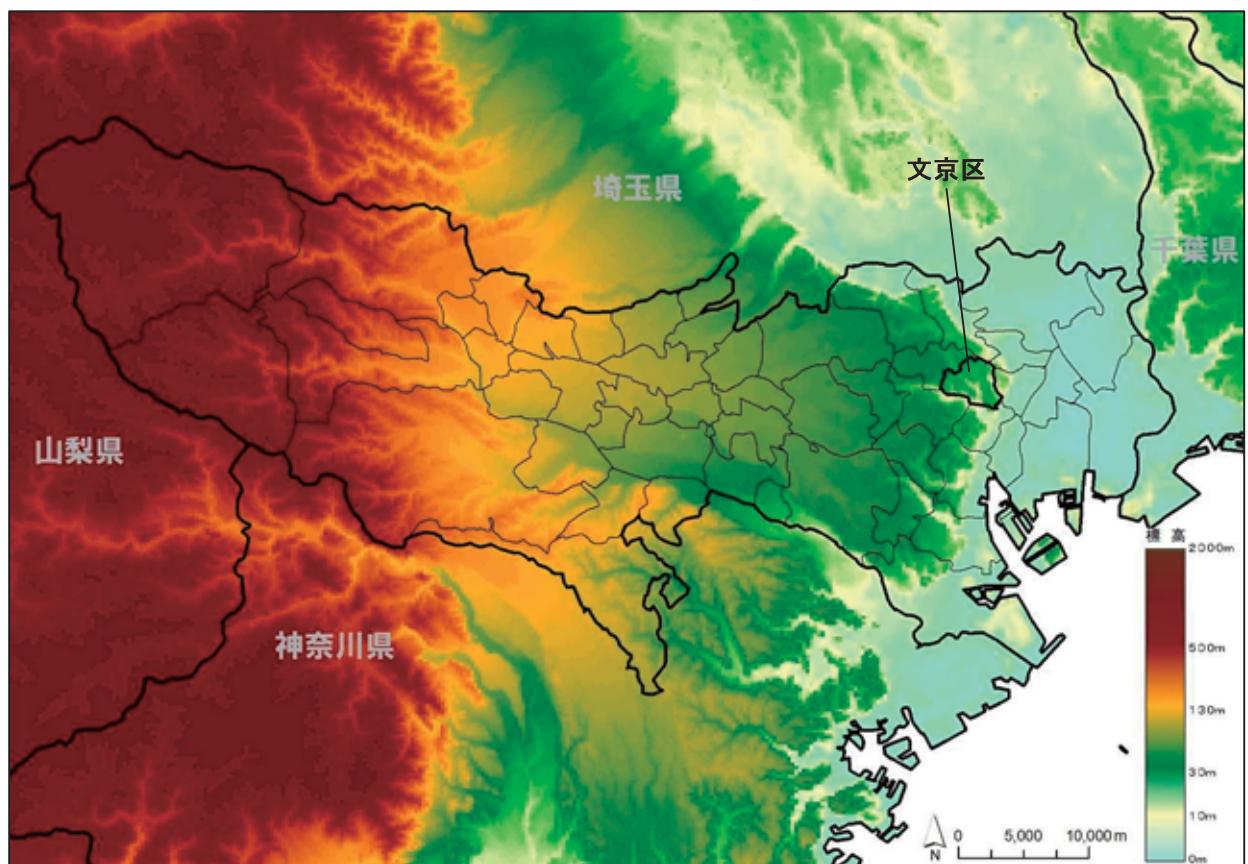


# 資料編

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 1 : 地形・まちの成り立ち                | 114 |
| (1) 東京都全体の地形図                 | 114 |
| (2) 文京区の地形図                   | 115 |
| (3) 市街地の変遷                    | 117 |
| 2 : 景観形成基準に関する資料              | 120 |
| (1) 景観特性基準が適用される場所            | 120 |
| ①名のある坂道の位置図（坂道基準）             | 120 |
| ②歴史・文化的建造物等の位置図（歴史・文化的建造物等基準） | 122 |
| ③まちのまとまりの位置図（まちのまとまり基準）       | 124 |
| ④幹線道路等の位置図（幹線道路等基準）           | 126 |
| ⑤拠点の位置図（拠点基準）                 | 127 |
| ⑥緑のまとまりの位置図（緑のまとまり基準）         | 128 |
| (2) 地区限定基準が適用される場所等           | 130 |
| ①対象区域図                        | 130 |
| ②主要な眺望点                       | 131 |
| 3 : 景観特性マップ                   | 133 |
| (1) 区全域                       | 133 |
| (2) 地区别                       | 134 |
| 4 : 文の京（ふみのみやこ）都市景観賞 受賞物件一覧   | 142 |
| 5 : 公共施設の位置図                  | 148 |
| 6 : マンセル表色系（色相・明度・彩度の説明）      | 149 |
| 7 : 区民の景観への意識調査               | 150 |
| 8 : 計画策定の体制・経緯                | 151 |
| 9 : 用語集                       | 155 |

## 1：地形・まちの成り立ち

### (1) 東京都全体の地形図

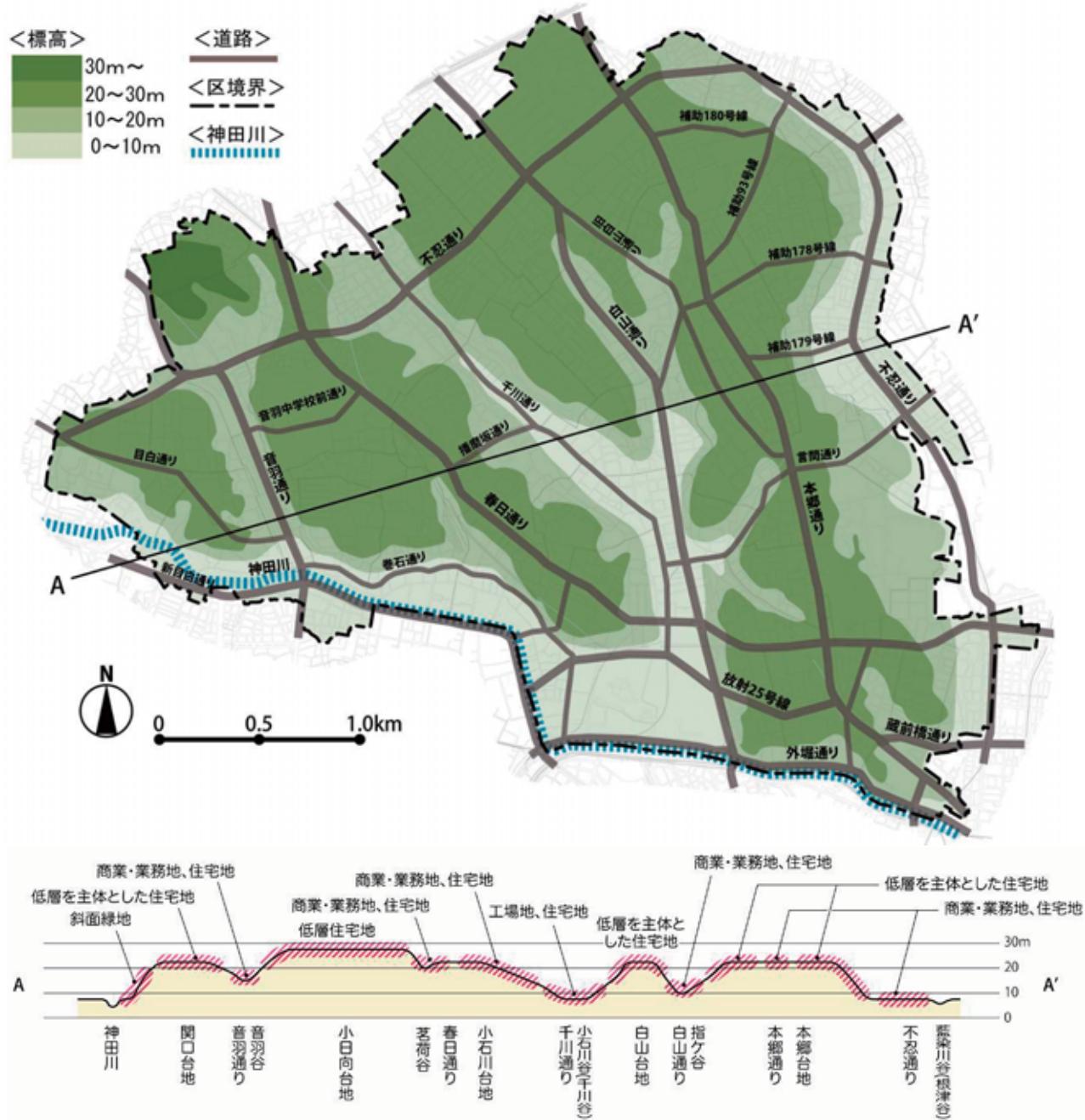


「国土数値情報（標高・傾斜度 5 次メッシュデータ），国土交通省」より作成

文京区は、青梅市を頂点とする扇状地状の武蔵野台地の最東端に位置しており、東側の隣接地域には中川・荒川低地が広がっている。高度は、後楽1丁目の海拔3.1mを最低に、大塚5・6丁目、目白台3丁目、小日向2丁目付近で海拔31mを越えている。低地の部分の平均高度は海拔10m以下、台地の部分の平均高度は海拔20~24mである。

千代田区、新宿区、豊島区、北区、荒川区、台東区に接しており、面積は11.31km<sup>2</sup>で、23区中20番目の大きさである。

## (2) 文京区の地形図



「文京区都市マスタープラン（平成23年）,文京区」より作成

主に閑口台地、小日向台地、小石川台地、白山台地、本郷台地の5つの台地と、坂、台地に囲まれたいくつかの低地から成り立っている。低地は、縄文時代の末期頃から海水が後退し、川によって浸食されてできたものである。さらに、地面に潜って伏流水となって流れている地下水が、台地の縁で湧水となって出て、この湧水が樹枝状の小さな谷を刻んでいる場合もある。本区は、台地と低地が複雑に入り組んだ地形を有しており、多くの坂道や、斜面緑地や湧水を利用した緑豊かな庭園、地形に応じた土地の使い分けにより発展してきた個性的なまちのまとまりなどが特徴となっている。



| 凡 例             |                                   |
|-----------------|-----------------------------------|
| 樹木被緑地 (*1)      |                                   |
| 斜面状の地形が残されている場所 |                                   |
| 溝水              |                                   |
| 主な幹線道路 (*2)     |                                   |
| 神田川             |                                   |
| かつてあった河川（暗渠）    |                                   |
| 海拔高度            | 30m~<br>20~30m<br>10~20m<br>0~10m |
|                 | 人口改変地 (*3)                        |

#### (\*1) 樹木被覆地

樹林地・植栽地・草地等で被われた土地（緑被地）のうち、樹木・竹に被われた区域

#### (\*3) 人口改変地

人工的に造成された土地

#### (\*2) 主な幹線道路

主に計画幅員が 25m 以上の道路を記載

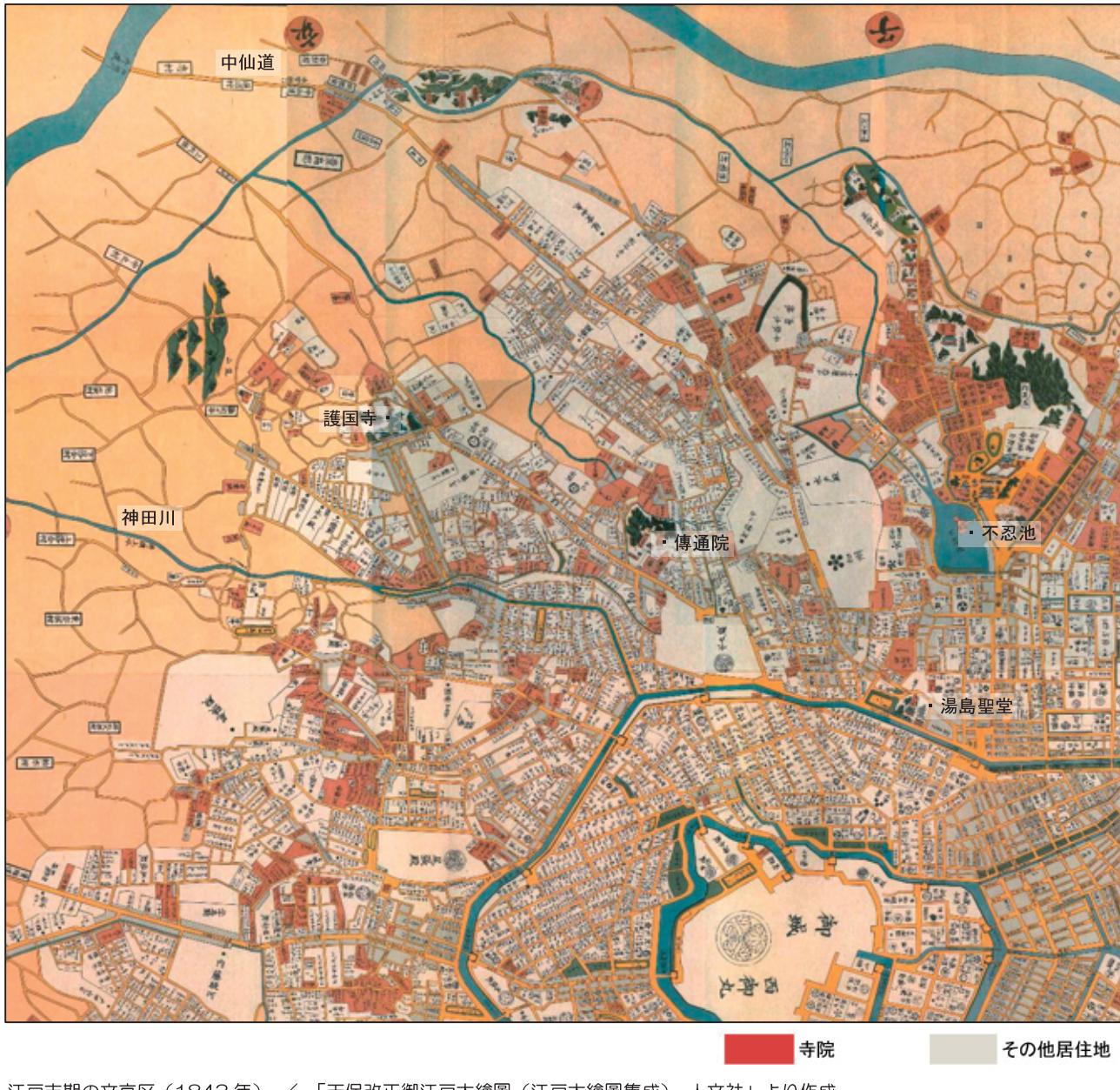
「緑の基本計画（平成 11 年）、文京区」及び「わがまち文京（平成 11 年）、文京区」より作成

地下水が台地の縁で湧水となって出ている地域には、現在でも多くの緑地が存在する。関口台地の南斜面下には、江戸川公園や新江戸川公園、椿山荘などがあり、雑司ヶ谷台地の末端には護国寺が、白山台地の斜面には小石川植物園があり、さらに小石川台地の下の小石川後楽園、本郷台地の湯島神社、根津神社、東京大学の三四郎池などが挙げられる。これらは、江戸時代に区内の各地に置かれた多くの大名屋敷や寺社に由来するものが多く、そこには、斜面地などの樹林と豊かな湧水や上水を用いた池を中心とした日本庭園がつくられ、明治時代以降、現在に至るまで良好に引き継がれてきた。

また、明治初期頃までは、谷に沿って複数の河川が見られたが、洪水対策等のために暗渠となり、現在では神田川以外の河川は姿を消している。

### (3) 市街地の変遷

#### ①江戸



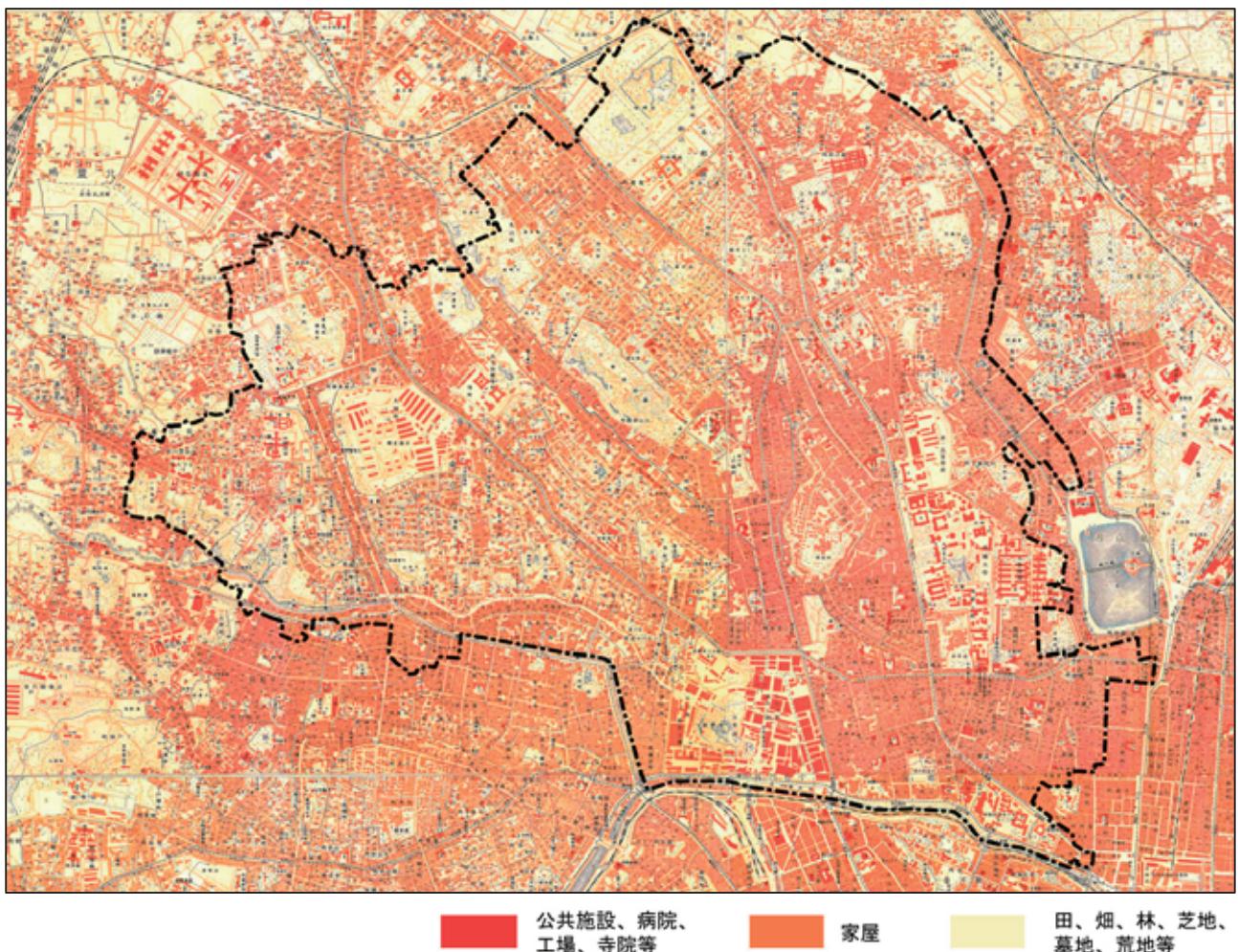
江戸末期の文京区（1843年）／「天保改正御江戸大繪圖（江戸大繪圖集成）、人文社」より作成

江戸時代には、江戸城の隣接地域として市街地の開発整備が進められた。

江戸初期に、日本最古の都市水道である神田上水が整備された。神田川の水を関口大洗堰（現大滝橋（目白台）付近）で取水し、市内へ上水道を供給し、江戸市民の生活の糧として大きな役割を果たした。また、関口大洗堰以東では、北方への備えのため、江戸城の周囲に人口の谷を造成したことにより、現小石川橋（後楽）付近から南流していた元の河道は、切り離されて江戸城の外濠を流れるようになった。この下流部は、洪水排水や、通船による水上交通路・物資輸送路としての役割を担っていたとともに、急流区間の川くだりや桜並木を見物する屋形船などの舟遊びなどもさかんに行われ、人々の生活に密接にかかわっていた。

「明暦の大火」（1657年）後に、加賀藩前田家上屋敷や水戸藩上屋敷など多くの大名屋敷や旗本屋敷などが置かれるようになり、武家のベッドタウンともいいうことができる地域であった。また、傳通院や護国寺、根津神社など多くの寺社仏閣が集積し、その周辺では門前の町屋が形成された。さらに、東海道に次ぐ重要な街道といわれた中山道や日光御成道が台地の尾根上を走り、街道筋には商家が立ち並び、商業活動も活発に行われるようになった。本区は、台地には大名屋敷や武家地が多く、低地には町民の家屋が密度高く集積したまちを形成しており、広い範囲で市街地化していた。

## ②明治～大正



大正の文京区（1916年）／「一萬分一地形圖（首都及近郊地形圖）」、大日本帝國陸地測量部より作成

明治以降、台地の広大な武家屋敷は、大学や公園用地、公共用地、軍用地などとして活用されるようになった。特に教育施設が多く集積し、旧加賀藩前田家上屋敷は帝国大学（現東京大学）となり、昌平坂学問所跡地に師範学校（旧東京教育大学）、女子師範学校（現お茶の水大学）が設立されたほか、多くの官立、私立学校が区内に設立された。それに伴い、学者・文化人・学生が多く居住するようになり、森鷗外や夏目漱石、樋口一葉、石川啄木、坪内逍遙など多くの文人が住んだほか、この台地が当時の官員や文化人の憧れの地となり、教育・文化施設の集積する文教の地として、また、山の手のまち、屋敷町として発展した。

1898年（明治31年）には、近代水道の整備に伴い、神田上水は廃止されたが、その後も舟運や舟遊びなどは行われ、川沿いには清流を生かした染色業、製紙業などの産業が形成された。

第一次世界大戦（1914年～1918年）を迎えると、日本経済は著しい発展を遂げ、東京を中心に人口が急増し続けた。本区は、明治には阿部家により西片が、大正には岩崎家により大和郷などが開発されたほか、多くの旧武家地が宅地化されたこともあり、急激に人口が増加した。また、東京大学を中心として書籍や雑誌の需要が多かったことや、工場を立地するための安くて広大な用地が確保できることなどから、印刷・製本業や医療機器製造の密集地域となつたほか、本郷には旅館や下宿屋などが軒を並べるようになった。

明治・大正の頃から路面電車が開通しており、開通区間が拡張に伴い、区内のほとんどの区域で市街地化が進んだ。

### ③昭和～平成

昭和になると、区内のほぼ全域に路面電車が開通したことによって市街化が急速に進んだ。かつて存在していた複数の河川は、洪水対策等のため神田川を除いてすべて暗渠化され、その上部空間は道路や路面電車の線路として利用されるようになった。また、太平洋戦争（1941年～1945年）では、数回の爆撃を受けて区内の大半が焼け野原となったが、千駄木の一部から根津、弥生、西片、本郷にかけての一帯や自白台などは戦災を免れており、当時の町割りや木造住宅などが残っている地域もある。

昭和22年（1947年）に小石川区と本郷区が合併し、文京区が誕生した。その後、戦後復興が進み、首都高速道路や地下鉄の建設、幹線道路の拡張などにより、まちの状況は変化していった。昭和末期から平成にかけては、区南部や主要幹線道路において、業務・商業機能を中心とした土地の高度利用が図られ、マンション建設など住宅の高層化も進み、都市型の市街地景観を形成していった。

現在では、東京の山の手として良好な住環境を比較的維持しているとともに、商業・業務機能も集積していることから、文京区は、都心に接する都市型居住と就業の複合空間として捉えることができる。また、大学等の教育施設が集積していることや、多くの著名な文人が居住し、文学活動を展開したことなどから、歴史と文化の香り高い「文教のまち」というイメージが形成されてきた。

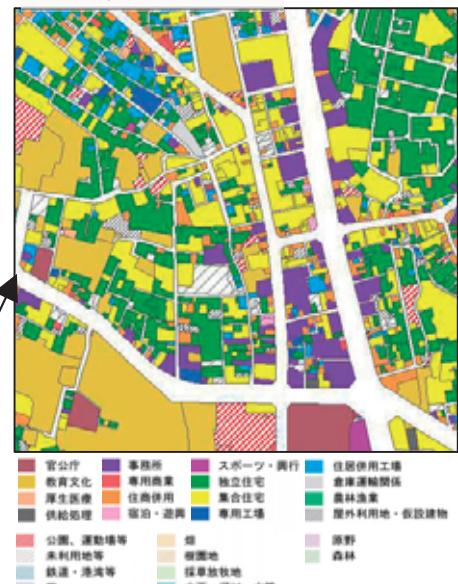
豊かな地形が織りなす坂道や、大規模公園や寺社などの縁のまつり、歴史・文化を感じさせる数多くの建造物や大規模な庭園、史跡など、様々な景観特性が相互に結びついて存在することで、現在の「文京区らしい景観」を形成している。

<白山通り周辺の詳細土地利用>

昭和 46 年



平成 18 年



平成の文京区（2006年）／「H18年度土地利用現況調査」より作成

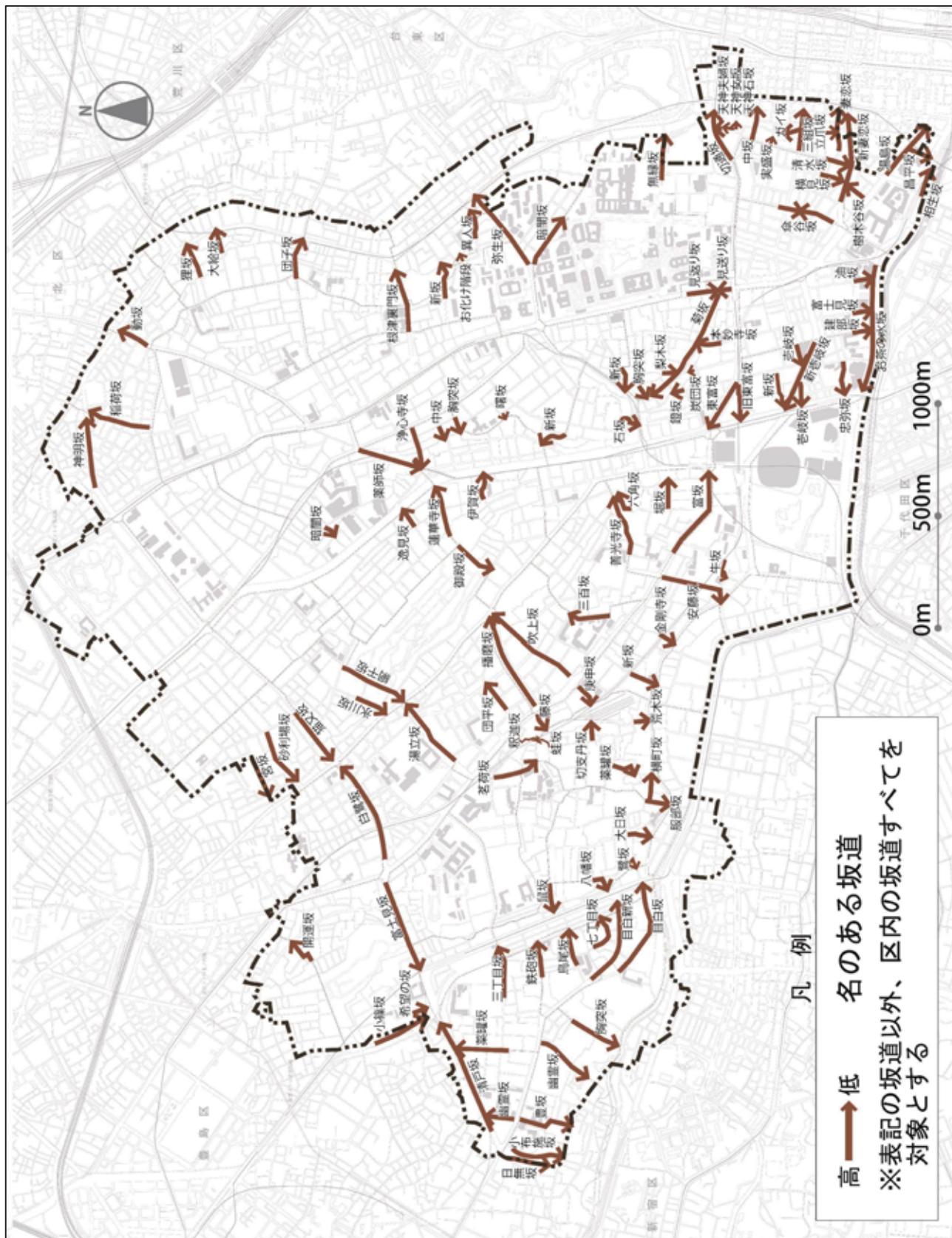
## 2：景観形成基準に関する資料

### (1) 景観特性基準が適用される場所

#### ①名のある坂道の位置図（坂道基準）

##### ○名のある坂道の一覧

- |                        |                       |                       |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1 相生坂（昌平坂）             | 40 新坂（福山坂）            | 76 善光寺坂               |
| 2 昌平坂（団子坂）             | 41 曙坂（徳永坂）            | 77 三百坂（三猪坂）           |
| 3 湯島坂（明神坂・本郷坂）         | 42 胸突坂（峰月坂・新道坂）       | 78 御殿坂（大坂・富士見坂・御殿表門坂） |
| 4 樹木谷坂（地獄谷坂）           | 43 中坂                 | 79 吹上坂（禿坂）            |
| 5 妻恋坂（大超坂・大長坂・大帳坂・大潮坂） | 44 净心寺坂（お七坂）          | 80 播磨坂                |
| 6 新妻恋坂                 | 45 薬師坂（薬師寺坂・淨雲寺坂・白山坂） | 81 団平坂（丹平坂・袖引坂）       |
| 7 清水坂                  | 46 伊賀坂                | 82 金剛寺坂（蝙蝠坂・新鳶坂）      |
| 8 横見坂（横根坂）             | 47 蓮華寺坂（蓮花寺坂・御殿裏門坂）   | 83 新坂（今井坂）            |
| 9 立爪坂（芥坂）              | 48 逸見坂                | 84 荒木坂                |
| 10 三組坂                 | 49 暗闇坂                | 85 庚申坂（切支丹坂）          |
| 11 ガイ坂（芥坂）             | 50 暗闇坂                | 86 切支丹坂（幽靈坂）          |
| 12 実盛坂                 | 51 弥生坂（鉄砲坂）           | 87 藤坂（富士坂・禿坂）         |
| 13 中坂（仲坂）              | 52 異人坂                | 88 駿迦坂                |
| 14 天神石坂（天神男坂）          | 53 お化け階段              | 89 蛙坂（復坂）             |
| 15 天神女坂                | 54 新坂（権現坂・S坂）         | 90 茉荷坂                |
| 16 天神夫婦坂               | 55 根津裏門坂              | 91 薬罐坂（野罐坂）           |
| 17 切通坂                 | 56 団子坂（潮見坂・千駄木坂・七面坂）  | 92 横町坂                |
| 18 無縁坂（武縁坂）            | 57 大給坂                | 93 服部坂                |
| 19 傘谷坂                 | 58 狸坂                 | 94 大日坂（八幡坂）           |
| 20 油坂（揚揚坂）             | 59 動坂（不動・堂坂）          | 95 麾坂                 |
| 21 富士見坂                | 60 稲荷坂                | 96 八幡坂                |
| 22 建部坂（初音坂）            | 61 神明坂                | 97 鼠坂                 |
| 23 お茶の水坂               | 62 網干坂（網曳坂）           | 98 目白坂（不動坂）           |
| 24 忠弥坂                 | 63 氷川坂（簸川坂）           | 99 目白新坂（新坂・椿坂）        |
| 25 壱岐坂（壹岐殿坂）           | 64 湯立坂（湯坂）            | 100 鉄砲坂               |
| 26 新壹岐坂                | 65 宮坂                 | 101 三丁目坂              |
| 27 新坂（外記坂）             | 66 砂利場坂               | 102 鳥尾坂               |
| 28 東富坂（真砂坂）            | 67 猫又坂（猫狸坂・猫股坂）       | 103 七丁目坂              |
| 29 旧東富坂（鳶坂・飛坂）         | 68 白鷺坂                | 104 胸突坂（水神坂）          |
| 30 見送り坂                | 69 富士見坂               | 105 幽靈坂               |
| 31 見返り坂                | 70 開運坂                | 106 豊坂                |
| 32 本妙寺坂                | 71 富坂（西富坂・飛坂・鳶坂）      | 107 小布施坂              |
| 33 岑坂                  | 72 牛坂（鮫干坂・蠣殻坂・潮見坂）    | 108 日無坂（東坂）           |
| 34 梨木坂（梨坂）             | 73 安藤坂（網干坂・安藤殿坂）      | 109 幽靈坂（遊靈坂）          |
| 35 鐙坂                  | 74 堀坂（宮内坂・源三坂）        | 110 薬罐坂（夜寒坂）          |
| 36 菊坂                  | 75 六角坂                | 111 清戸坂（清土坂）          |
| 37 胸突坂                 |                       | 112 小篠坂（小笹坂）          |
| 38 新坂                  |                       | 113 希望の坂              |
| 39 石坂                  |                       |                       |



## ②歴史・文化的建造物等の位置図（歴史・文化的建造物等基準）

### ○歴史・文化的建造物等の一覧

#### ◇国指定重要文化財（建造物）

- 1 護国寺本堂
- 2 護国寺月光殿（旧日光院客殿）
- 3 旧加賀屋敷御守殿門（赤門）
- 4 根津神社本殿、幣殿、拝殿、唐門、西門、透塀、楼門
- 5 旧東京医学校本館
- 6 旧磯野家住宅 主屋、表門

#### ◇国指定特別史跡及び特別名勝

- 7 小石川後楽園

#### ◇国指定特別名勝

- 8 六義園

#### ◇国指定名勝及び史跡

- 9 小石川植物園（御葉園跡及び養生所跡）

#### ◇国指定史跡等

- 10 湯島聖堂

#### ◇都指定有形文化財（建造物）

- 11 半床庵
- 12 湯島天満宮表鳥居
- 13 求道会館
- 14 旧細川侯爵邸

#### ◇都指定史跡

- 15 德田秋声旧宅
- 16 井上哲次郎宅跡
- 17 駒込名主屋敷

#### ◇都指定名勝

- 18 旧安田楠雄邸庭園

#### ◇区指定有形文化財（建造物）

- 19 日本女子大学成瀬記念講堂
- 20 吉祥寺経蔵
- 21 護国寺大師堂
- 22 護国寺薬師堂
- 23 護国寺惣門
- 24 護国寺鐘楼（付梵鐘）
- 25 講安寺本堂および庫裏
- 26 西教寺表門（朱殿門）
- 27 護国寺仁王門

28 旧成瀬仁蔵住宅（日本女子大学成瀬記念館分館）

68 伊勢五主屋

69 伊勢五蔵

70 椿山荘残月

71 日本聖公会東京教区東京諸聖徒教会礼拝堂

72 芦葉家住宅倉庫

73 芦葉家住宅門

74 お茶の水女子大学本館

75 お茶の水女子大学講堂

76 お茶の水女子大学表門

77 お茶の水女子大学附属幼稚園園舎

78 田口家住宅主屋

79 東京大学野球場観覧席・ダッグアウト及びフェンス

#### ◇都選定歴史的建造物

80 東京大学広報センター（旧醫師会事務局）

81 東京大学七徳堂

82 東京大学農学部3号館

#### ◇「文京花の五大まつり」、「文京朝顔・ほおずき市」、「根津・千駄木下町まつり」が開催される寺社仏閣

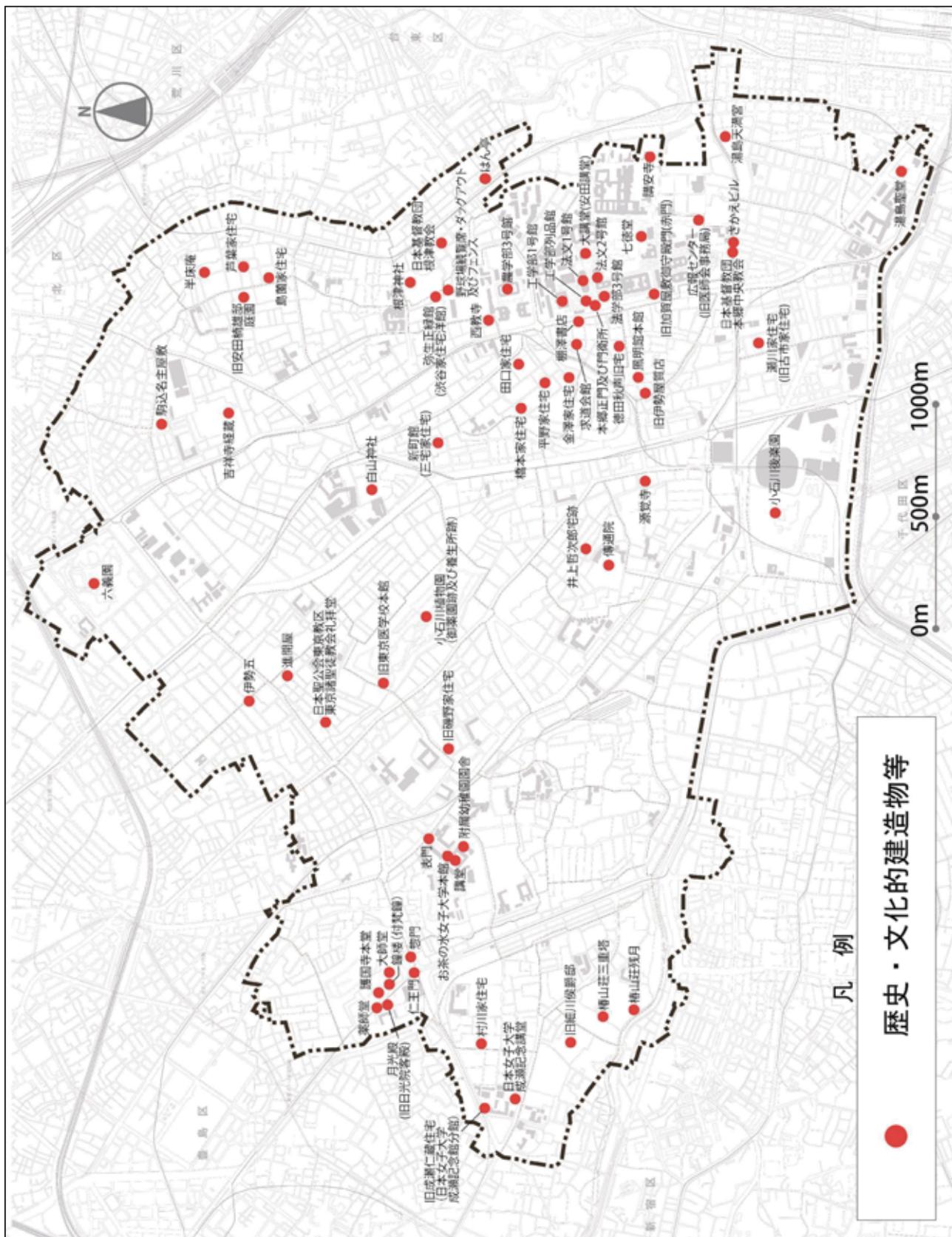
83 根津神社

84 白山神社

85 湯島天満宮

86 傳通院

87 源覚寺



歴史・文化的な建造物等  
●

凡例

### ③まちのまとまりの位置図（まちのまとまり基準）

#### ○まちのまとまりの一覧

##### —低層住宅地の一覧—

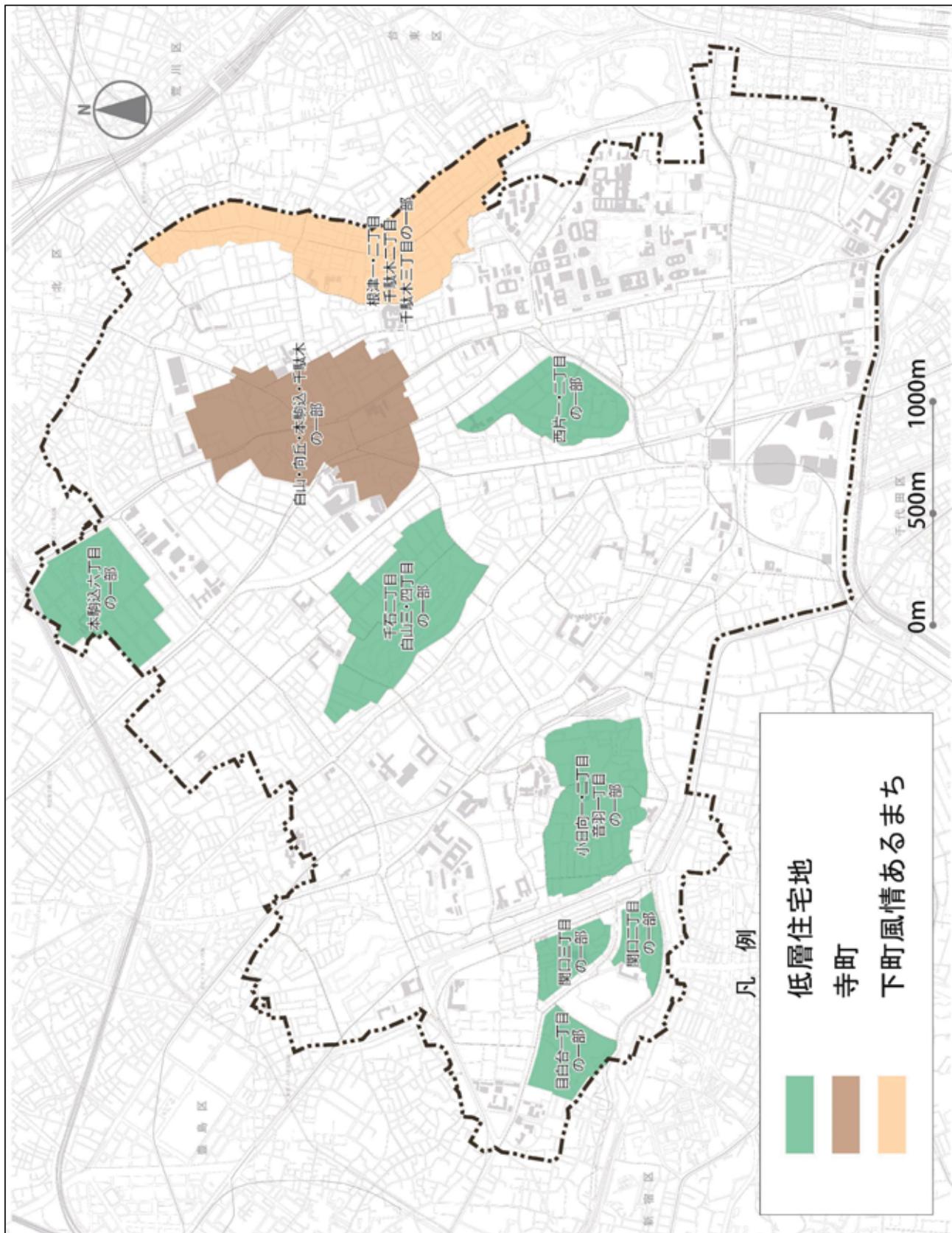
- 1 本駒込六丁目の一部
- 2 千石二丁目、白山三丁目、四丁目の一部
- 3 西片一丁目、二丁目の一部
- 4 関口三丁目の一部
- 5 関口二丁目の一部
- 6 小日向一丁目、二丁目、音羽一丁目の一部
- 7 目白台一丁目の一部

##### —寺町の一覧—

- 1 白山、向丘、本駒込、千駄木の一部

##### —下町風情あるまちの一覧—

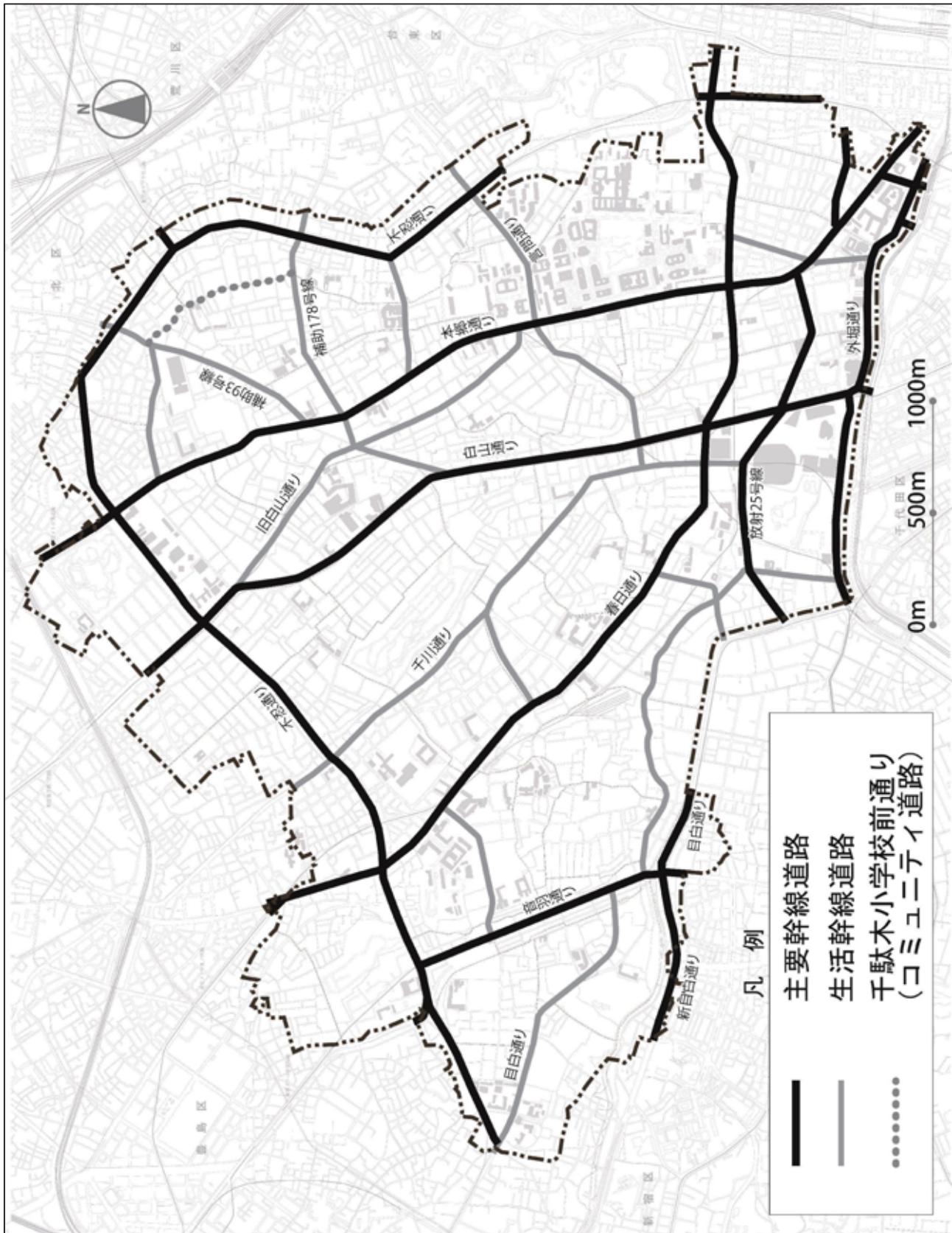
- 1 根津一丁目及び根津二丁目、千駄木二丁目及び千駄木三丁目 23 番～52 番



#### ④幹線道路等の位置図（幹線道路等基準）

## ○幹線道路等の一覧

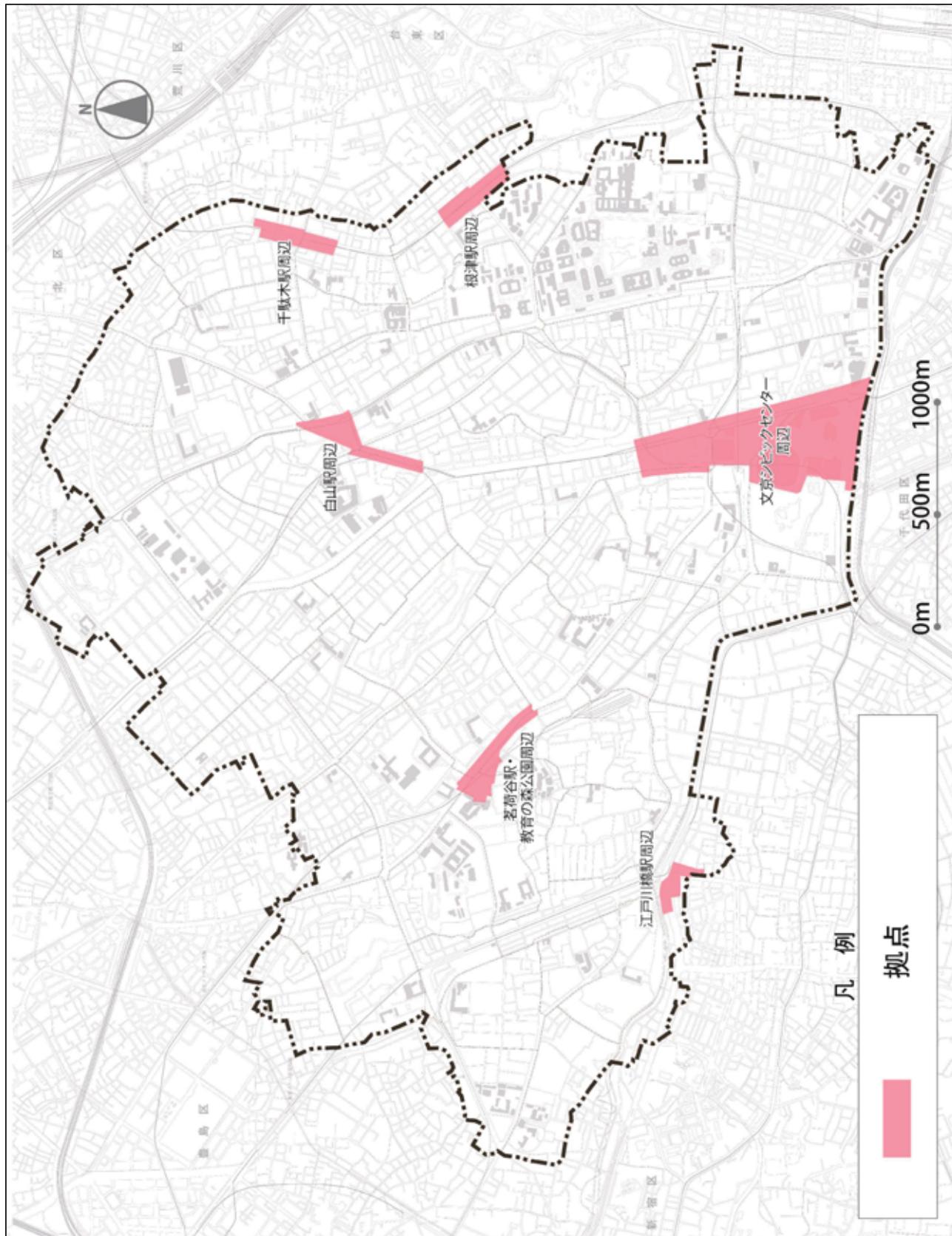
- 1 主要幹線道路 2 生活幹線道路 3 千駄木小学校前通り（コミュニティ道路）



## ⑤拠点の位置図（拠点基準）

### ○拠点の一覧

- |                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| 1 都心地域（文京シビックセンター周辺）   | 2 下町隣接地域（根津駅・千駄木駅周辺） |
| 3 山の手地域（茗荷谷駅・教育の森公園周辺） | 4 白山駅周辺              |
|                        | 5 江戸川橋駅周辺            |



## ⑥緑のまとまりの位置図（緑のまとまり基準）

### ○緑のまとまりの一覧

#### ◇大規模な緑のまとまり

- 1 六義園一帯
- 2 護国寺
- 3 小石川植物園
- 4 教育の森公園一帯
- 5 大塚一・二丁目一帯
- 6 東京大学
- 7 江戸川公園一帯
- 8 小石川後楽園一帯
- 9 湯島聖堂一帯

#### ◇区立公園

- 10 大塚公園
- 11 元町公園
- 12 須藤公園
- 13 駒込公園
- 14 新花公園
- 15 清和公園
- 16 白山公園
- 17 江戸川公園
- 18 大塚窪町公園
- 19 久堅公園
- 20 竹早公園

- 21 窪町東公園
- 22 大塚仲町公園
- 23 富士前公園
- 24 磔川公園
- 25 切通公園
- 26 神明公園
- 27 動坂公園
- 28 新大塚公園
- 29 文京宮下公園
- 30 神明北公園
- 31 お茶の水公園
- 32 千石公園
- 33 関口台公園
- 34 神明都電車庫跡公園
- 35 新江戸川公園
- 36 小日向公園
- 37 駒籠町公園
- 38 本郷給水所公苑
- 39 六義公園
- 40 後楽公園
- 41 千駄木公園
- 42 教育の森公園
- 43 駒込林町公園

- 44 西片公園
- 45 関口三丁目公園
- 46 千石緑地
- 47 春木町公園
- 48 大塚坂下町公園
- 49 はつね広場
- 50 小石川三丁目緑地
- 51 団子坂上広場
- 52 目白台運動公園

#### ◇市民緑地

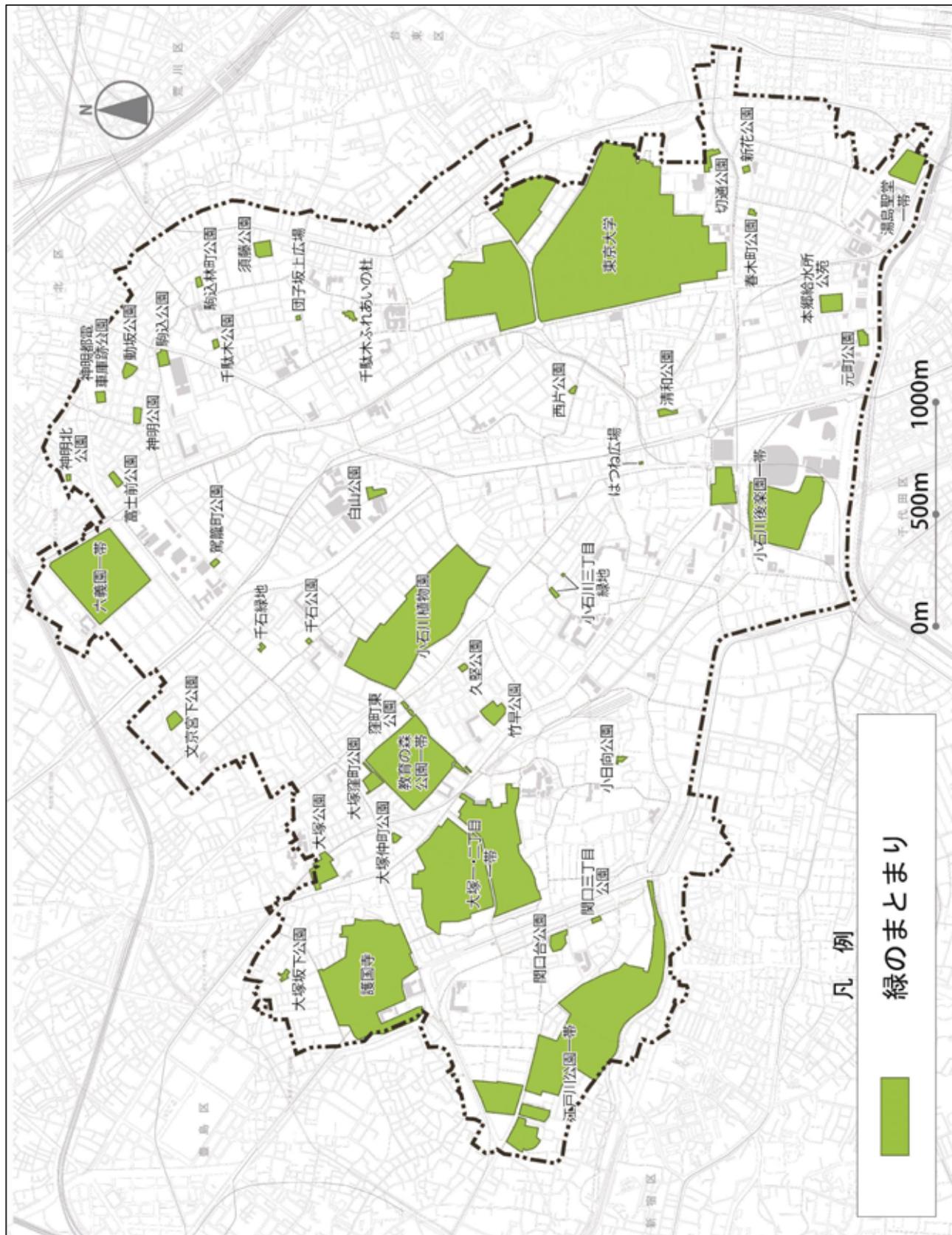
- 53 千駄木ふれあいの杜

#### ◇都立公園

- 54 小石川後楽園
- 55 六義園

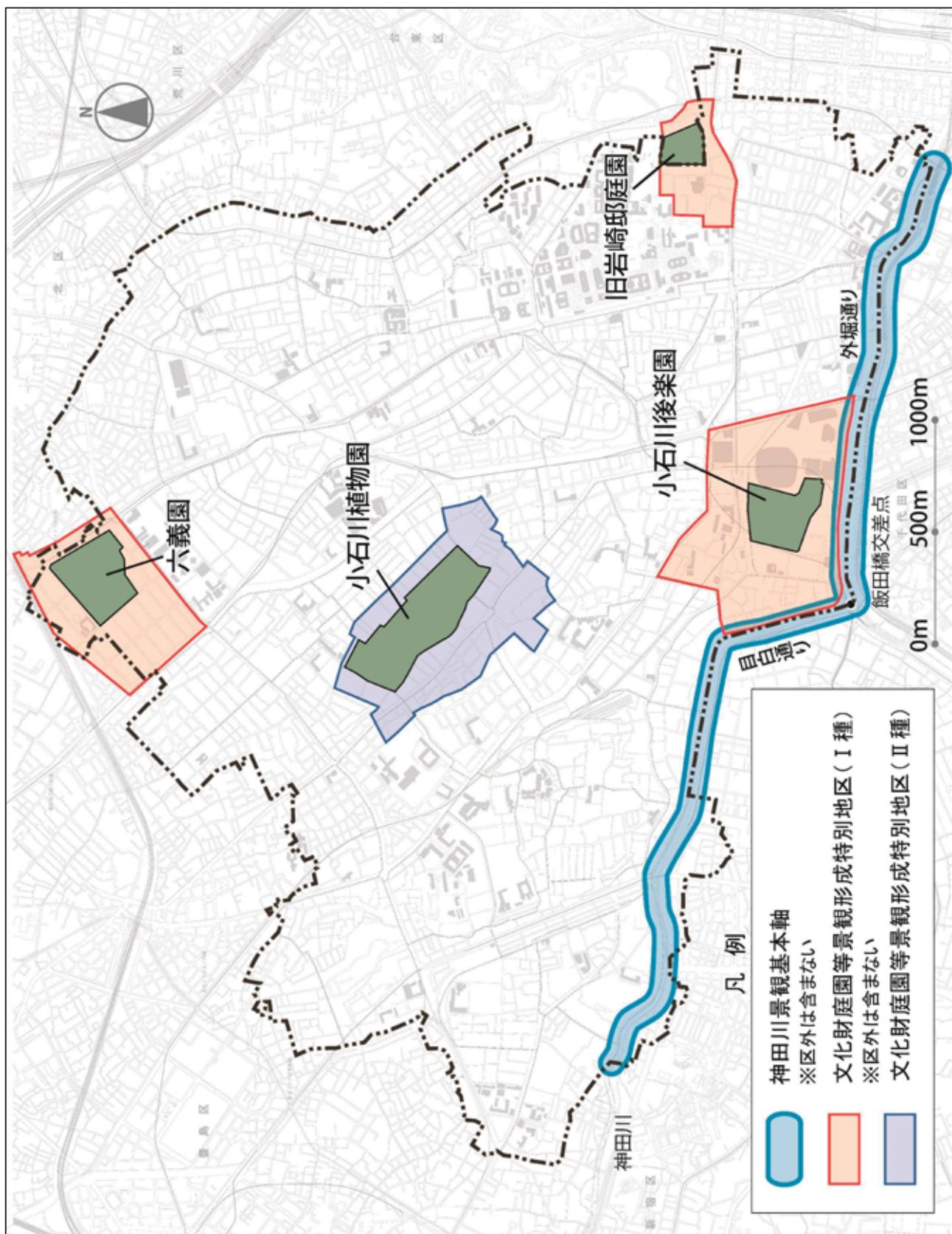
#### ◇準公園

- 56 占春園
- 57 小石川植物園



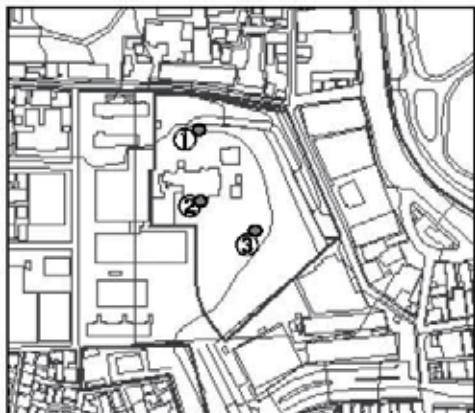
## (2) 地区限定基準が適用される場所等

### ① 対象区域図

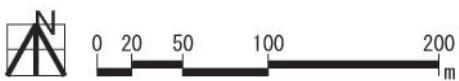
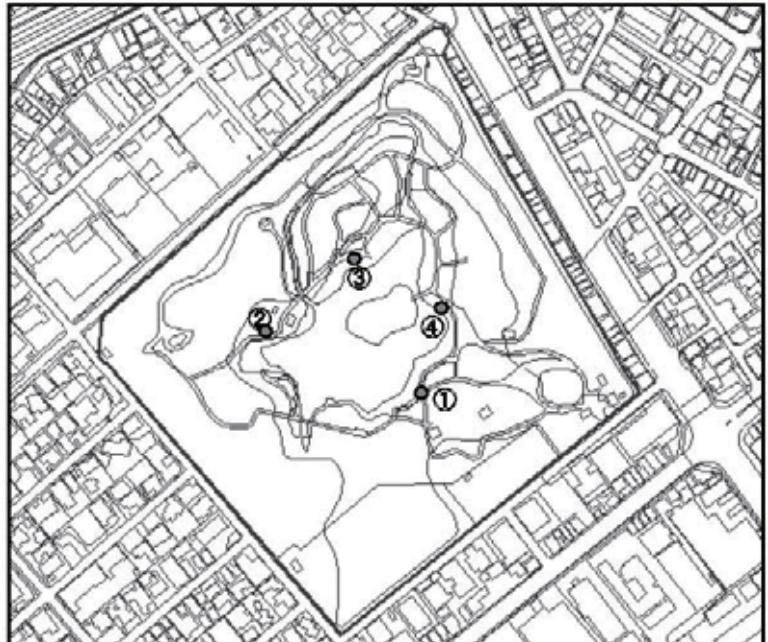


## ②主要な眺望点

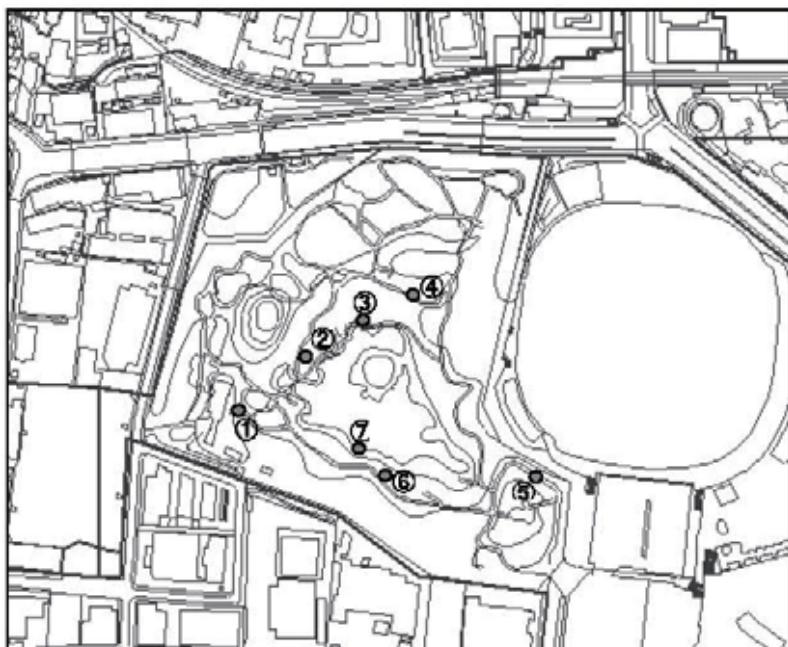
■ 旧岩崎邸庭園



■ 六義園

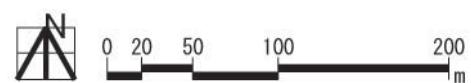
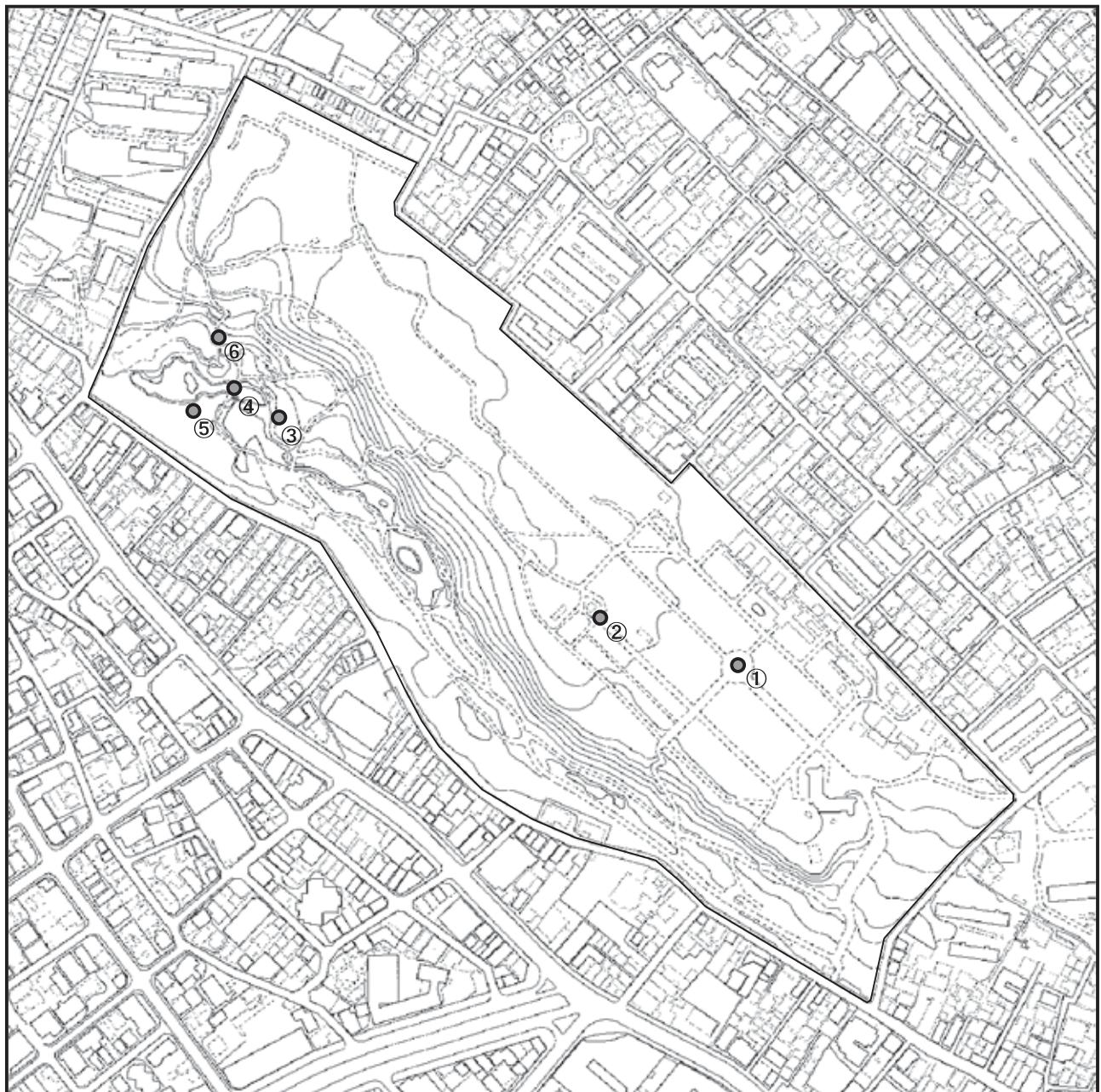


■ 小石川後楽園



※ 本図は、おおむねの位置を示したものである

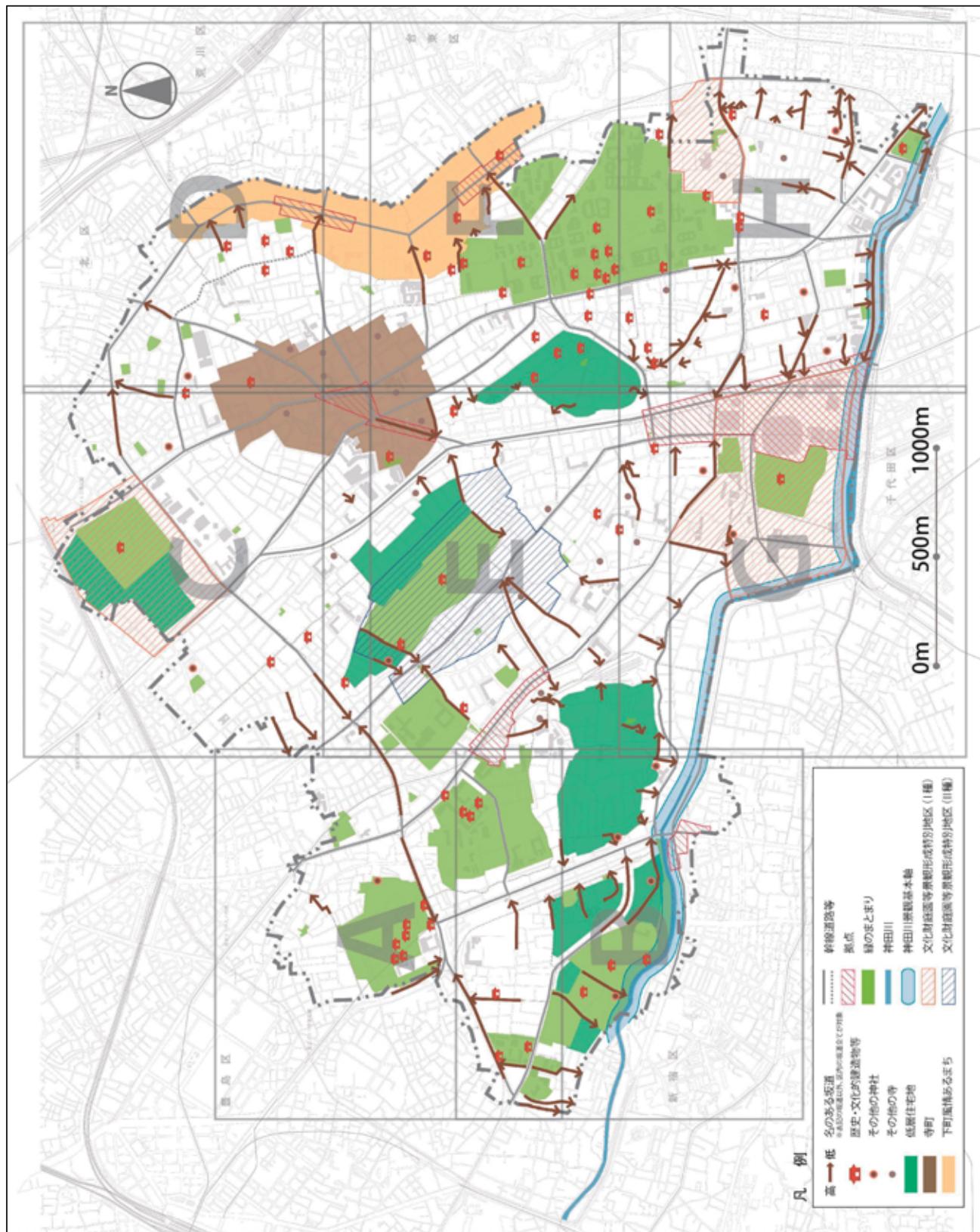
■ 小石川植物園



※ 本図は、おおむねの位置を示したものである。

### 3 : 景観特性マップ

#### (1) 区全域



※ 本図は、おおむねの位置を示したものである。

## (2) 地区別

A



○地域のシンボル的な寺院である護国寺は、貴重な緑地空間となっている。

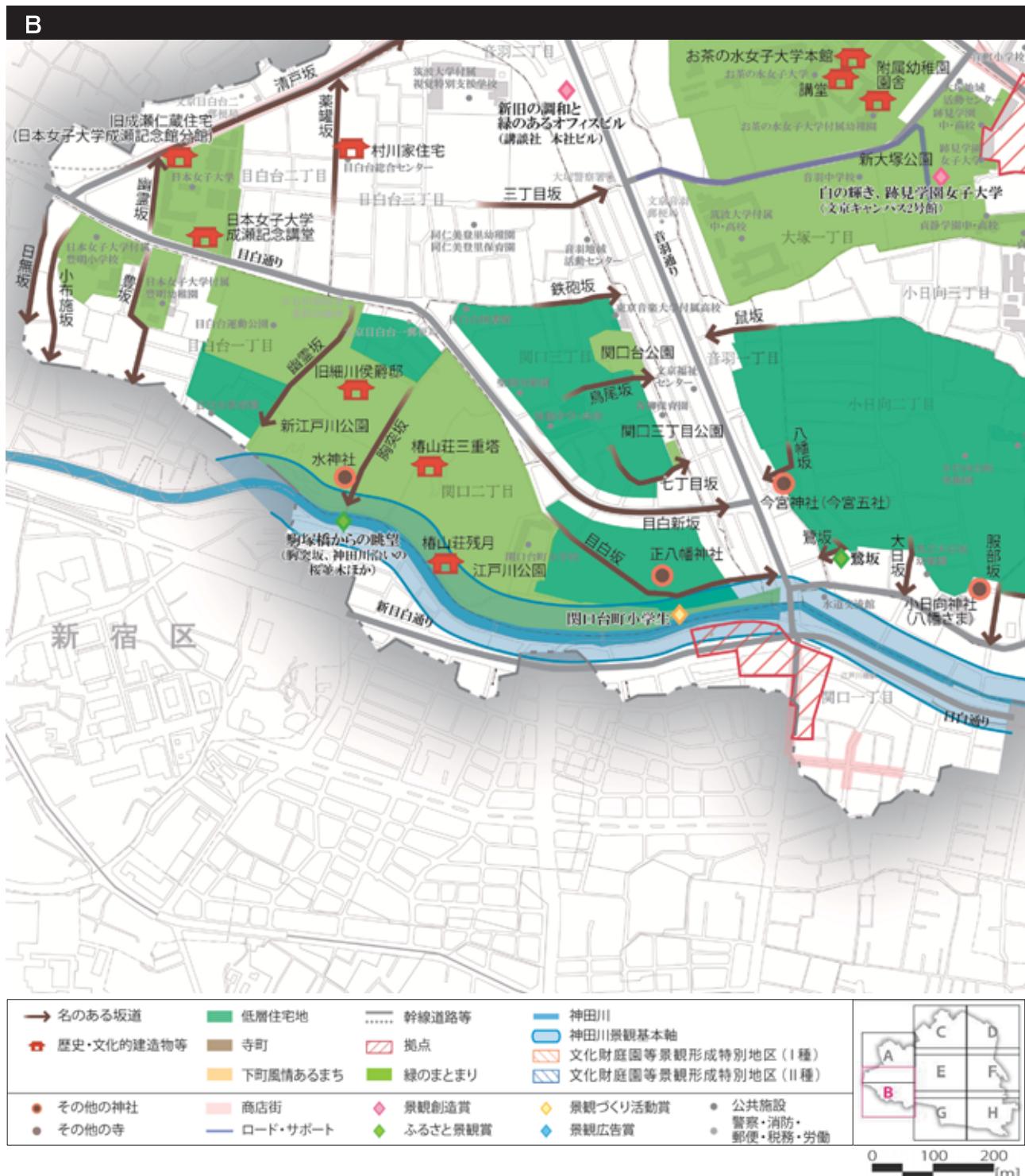
○墓盤状に街路の整備された大塚四丁目周辺には、風格のある住宅地が形成されている。

○大塚三丁目交差点と東西方向をつなぐ不忍通りの白鷺坂、富士見坂は、地形の起伏を感じさせるポイントとなっている。また、護国寺前は、富士見坂、清戸坂、小篠坂が台地で出会う結節点となっている。

○大塚一丁目と二丁目の間の通りは、沿道両側に大規模施設が立地し、起伏に富んだ地形を感じさせる閑静な空間となっている。また、沿道に立地する大規模施設内の緑は、地域の風景に潤いをもたらしている。

○白台には、江戸時代の武家屋敷跡地を利用した大規模施設が多く立地している。特に、日本女子大学の周辺は、貴重な緑地空間を形成している。

※ 本図は、おおむねの位置を示したものである。



- 小日向は戸建て住宅を主体とする高台の住宅地となっており、宅地内の緑も多く、閑静な雰囲気を醸し出している。
- 関口では、台地の傾斜を生かした住宅地が形成されている。また、目白通りのいちょう並木は、美しい緑の帯を形成し、風格のある街路の風景を形成している。

○閑口台地の南斜面には、江戸時代に武家屋敷の庭園が配され、江戸川公園、新江戸川公園、椿山荘などは、当時の面影を現在に残している

○神田川は、春には両岸に桜並木が美しく、背後の斜面緑地と併せて都会の豊かなオアシスとなっている。

○目白通りから神田川方向に下る坂道は、幅員が狭く、両側を緑に覆われた勾配の急なものが多い。胸突坂は、関口台地の南斜面に立地する大規模施設の緑地に挟まれ、静かで落ち着いた雰囲気を有している。

○目白通り沿道には、昭和初期の建築物である和敬塾本館、日本人の手による本格的な西洋建築物である日本女子大  
学成瀬記念講堂などの著名な建築物が多い

※ 本図は、おおむねの位置を示したものである。



○大正時代に、三菱財閥の岩崎家により、六義園を囲むようにして開発された大和郷の住宅地は、当時の街区形態をとどめ、風格のあるたたずまいを感じさせる。

○千石三丁目には、伊勢五などの歴史のある建築物が残されている。

○戦災復興土地区画整理事業区域内の宮下公園とその北側の通りには、緑が連続している。

○南北方向の尾根道である旧白山通り及び本郷通りは、江戸時代から旧中山道、岩槻街道として、骨格的な街路の役割を果してきた。

○本駒込周辺は、江戸の明暦大火後に中心部から集団移転した寺社を中心に、寺町として発展してきた地域である。

※ 本図は、おおむねの位置を示したものである。

D



○千駄木三丁目の台東区との境の通りには、“よみせ通り”といった商店街も形成され、台東区

の谷中銀座と相まって、賑わいのある景観が形成されている。

○大名庭園の風情を残す須藤公園の西側や本駒込四・五丁目などには、緑豊かな良好な住宅地が形成されている。

○本駒込、向丘、白山のそれぞれの地区の一部には、多くの寺社が集積している。江戸時代の「明暦の大火（1657年）」後に、防火対策の一環として江戸城近くにあった寺社を周辺地に移す対策が講じられ、多くの寺社がこの地に移転してきたことで、寺町として発展してきた。戦災によってほとんどの寺社が焼失したが、戦後に再建され、境内の豊かな緑と相まって、閑静で落ち着きのある寺町の景観を形成している。

○不忍通りを中心とした千駄木地域は、戦災の焼失を免れた地域であるため、表通り・横丁・裏通り・路地などの江戸時代から継承されてきた町割りや、路地を中心とした地域住民の交流、格子や植栽などの特徴的な住宅のしつらえなど、下町風情ある景観が形成されている。

※ 本図は、おおむねの位置を示したものである。



○白山上交差点と白山下交差点を結ぶ薬師坂周辺は、江戸時代から周辺寺社の門前町として栄え、現在でも地域住民の日常生活に密着した商店街として親しまれている。

○小石川植物園周辺では、江戸時代末期には武家屋敷が集積していたことから、その跡地を利用した公共施設や民間企業の社宅などが多く、宅地内にも豊かな緑が見られる。

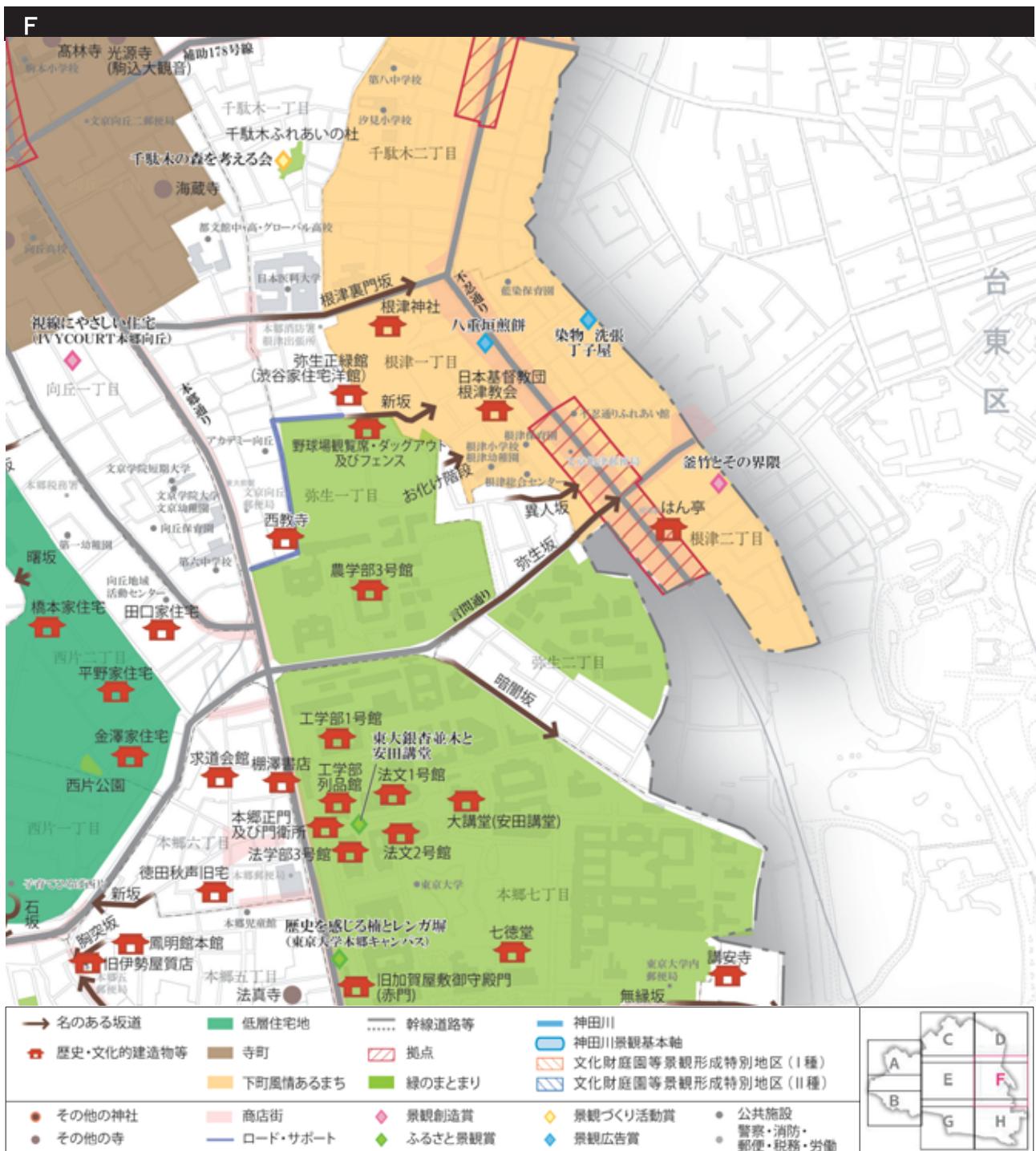
○白山通りの裏側などに多くの寺社が立地している。また、白山台地の縁に立地している寺社の境内は、良好な展望点となっている。

○江戸時代末期から商業地が形成され、小石川周辺の千川通り沿道などは、現在もにぎやかな商店街となっている。また、「こんにゃくえんま」で親しまれている源覚寺が立地している。

○高台から千川通りに向かう坂道は、上り下りするにつれて視界が上下し、地形の変化を感じさせるとともに、小石川植物園の緑を見ることが出来る。また、崖線に沿った道路からの眺望も、豊かな地形を感じさせる。

○湯立坂と網千坂が出会う窪町東公園交差点は、小石川台地の教育の森公園と白山台地の小石川植物園の結節点となっている。また、環三さくら通り（播磨坂）は、桜並木が美しい公園道路として整備されている。

※ 本図は、おおむねの位置を示したものである。



○千駄木二丁目の台東区との境の通りは、“へびみち”という愛称で親しまれ、かつては藍染川が流れ、その屈曲した線形から、移動するごとに変化する景観を有している。

○根津は、戦災による焼失を免れた地域であるため、不忍通りを表通りとして、横丁、裏通り、路地という段階的な街路構成による江戸時代の町割りが今日まで継承されている。江戸時代には、路地を中心にして両側に町屋・長屋が建ち、路地に住民の共同施設である井戸やゴミ捨て場などを置いて生活空間の一部として使用する形式が、庶民の集合住宅の基本形として成立し、現在でも、路地は住民の交流空間として親密性の高い空間が形成されているなど、その面影を残している。鉢植えなどの縁も多く見られるとともに、趣ある木造住宅や、格子や庇、引き戸、木造風の建材など特徴的な住宅のしつらえなどにより、下町風情ある景観が形成されている。

○本郷台地の縁取り沿いに立地する根津神社は、境内の斜面地緑地、権現坂・裏門坂といった参道など歴史的な空間構成を残している。

○日本橋を起点とする一里塚“追分”が設けられた本郷通りと旧中山道の分岐点（東大農学部前交差点）など、歴史的な交差点が残されている。本郷台地東側に位置する東京大学は、加賀藩前田家の武家屋敷跡地であり、赤レンガと緑に囲まれ、敷地内には、数多くの歴史的な建築物が残されている。

○西片一・二丁目は、明治中期に福山藩阿部家により開発された高台の住宅地で、東京大学に近いこともあり、学者町として親しまれ、現在では良好な戸建て住宅地となっている。

※ 本図は、おむねの位置を示したものである。



○江戸時代には、水戸藩徳川家の上屋敷を中心とした武家屋敷が多く立地していたことから、現在では、庭園を継承した小石川後楽園のほか、武家屋敷の跡地を利用した文京シビックセンター、東京ドーム、大学、オフィスビルなどの大規模施設が立地し、多くの人が交流するゾーンが形成されている。

○東西方向から連絡する坂道によって、白山通りには谷地の交差点が形成され、春日町交差点には路面電車の軌道跡を生かしたポケットパークが整備されている。

○旧神田上水が通じていた巻石通りは、小日向台地の屈曲した崖線に沿っているため、通りを移動するごとに変化する景観を有している。また、沿道周辺には寺社の集積が見られ、貴重な縁を提供している。

○春日通りの南西側には、小石川台地の斜面に住宅地が形成されており、高低差の大きい擁壁や崖が多い。また、道路幅員が狭いことと相まって、地形の起伏を身近に感じろことができる。

※ 本図は、おおむねの位置を示したものである。

※ 本図は、おおむねの位置を示したものである。



○本郷や湯島の大部分は、震災復興土地区画整理事業により基盤整備がなされているが、湯島天神とその門前町などには、江戸時代の町割りが残されている。また、近代教育の発祥の地として知られる湯島聖堂など、歴史的建築物が残されている。

○JR 御茶ノ水駅から水道橋駅にかけての神田川は、両岸に豊かな緑が配され、潤いのある景観が形成されている。

○湯島天神周辺では、表通りの商業ビル街とは対照的に、裏通りには、歴史的風情の感じられる下町的住宅地や町屋が見られる。この空間は、台地の住宅地と谷地の商業地の中間領域を形成している。

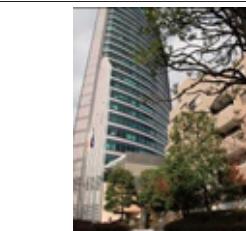
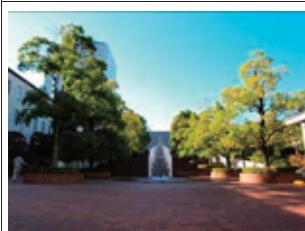
○「本郷もかねやすまでは江戸の内」と言われた“かねやす”の名をとどめた建物のある本郷三丁目の交差点など、歴史的な交差点が残されている。

※ 本図は、おおむねの位置を示したものである。

## 4：文の京（ふみのみやこ）都市景観賞 受賞物件一覧

### ①景観創造賞

建築物・道路・公園など区のまち並みにふさわしい景観を新たに創造しているものを表彰します。

|  |  |
|--|--|
| <p><b>第1回（平成13年度）</b></p> <p>パークハウス白山御殿町<br/>白山4-1</p>  <p>誰もがくつろげるみどり豊かな空間の創出をはかり、区の進める地域に親しまれる景観づくりに貢献しています。</p>                                  | <p><b>第2回（平成14年度）</b></p> <p>IVYCOURT 本郷向丘「視線にやさしい住宅」<br/>向丘1-14-2</p>  <p>前面道路から離して計画されたこの建物は、人にやさしい、ゆとりの創出を図り、地域に親しまれています。下町情緒が残る地域に調和し、周辺の景観づくりにも寄与しています。</p> |
| <p><b>第2回（平成14年度）</b></p> <p>凸版印刷株式会社トッパン小石川ビル「癒しのオープンスペース」<br/>水道1-3-3</p>  <p>誰もがくつろげるオープンスペースの創出と高層ビルとの調和を図り近隣に貢献しています。</p>                     | <p><b>第3回（平成15年度）</b></p> <p>水と緑のオープンスペース「扉のない校門」東洋大学<br/>白山5-28-20</p>  <p>地形を活かした緑と水のオープンスペースを整備し地域に親しまれる空間の創出を図り、都内では珍しい開放的なエントランスを持ったキャンパスです。</p>           |
| <p><b>第4回（平成16年度）</b></p> <p>新旧の調和と緑のあるオフィスビル「講談社 本社ビル」<br/>音羽2-12-21</p>  <p>旧館を保存し、それと調和するよう建てられた新館、また建物の周囲や屋上などの緑化が新しい時代のオフィスビルとして評価されました。</p> | <p><b>第5回（平成17年度）</b></p> <p>ゆとりあるポケットパークと大楠（東洋大学6号館）<br/>白山5-7</p>  <p>ゆとりあるポケットパークにシンボルツリーを配し、周辺とも調和した明るいキャンパスを演出しています。東洋大学は正門に続き二度目の受賞です。</p>               |
| <p><b>第6回（平成18年度）</b></p> <p>釜竹とその界隈<br/>根津2-14</p>  <p>釜竹の界隈は、落ち着いた佇まいの一角で、木造風の建物や古い蔵、庭を活かして根津の町角を演出しています。</p>                                   | <p><b>第7回（平成19年度）</b></p> <p>壱岐坂の巨大壁画（東洋学園大学）<br/>本郷1-26-3</p>  <p>東洋学園大学の壁画は、歴史を継承しながら開放的な空地も整備し、新しい形で地域のシンボルとしてよみがえりました。</p>                                 |

|  |  |
|--|--|
| 第8回（平成20年度）  | 第9回（平成21年度）  |
| 白の輝き、跡見学園女子大学<br>(文京キャンパス2号館)  | 緑を取り入れたビル群<br>(独立行政法人住宅金融支援機構・コートレジデンツタワー管理組合・森ビル株式会社・東京都下水道局・トヨタ自動車株式会社)                    |
| 大塚1-5-2  | 後楽1-4-10~18  |
|       |            |
| 跡見学園女子大学は、その個性豊かで軽やかな外観が、沿道の豊かな緑と相まって文京区らしい空間を構成しています。                                 | 5社の協力によって創られた大きな緑の一体的な空間は、小石川後楽園とビル群との共存を図りながら潤いのある景観を創造し、文の京の景観づくりに貢献するとともに、緑地整備の模範となるものです。 |
| 第10回（平成22年度）   | 第12回（平成24年度）   |
| 慶喜公屋敷跡に建築された大学院大学  | 文京区立森鷗外記念館   |
| 春日2-8-9  | 千駄木1-23-4  |
|      |           |
| 国際仏教学大学院大学は、大銀杏や地形などを生かした配置・デザインにより、歴史の流れを現在に繋ぎながら、潤いのある環境を創造しており、「文の京」の景観づくりに貢献しています。 | 落ち着きのある先進的なデザインの建物と、歴史性・文化性が感じられる鷗外ゆかりの庭が見事に融合しており、「文の京」の景観づくりに貢献しています。                      |

※第11回（平成23年度）は、景観創造賞の受賞物件なし。

## ②ふるさと景観賞

身近に親しまれ「心のふるさと」として景観形成に貢献しているものを表彰します。

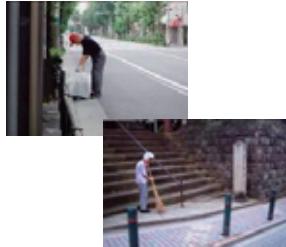
|   |  |
|---|--|
| <b>第1回（平成13年度）</b>  | <b>第3回（平成15年度）</b>   |
| 日立製作所白山閣前の坂と周辺<br>白山2-3   | 桜並木と一体となった憩いのスペース「播磨坂さくら並木」<br>小石川4・5  |
|    |    |
| 敷地の縁と石垣は、地域に落ち着きと風格を与え、本区が進めるふるさとと呼べる景観づくりに貢献しています。                                 | 桜並木と一体的な整備を図り、坂と緑を継承しています。また、地域の方たちも清掃に参加し、愛されるまちづくりに貢献しています。                        |
| <b>第4回（平成16年度）</b>  | <b>第5回（平成17年度）</b>   |
| 川と緑になごむ都会の風景「神田川」<br>湯島1-4周辺  | 歴史を感じる楠とレンガ塀（東京大学本郷キャンパス）<br>本郷7-3-1   |
|   |   |
| 都会の中にありながら、こんもりとした緑と川の流れが心を和ませる景観です。<br>川を挟んで左側は千代田区です。                             | 明治時代に築造されたレンガ塀が歩道の街路樹と融合合い、古くから地域に親しまれている景観です。                                       |
| <b>第6回（平成18年度）</b>  | <b>第7回（平成19年度）</b>   |
| 駒塚橋からの眺望（胸突坂、神田川沿いの桜並木ほか）<br>目白台1-1   | 湯立坂<br>小石川5～大塚3  |
|  |  |
| 斜面緑地にある坂道と神社からは故郷を感じ、川沿いの桜並木は、ふれ合う人々に潤いを与えていきます。                                    | 湯立坂は、情緒ある坂の傾斜や形状、帯状につながる公園の深い緑、歴史を感じさせてくれる石積みが相まっていいます。                              |
| <b>第8回（平成20年度）</b>  | <b>第8回（平成20年度）</b>   |
| 神田川水景色<br>湯島1-4～5   | 鷺坂<br>小日向2-19～21   |
|  |  |
| お茶の水橋から望む神田川の景観は、聖橋のアーチが水面に映りJR、丸ノ内線の鉄道景観と相まって、あたかも一枚の絵のように橋を行く人々を癒しています。           | 鷺坂は、急な勾配と昔ながらの石積みが現存し、江戸風情を色濃く残した坂として、人々に親しまれています。                                   |

|                                      |   |              |  |
|--------------------------------------|---|--------------|--|
| 第9回（平成21年度）                          |   | 第10回（平成22年度） |  |
| 吉祥寺 山門                               |   | 善光寺坂         |  |
| 本駒込3-19-17                           |   | 小石川2~3       |  |
|                                      | 山門をくぐると参道が伸び、大樹に囲まれ手入れの行き届いた空間が広がり、人々に潤いと安らぎを与えています。                        |              | 地域のシンボルとなっている槇の老木や善光寺などの寺社、趣ある石垣、豊かな緑が相まって、歴史と静寂に包まれた風情ある坂として、人々に潤いと安らぎを与え、「坂のまち文京」の景観づくりに貢献しています。 |
| 第11回（平成23年度）                         |   | 第11回（平成23年度） |  |
| 東大銀杏並木と安田講堂                          |   | 鎧（あぶみ）坂      |  |
| 本郷7-3-1                              |   | 本郷4-11~20    |  |
|                                      | 銀杏並木がつくり出す奥行きのある空間とその先に佇む安田講堂が、潤いと格調高い文化の香りを漂わせる景観を形成し、「文の京」の景観づくりに貢献しています。 |              | 湾曲した特徴のある坂道は、石積みや豊かな緑、文人の旧居跡などが醸し出す雰囲気が相まって、歴史的な風情のある坂として人々に親しまれ、「坂のまち文京」の景観づくりに貢献しています。           |
| 第12回（平成24年度）                         |   |              |  |
| 菊坂 一葉旧居跡周辺                           |   |              |  |
| 本郷4丁目周辺                              |   |              |  |
| ※私有地であるため、近隣の方々のご迷惑等を考慮し、見学はご遠慮ください。 |   |              |  |
|                                      | 路地や周辺の緑、古い木造建物などによって懐かしくも風情ある場所が生まれされ、「文の京」の景観づくりに貢献しています。                  |              |  |

※第2回（平成14年度）は、ふるさと景観賞の受賞物件なし。

### ③景観づくり活動賞

美しいまちづくりに貢献している住民、団体の活動を表彰します。

|   |                    |  |  |  |
|---|--------------------|--|--|--|
| <b>第1回（平成13年度）</b>  | <b>文京の歴史・文化研究会</b> | <b>第1回（平成13年度）</b>   | <b>関口台町小学生</b>   |  |
|    |                    | <p>歴史的建造物や蔵などの調査および保存活動に積極的に取り組み、本区の特色を生かした景観づくりに寄与した功績はまさに顕著であると認められます。</p> |  |  |
| <b>第3回（平成15年度）</b>  |                    |  | <b>第4回（平成16年度）</b>   |  |
| まちの再発見「文京歴史的建物の活用を考える会」たてもの応援団  |                    |  | 絵に残す文京区の景観「あるく・さぐる・えがく～文京描く会」  |  |
|   |                    |  |   |  |
| <b>第5回（平成17年度）</b>  |                    |  | <b>第6回（平成18年度）</b>   |  |
| 心に染みる感動の奉仕（鶴見芳雄さん、成澤まさ江さん）  |                    |  | 文の京 ロード・サポート播磨坂  |  |
|  |                    |  |  |  |
| <b>第7回（平成19年度）</b>  |                    |  | <b>第8回（平成20年度）</b>   |  |
| 緑のごみ銀行  |                    |  | 千駄木の森を考える会   |  |
|  |                    |  |  |  |

## 第9回（平成21年度）

## 須藤公園清掃活動（千駄木三丁目南部町会）



当町会が実施している清掃活動は、由緒ある庭園を美しく保つことを通じて人々に勇気を与え、文の京の景観づくりに貢献しています。

## 第10回（平成22年度）

## 大塚地区町会連合会



大塚地区町会連合会が作成した「地域再発見!!大塚マップ」は、地域の魅力を楽しく分かりやすく紹介し、文京区に対する理解と愛着を深める資料になっており、「文の京」の景観づくりに貢献しています。

## 第11回（平成23年度）

## 変化朝顔展示会（文京朝顔・ほおづき市実行委員会）



文京朝顔・ほおづき市実行委員会が運営する変化朝顔展示会は、育て方講習会や里親の募集など、未来に繋がるユニークな活動を行っており、「文の京」の景観づくりに貢献しています。

## 第12回（平成24年度）

## 小石川後楽園庭園南側緑道



毎日行われてきた清掃活動によって、緑道はいつも美しく保たれ、道行く人々を和ませ、「文の京」の景観づくりに貢献しています。

※第2回（平成14年度）は、景観づくり活動賞の受賞物件なし。

## ④景観広告賞

周辺景観に配慮し、及び調和している屋外広告物を表彰します。

## 第9回（平成21年度）

## 八重垣煎餅

## 根津1-23-9



味のある書体と人の目にやさしいデザインは、のれんや瓦の小庇などの店のしつらえとともに、地域に親しまれる広告として、文の京の景観づくりに貢献しています。

## 第11回（平成23年度）

## 菊見せんべい総本店

## 千駄木3-37-16



個性的な丸看板は、谷根千地区の歴史的な景観に配慮した店構えと相まって、歴史の重みと落ち着いた雰囲気を醸し出し、「文の京」の景観づくりに貢献しています。

## 第12回（平成24年度）

## 染物 洗張 丁子屋

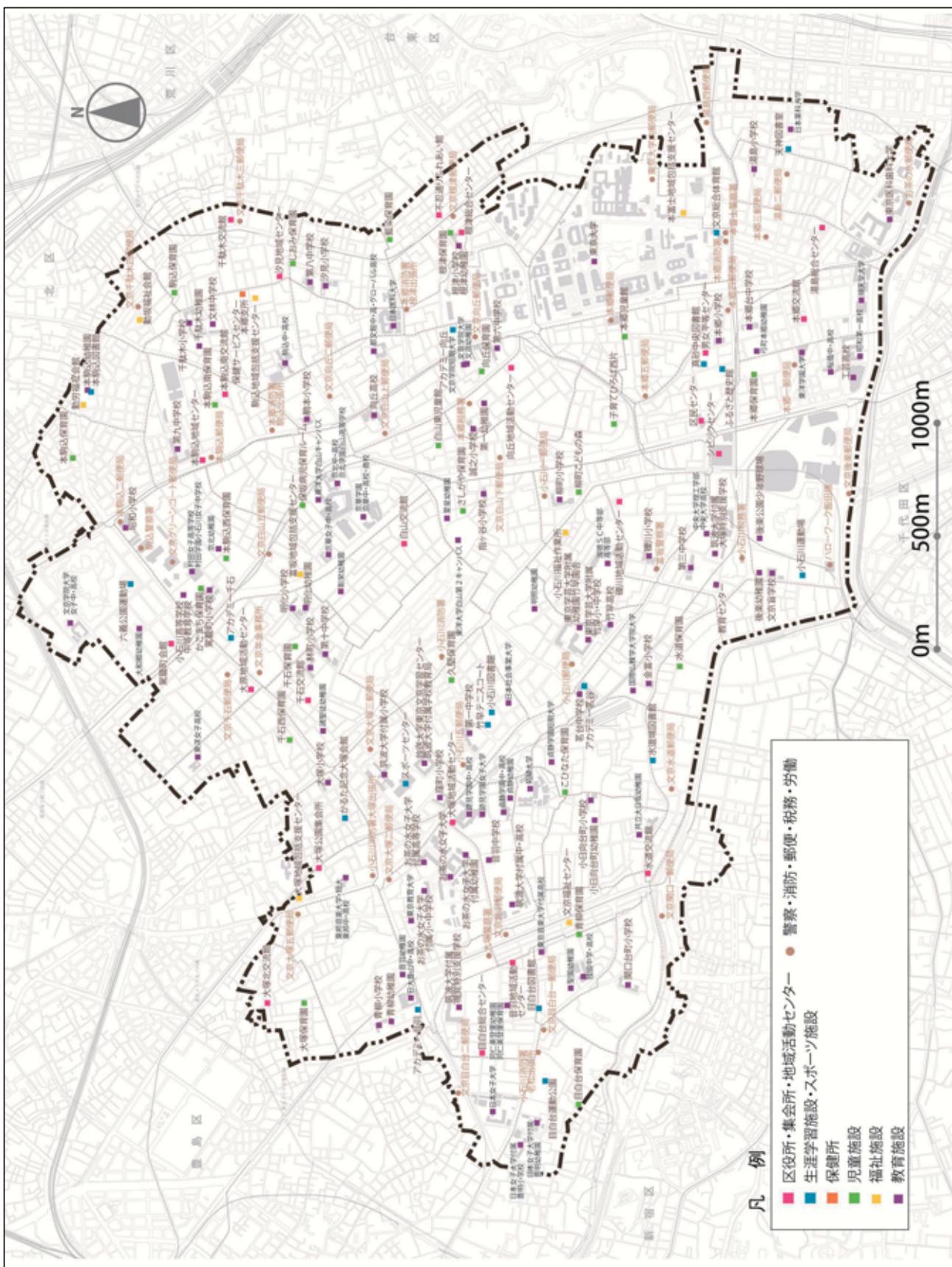
## 根津2-32-8



昔ながらの看板は、根津のまちなみの中で凛と佇み、歴史的な重みが感じられ、「文の京」の景観づくりに貢献しています。

※第9回（平成21年度）に賞創設。第10回（平成22年度）は、景観広告賞の受賞物件なし。

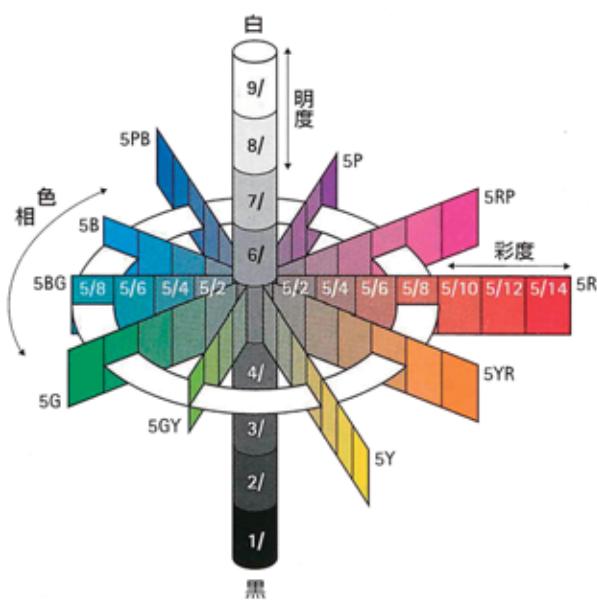
## 5：公共施設の位置図



凡例

## 6：マンセル表色系（色相・明度・彩度の説明）

文京区景観計画では、色彩を正確に表すための尺度として、マンセル表色系を採用しています。マンセル表色系ではひとつの色彩を [色相 (いろあい)] [明度 (あかるさ)] [彩度 (あざやかさ)] という3つの属性の組み合わせによって表現します。



色相は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット(R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP)とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

明度は、あかるさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

彩度は、あざやかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなります。



**8.1R 3.2 / 6.1**

色相=色合い 明度=明るさ 彩度=鮮やかさ  
8.1アール 3.2 の 6.1

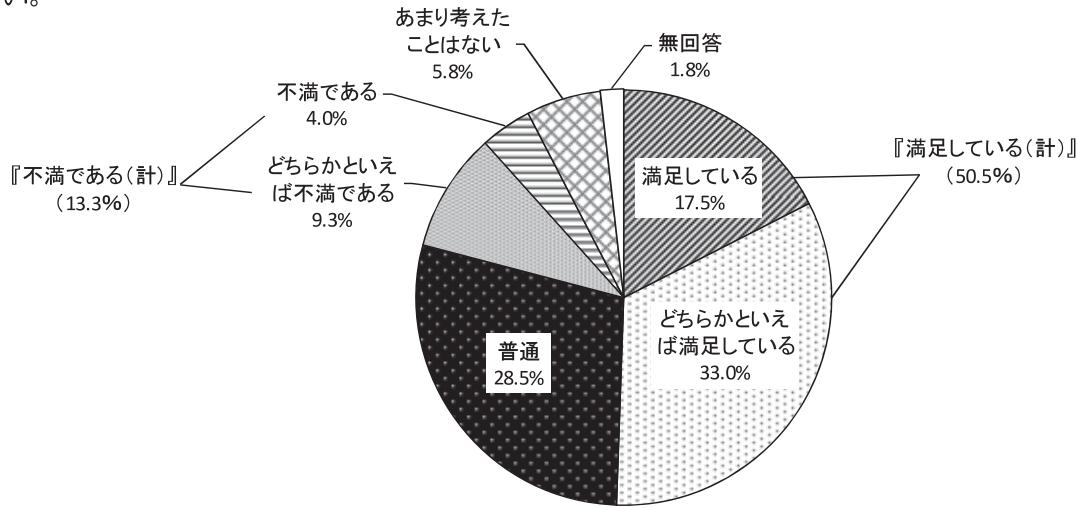
マンセル値は、これら3つの属性を組み合せて表記する記号です。

たとえば、東大赤門の色彩は8.1R3.2/6.1と表記し、「8.1アール、3.2の6.1」と読みます。



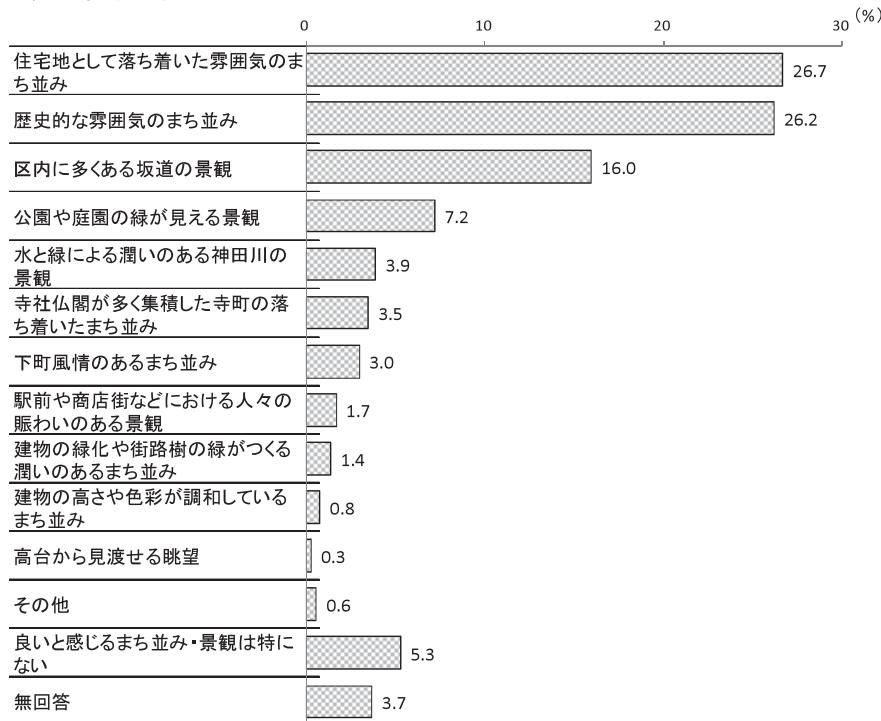
## 7：区民の景観への意識調査（第22回文京区政に関する世論調査（平成24年度）抜粋）

①あなたがお住まいの周辺地域のまち並み・景観について、どのように感じますか。1つお選びください。



「満足している」(17.5%)と「どちらかといえば満足している」(33.0%)を合わせた『満足している(計)』(50.5%)が5割を超えており、「不満である」(4.0%)と「どちらかといえば不満である」(9.3%)を合わせた『不満である(計)』(13.3%)は1割程度となっている。

②どのようなまち並み・景観が良いと感じますか。3つ以内でお選びください。



「住宅地として落ち着いた雰囲気のまち並み」(26.7%)と「歴史的な雰囲気のまち並み」(26.2%)が2割半ばと最も多く、次いで「区内に多くある坂道の景観」(16.0%)、「公園や庭園の緑が見える景観」(7.2%)などの順となっている。

## 8：計画策定の体制・経緯

### (1) 検討・審議等経緯

|       |                   |  |
|-------|-------------------|--|
| 平成23年 | 6月28日             | 平成23年第2回文京区議会定例会建設委員会<br>報告：景観行政団体移行に向けた景観計画の策定について  |
|       | 7月4日              | 平成23年度第1回文京区景観審議会<br>議題：景観行政団体への移行について   |
|       | 7月21日             | 第1回景観計画検討庁内連絡会<br>議題：景観行政団体への移行について  |
|       | 7月23日<br>～8月6日    | 文京区景観計画の策定に向けた意見交換会（第1回）<br>目的：区民の目線から見た「文京区らしさ」を感じる景観や、景観をより良くするためのアイディアなどについて、計画に反映させるため（5か所で開催） |
|       | 8月31日             | 第1回文京区景観計画検討委員会<br>議題：文京区景観計画検討委員会の運営等について<br>景観行政団体への移行について                                       |
|       | 9月18日<br>～9月25日   | 文京区景観計画の策定に向けた意見交換会（第2回）<br>目的：景観をより良くするためのアイディアや、区民が主役となって出来る取組のアイディアなどについて、計画に反映させるため（5か所で開催）    |
|       | 10月14日            | 第2回景観計画検討庁内連絡会<br>議題：（仮称）文京区景観計画骨子（案）について<br>景観形成重点地区の候補地区について                                     |
|       | 11月14日            | 第2回文京区景観計画検討委員会<br>議題：（仮称）文京区景観計画骨子（案）について<br>景観形成重点地区の候補地区について                                    |
|       | 12月13日            | 平成23年度第3回文京区景観審議会<br>議題：（仮称）文京区景観計画骨子（案）について<br>景観形成重点地区の選定について                                    |
|       | 12月15日<br>～12月22日 | （仮称）文京区景観計画骨子（案）の区民説明会（5か所で開催）   |
|       | 12月15日<br>～1月16日  | （仮称）文京区景観計画骨子（案）のパブリックコメント   |
| 平成24年 | 2月10日             | 第3回景観計画検討庁内連絡会<br>議題：文京区景観計画（骨子）について   |
|       | 3月5日              | 第3回文京区景観計画検討委員会<br>議題：文京区景観計画（骨子）について  |
|       | 3月27日             | 平成23年度第4回文京区景観審議会<br>議題：文京区景観計画（骨子）について  |

|                |                 |   |
|----------------|-----------------|---|
| 平成24年<br>(つづき) | 5月22日           | 第4回景観計画検討庁内連絡会<br>議題：文京区景観計画（素案）のたたき台について               |
|                | 6月21日           | 平成24年第2回文京区議会定例会建設委員会<br>報告：文京区景観計画（骨子）について             |
|                | 6月26日           | 第4回文京区景観計画検討委員会<br>議題：文京区景観計画（素案）のたたき台について              |
|                | 7月31日           | 第5回文京区景観計画検討委員会<br>議題：文京区景観計画（素案）について                   |
|                | 8月27日           | 平成24年度第1回文京区景観審議会<br>議題：文京区景観計画（素案）等について                |
|                | 8月30日<br>～9月3日  | 文京区景観計画（素案）等の区民説明会（5か所で開催）                              |
|                | 8月30日<br>～9月28日 | 文京区景観計画（素案）等のパブリックコメント                                  |
|                | 9月26日           | 平成24年第3回文京区議会定例会建設委員会<br>報告：文京区景観計画（素案）について             |
|                | 10月19日          | 第5回景観計画検討庁内連絡会<br>議題：文京区景観計画（案）等について                    |
|                | 11月16日          | 第6回文京区景観計画検討委員会<br>議題：文京区景観計画（案）等について                   |
|                | 12月12日          | 平成24年度第3回文京区景観審議会<br>議題：文京区景観計画（案）等について                 |
| 平成25年          | 1月23日           | 文京区景観計画（案）に係る東京都への意見照会                                  |
|                | 2月28日           | 平成25年第1回文京区議会定例会建設委員会<br>報告：文京区景観計画（案）について              |
|                | 3月18日           | 景観法第98条第2項の規定に基づく景観行政団体移行に係る東京都との協議                     |
|                | 3月29日           | 景観法第98条第3項の規定に基づく景観行政団体移行の公示                            |
|                | 5月1日            | 景観行政団体移行  |
|                | 5月1日<br>～5月30日  | 文京区景観計画（案）等のパブリックコメント<br>(景観法第9条第1項)                    |
|                | 5月9日<br>～5月13日  | 文京区景観計画（案）等の区民説明会（5か所で開催）<br>(景観法第9条第1項)                |
|                | 7月18日           | 平成25年度第1回文京区都市計画審議会<br>報告：文京区景観計画（案）について<br>(景観法第9条第2項) |
|                | 7月31日           | 平成25年度第1回文京区景観審議会<br>議題：文京区景観計画（案）について                  |
|                | 9月20日           | 平成25年第3回文京区議会定例会建設委員会<br>報告：文京区景観計画の策定について              |

## (2) 委員名簿

### ①文京区景観計画検討委員会 委員

|      |        |  |
|------|--------|--|
| 委員長  | 清水 泰博  | 東京藝術大学美術学部デザイン科教授 環境・設計研究室             |
| 副委員長 | 伊藤 香織  | 東京理科大学理工学部建築学科准教授                      |
| 委員   | 薩田 英男  | 一般社団法人東京都建築士事務所協会<br>有限会社薩田建築スタジオ代表取締役 |
| //   | 廣邊 裕二  | 公益社団法人東京屋外広告協会 東京ネオン株式会社相談役            |
| //   | 崎谷 浩一郎 | 文京区景観アドバイザー 有限会社イー・エー・ユー代表             |
| //   | 中村 悟   | 文京区景観アドバイザー 早稲田大学都市地域研究所客員研究員          |
| //   | 杉浦 友   | 公募委員                                   |
| //   | 鈴木 富佐子 | 公募委員                                   |
| //   | 中村 大亮  | 公募委員                                   |
| //   | 長谷川 秀司 | 公募委員                                   |
| //   | 柳澤 美樹子 | 公募委員                                   |
| //   | 渡部 敏明  | 企画政策部長                                 |
| //   | 手島 淳雄  | 区民部長                                   |
| //   | 曳地 由紀雄 | アカデミー推進部長                              |
| //   | 小野 孝道  | 都市計画部長（平成24年3月まで）                      |
| //   | 高畑 崇久  | 土木部長                                   |
| //   | 三縄 肅   | 資源環境部長（平成24年3月まで）                      |
| //   | 中島 均   | 資源環境部長（平成24年4月から）                      |
| //   | 高橋 豊   | 施設管理部長（平成24年3月まで）<br>都市計画部長（平成24年4月から） |
| //   | 中村 賢司  | 施設管理部長（平成24年4月から）                      |
| //   | 藤田 恵子  | 教育推進部長                                 |

## ②景観計画検討庁内連絡会 委員

|    |        |  |
|----|--------|--|
| 会長 | 小野 孝道  | 都市計画部長（平成24年3月まで）                                |
| 会長 | 高橋 豊   | 都市計画部長（平成24年4月から）                                |
| 委員 | 久住 智治  | 企画政策部企画課長  |
| // | 山崎 克己  | 区民部経済課長  |
| // | 柳下 幸一  | アカデミー推進部アカデミー推進課長（平成24年3月まで）                     |
| // | 富永 玲子  | アカデミー推進部観光・国際担当課長（平成24年4月から）                     |
| // | 中村 賢司  | 都市計画部計画調整課長（平成24年3月まで）                           |
| // | 吉谷 太一  | 都市計画部指導課長（平成24年3月まで）<br>都市計画部地域整備課長（平成24年4月から）   |
| // | 澤井 英樹  | 都市計画部住宅課長  |
| // | 高橋 征博  | 都市計画部地域整備課長（平成24年3月まで）<br>都市計画部計画調整課長（平成24年4月から） |
| // | 中島 均   | 都市計画部建築課長（平成24年3月まで）                             |
| // | 長塚 隆史  | 都市計画部建築課長（平成24年4月から）                             |
| // | 遠藤 道雄  | 土木部管理課長  |
| // | 小野 光幸  | 土木部道路課長  |
| // | 佐野 正   | 土木部みどり公園課長（平成24年3月まで）<br>都市計画部指導課長（平成24年4月から）    |
| // | 淺川 道秀  | 土木部みどり公園課長（平成24年4月から）                            |
| // | 海老澤 孝夫 | 資源環境部環境政策課長                                      |
| // | 鵜沼 秀之  | 施設管理部施設管理課長（技術）                                  |
| // | 八木 茂   | 教育推進部庶務課長（平成24年3月まで）                             |
| // | 椎名 裕治  | 教育推進部庶務課長（平成24年4月から）                             |

## 9：用語集

### あ行

|               |  |
|---------------|--|
| アイストップ        | 見通しの良い街路や交差点などにおいて、人の視線を引き付ける役割を果たす対象物のこと。           |
| インターロッキングブロック | 舗装に使われるブロックの一種。                                      |
| 意匠            | 建築物などの形状や模様、色彩などのデザインのこと。                            |
| オープンスペース      | 公園や広場、公共・公益施設の屋外空間、外構に設置された空地など、建築物によって覆われていない土地の総称。 |

### か行

|         |  |
|---------|--|
| 外構      | 敷地内における建築物や工作物の周りのスペースのこと。   |
| 区民      | 区内に住む人、働く人、学ぶ人。  |
| 区民等     | 区民、区内の土地、建築物又は工作物に関する権利を有する個人又は法人、区内において「建築行為等を行う事業者」で定める事業活動以外の事業活動を行う個人又は法人、地域活動団体（地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体）、非営利活動団体（公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、地域活動団体以外の非営利に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるもの）。 |
| 景観行政団体  | 景観計画の策定など、景観法に基づく諸施策を実施することができる地方公共団体のこと。都道府県、政令指定都市及び中核市は景観法の施行と同時に景観行政団体となり、その他の区市町村は、知事との協議により、景観行政団体になることができる。   |
| 景観協定    | 景観法に基づく制度で、景観計画区域内のある一定の区域において、土地所有者全員の合意に基づき定められる協定のこと。協定区域内の建築物の形態意匠、緑化、看板に関することなど、景観に関するルールを定めることができる。  |
| 景観重要建造物 | 景観法に基づく制度で、良好な景観の形成に重要なものとして、景観行政団体の長が指定する建造物。指定されると、現状変更等に当たり、景観行政団体の長の許可が必要となる。  |

|             |   |
|-------------|---|
| 景観重要公共施設    | 景観法に基づく制度で、道路、公園、河川などの公共施設のうち、良好な景観の形成に重要なものとして、景観計画に定めるもの。景観計画に、景観重要公共施設の整備に関する事項や占用等の許可の基準が定められた場合には、当該公共施設の整備は、景観計画に即して行われなければならない。  |
| 景観重要樹木      | 景観法に基づく制度で、良好な景観の形成に重要なものとして、景観行政団体の長が指定する樹木。指定されると、伐採等に当たり、景観行政団体の長の許可が必要となる。  |
| 景観地区        | 景観法に基づく制度で、一定の区域において、より積極的に良好な景観形成を誘導したい場合に、市区町村が都市計画として定める地区のこと。景観地区では、建物の形態意匠をはじめ、建物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建物の敷地面積の最低限度などを定めることができる。 |
| 景観法         | 良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いある豊かな生活環境の創造及び、個性的で活力ある地域社会の実現を図るため、行為規制や公共施設の特例、支援の方策などを定めた法律。                  |
| 化粧目地        | 石、れんが、コンクリートブロック、タイルなどの見映えをよくするために施す目地のこと。目地とは、石、れんが、コンクリートブロック、タイルなどの部材間の隙間や継ぎ目の部分のこと。   |
| 建築行為等を行う事業者 | 区内において、建築物の建築等、工作物の建設等、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、広告物の表示等（「建築行為等」という。）の事業主、代理人、設計者及び施工者その他建築行為等の事業活動を行うもの                                    |
| 公開空地        | 建築物の敷地内の空地のうち、日常一般に不特定の人々に公開される通路や広場等の空間。このうち、建築基準法第59条の2に規定された総合設計による建築物の敷地内のうち、歩行者が日常自由に通行または利用することができる部分を指すこともある。                    |
| コミュニティ道路    | 歩行者が安全かつ安心して利用できる、道路環境の創出を目的として整備する道路。  |

## さ行

|             |                                      |
|-------------|--------------------------------------|
| 震災復興地区画整理事業 | 関東大震災による被害が著しかった都心部を中心に進められた地区画整理事業。 |
|-------------|--------------------------------------|

|           |   |
|-----------|---|
| 戦災復興計画    | 終戦後の日本において、戦争によって被害を受けた都市の復興のために、大規模な土地区画整理事業を主軸として計画された戦災都市の復興計画。                                    |
| 市民緑地      | 屋敷林等の樹林地のうち、貴重なまとまりのある緑の空間として、区との契約により緑地として公開する土地。区が維持管理を行う。  |
| 斜面緑地      | 斜面に形成されている緑地のこと。  |
| 修景        | 元来は庭園美化などを意味する造園上の用語。建築物や道路・公園などの公共施設の形態・意匠・色彩などを周囲のまち並みに調和させることなど、都市計画的な景観整備一般のこと。                   |
| 準公園       | 都市公園には該当しないが、一般に公開され、実質的に都市公園と同様に利用されているもの。文京区内では、小石川植物園と占春園の二箇所がある。                                  |
| 植栽地盤      | 植物を植栽する場所の地盤の総称。  |
| スカイライン    | 山岳の稜線や建築物の連なりなどにより形成される空との境界線のこと。   |
| セットバック    | 建築物の壁面の位置を、敷地と道路の境界線より後退させ、ゆとりある空間を創ること。  |
| ソーシャルメディア | インターネットにおいてウェブ技術を利用して、サービスの利用者自身が情報を発信し、コンテンツを形成していくメディアのこと。代表的なツールとして、電子掲示板やツイッター、フェイスブック、ミクシィなどがある。 |

## た行

---

|             |  |
|-------------|--|
| 第1種低層住居専用地域 | 都市計画法第9条による用途地域のひとつで、低層住宅の良好な住環境を保護するための地域。12種類の用途地域の中で最も厳しい規制がかけられている。  |
| 地区計画        | 都市計画法に基づく都市計画のひとつ。用途地域等の広域的・一縷的な制限に対し、地区レベルのまちづくりの要請に応え、比較的小規模の地区を対象に建築物の用途、高さ、壁面位置、形態などの制限、公共施設の配置などをきめ細かく定め、その地区にふさわしい良好なまちづくりを進めるための制度。 |
| 眺望点         | まち並みやランドマークとなる建造物などへの眺めを望むことができる場所のこと。   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 辻広場                 | 本計画においては、道路が十字型に交差するところに設けられる広場、または、街区や敷地の一画に設けられる比較的小規模なオープンスペースをいう。  |
| 東京都景観計画             | 東京都が定める景観法に基づく景観計画（平成19年3月策定）。都全域の広域的な視点から届出対象行為や景観形成基準を定めているほか、景観形成特別地区や景観重要公共施設についても定めている。   |
| 東京都景観条例第20条に基づく事前協議 | <p>東京都では、都景観条例第2条第5号口に掲げる制度（下記参照）を活用して建築又は計画される建築計画等を対象に、同条例第20条に基づき、企画段階から事業者と景観に関する協議を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区（市街地再開発事業を伴うものに限る）</li> <li>・都市計画法第8条第1項第4号の特定街区</li> <li>・都市計画法第8条第1項第4号の2の都市再生特別地区</li> <li>・都市計画法第12条第1項第4号の市街地再開発事業</li> <li>・都市計画法第12条の5第3項の再開発等促進区を定める地区計画</li> <li>・建築基準法第59条の2の総合設計（都が許可する建築物に限る）</li> <li>・都市計画法第8条第1項第2号の3の特例容積率適用地区</li> <li>・上記以外に景観基本軸や景観形成特別地区内などで良好な景観を形成する上で、知事が必要と認める事業</li> </ul> |
| 東京都選定歴史的建造物         | 歴史的な価値を有する建造物（歴史的建造物）のうち、景観上重要であるとして東京都景観審議会の答申と所有者の同意を得て都が選定したもの（文化財は除く）。   |
| 土地区画整理事業            | 市街地開発事業のひとつ。土地区画整理事業法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画や形質の変更、公共施設の整備に関する事業。  |

## な行

|    |                                    |
|----|------------------------------------|
| 法面 | 山を切り開いたり土を盛ったりするなどして作られる人工的な斜面のこと。 |
|----|------------------------------------|

## は行

|                  |  |
|------------------|--|
| 文の京（ふみのみやこ）都市景観賞 | 文京区が実施している景観に関する施策のひとつ。区内の景観を形成している建築物、門・塀等の工作物、道路、公園、橋、広告物、花壇、緑化、まち並み等及び優れた景観づくりに貢献した地域活動等を文の京都市景観賞として表彰することにより、区民及び事業者の景観形成に対する意識の向上を図ることを目的とする。 |
|------------------|--|

|                     |  |
|---------------------|--|
| 文の京（ふみのみやこ）ロード・サポート | 道路の清掃や植樹帯を活用した美化活動など、地域が主体となって快適なまちづくりを進めていく制度。  |
| 文京区都市マスタープラン        | 都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもの。長期的な視点にたって、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を明らかにし、まちづくりのガイドラインとしての役割を果たす。文京区では、平成8年に策定し、平成23年に改定を行っている。 |
| ポケットパーク             | 都市の環境改善を目的として、市街地の中に設置される小規模な公園のこと。  |

## ま行

|            |   |
|------------|---|
| まち並みウォッチング | 文京区が実施している景観に関する施策のひとつ。区民等の景観に対する意識・関心を高めることを目的に、区民等とともにまち歩きを行い、文京区の特色ある景観を再発見するとともに、区の景観の良いところ・悪いところを評価する事業。 |
| 無電柱化       | 電線類の地中化や軒下・裏配線などにより、道路上から電柱を無くすこと。  |
| モニュメント     | 記念碑、記念建造物のこと。   |

## や行

|      |   |
|------|---|
| 用途地域 | 都市計画法に基づき、地域ごとの性格に応じて土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の用途や高さ、建ぺい率、容積率などについて一定の制限を加える制度。全部で12種類があり、文京区内ではそのうちの8種類が定められている。 |
|------|---|

## ら行

|        |   |
|--------|---|
| ランドマーク | 地域の目印となる建造物、地形（山、水辺、坂等）などの総称。景観形成上、重要かつ象徴的な要素のひとつ。          |
| 緑化ブロック | 床面や法面などに使われるブロックの一種。コンクリートで作られた箱状のブロックで、内部に土を入れて低木を植えこんだもの。 |
| 緑視率    | 人の普通の視野の範囲で撮影された写真を用い、その中に占める樹木等の緑の面積占有から算出される緑の割合。         |

## わ行

---

### ワークショップ

参加者が自ら体験したり議論しながら、何かを学んだり創りだしたりする手法のこと。住民参加型のまちづくりにおける検討手法のひとつとして用いられている。

# 文京区景観計画

平成25年10月策定

---

本計画は、平成25年11月1日より実施する

---

発行／文京区

編集／都市計画部

〒112-8555

東京都文京区春日一丁目16番21号

電話 03-3812-7111（代表）

---

地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1万分の1地形図を使用した（承認番号 平25関使、第53号）

再生紙を使用しています。

印刷物番号 G0213013

頒布価格 650円



文京区  
BUNKYO CITY